



2 事務総局（S G O）



2.1 全権委員会議（PP）

2.1.1 ドバイ全権委員会議（2018年）の結果概要

2018年ITU全権委員会議（PP-18）の結果報告

総務省 国際戦略局 国際政策課

1. はじめに

2018年10月29日から11月16日にかけて、アラブ首長国連邦（ドバイ）において、国際電気通信連合（ITU）全権委員会議（以下「会議」という。）が開催された。

会議には、ITU構成国193か国のうち180か国の代表団、セクターメンバー及び国際機関からのオブザーバを含め、2,300名以上が出席した。我が国からは、佐藤総務副大臣を代表団長とし、政府・民間企業の専門家等^{*1}、計37名が出席した。

会議では、2020年から4年間の活動方針（戦略計画）及



■写真1. 全権委員会議会場



■写真2. 日本代表団

び予算の大枠（財政計画）等に関する審議のほか、11の新決議等を含む文書を採択した。また、ITU事務総局長など幹部職員の選挙等が行われ、2019年からの4年間の新執行部が選出された。

2. 選挙結果

我が国が無線通信規則委員会（RRB）委員候補として擁立した橋本明氏（NTTドコモ標準化カウンセラー）は、全候補者中の最大得票数で選出された。また我が国も1959年以降12回連続で理事国に選出された。

事務総局長、事務総局次長、各局局長は表1のとおり選出された。女性が局長として選出されたのはITUでは初めてである。

■表1. 選出された事務総局長等

事務総局長	Mr. Houlin Zhao（中国）
事務総局次長	Mr. Malcom Johnson（英国）
無線通信局長	Mr. Mario Maniewicz（ウルグアイ）
電気通信標準化局長	Dr. Chaesub Lee（韓国）
電気通信開発局長	Ms. Doreen Bogdan-Martin（米国）

3. 会議構成

全体会合議長にMr. Majed ALMESMAR（アラブ首長国連邦）が、副議長に各地域からサウジアラビア、ルーマニア、ロシア、イラン、米国、ケニアが選出された。その他、地域及びジェンダーバランスに配慮しつつ、全体会合の下に設置された各委員会及び全体会合作業部会の議長、副議長が表2のとおり選出された。なお、各会合の議長のうち、半数以上（7名のうち4名）を女性が占めたのは、初めてである。

■表2. 各委員会及び全体会合作業部会の議長、副議長

委員会	議長	副議長
第二委員会（信任状）	Ms. Sameera BELAL MOMEN（クウェート）	ヨルダン、アンゴラ、チェコ、ウズベキスタン、エルサルバドル
第三委員会（予算統制）	Ms. Seynabou SECK CISSE（セネガル）	アラブ首長国連邦、カナダ、モザンビーク、スペイン、アゼルバイジャン、中国
第四委員会（編集）	Mrs. Rim BELHAJ（チュニジア）	エジプト、中国、メキシコ、ロシア、英国
第五委員会（政策及び法的問題）	Mr. Stephen BERAUX（バハマ）	イラク、ポーランド、コートジボワール、日本、アルメニア、パラグアイ
第六委員会（ITUの組織運営）	Mr. Dietmar PLESSE（ドイツ）	オマーン、ブラジル、スーダン、カザフスタン、韓国、スイス
全体会合作業部会（公共政策に関する問題）	Ms. Nur Sulyna ABDULLAH（マレーシア）	ブラジル、イタリア、ロシア、ガーナ、オーストラリア、バーレーン

*1 セクターメンバーからは、KDDI、NICT、NEC、NTT、NTTドコモ、日本ITU協会（アルファベット順）が出席

4. 個別主要議題の審議結果

(1) ITU憲章及び条約（改正なし）

真に必要な限りは憲章・条約を改正しないという提案がアジア太平洋及びアフリカ地域から提出され、他地域・国からも改正提案はなく、今次会議では改正なしで合意した。

(2) 2020～2023年のITUの戦略・財政計画（決議71、決定5）

戦略計画（決議71）は2020年から4年間のITUの活動方針を定めたもので、SDGs達成への貢献に向けてITUが取り組むべき内容を整理記述している。予算配分や各セクターの活動は同戦略に基づき行われる。

理事会作業部会にて作成した戦略計画案に基づいて議論が行われた。ビジョンは前会期から変更せず「世界的に接続され、電気通信/ICTにより全ての人に持続的な成長と発展をもたらす情報社会の実現」のまま、戦略目標は「Goal 1-Growth: デジタル経済/社会を支えるICTの利用拡大」「Goal 2-Inclusiveness: デジタルディバイドの解消」「Goal 3-Sustainability: 電気通信/ICTの急速な成長に伴う新たなリスク、課題、機会の管理」「Goal 4-Innovation: 電気通信/ICTイノベーション」「Goal 5-Partnership: ITUメンバーと全てのステークホルダーとの協力強化」の5つとすることで合意した。

ITU戦略計画で、電気通信標準化部門の目的へ“non-discriminatory”な国際標準化と記載することについては意見が分かれた。アラブ・アフリカ地域は障害者や地域的に不利な人も使えるようにという意味を含むことから同文言を残したいと主張したのに対し、欧米側は“discriminatory”という言葉自体に差別的な意味合いが含まれているため削除すべきと主張。結論として前会期の記載である“non-discriminatory”をそのまま残すこととした。また、同決議Annex 2 ITUを取り巻く状況の分析において、ITUが直面している脅威の1つとしてオンラインプライバシーを記載するようアラブ・アフリカ地域が主張したが、欧米側はプライバシーの概念は広く、オンラインプライバシーの議論を進めるに当たっては通信以外の部分も考慮する必要がありITUの文書に入れることはそぐわないと主張、結果、同文言は記載しないこととした。

財政計画（決定5）では、構成国が負担する分担金1単位あたりの金額の上限を、前会期と同じく318,000スイスフランに設定することを決定した。事務局からの財政計画案では、イベント開催等による収益の増大が掲げられていたが、各国

からITUは商業機関ではないとの意見が出たため、収益の増大を反映させない方向で収支見込を作成することとした。結果、前会期と同等の予算規模となる660.3百万スイスフランで収支を均衡させる財政計画を承認した。

(3) 地域プレゼンスの強化（決議25）

アラブ・米州・アジア・アフリカ地域からの修正提案が検討された。いずれも外部監査の指摘等を踏まえ、現在の電気通信開発局（BDT）に閉じた活動だけでなくOne ITUとして現在のDセクターに閉じている地域事務所等の活動をR、Tにも広げるものであり大きな方向性は同じであった。アラブ首長国連邦やヨルダンが各セクターの地域的な活動を事務局へ報告することを求めたのに対し、オーストラリア、ルーマニア、米国はあくまでBDTの組織として行うべきであると主張した。ロシアの指摘でITU憲章第118項の見解について、事務局より「BDTの活動はUnionの目的を達成するため」であり、現在でもR、Tの活動も含まれる、との見解が示され、レポートラインは従来のおりとした。その他、アジア地域が主張していた地域の関連機関とのコラボレーションや本部との重複の排除といった効率性の確保を取り入れ、修正決議を作成した。

(4) インターネット関連（決議101、102、133、180）

インターネットに関連する決議改正の議論では、ほぼ全ての論点において、既存の枠組みを維持し、マルチステークホルダーを尊重する日米欧と、ITUまたは政府の役割を強化しようとするアラブ・アフリカ地域を中心とした国々との間で意見が対立した。

インターネット資源管理におけるITUの役割に関する決議102の改正議論では、ccTLD（国別コードトップレベルドメイン）の決定に関するITUの影響力の行使について、ccTLDだけでなくgTLD（分野別トップレベルドメイン、例えば「.com」等）についても構成国の主権をITUが確保すべきと主張するサウジアラビア・南アフリカと、gTLDに係る問題は所管するICANN（特に政府諮問機関であるGAC）で議論すべきでありITUのマנדート外であると主張する英国・米国等が対立。結果、TLDに関する文言は変更せず、既存決議の記述を維持した。

また、インターネット関連決議（決議101、102、133、180）に、IPベースネットワークの発展に関与する関連組織の具体的名称として、既存のICANN等に加えてDONA財団^{*2}を追

^{*2} DONA (Digital Object Numbering Authority) 財団: DOA (Digital Object Architecture) の公共的利益のための技術的調整、ソフトウェア開発及びGlobal Handle Registry (GHR) の管理運営等のサービス提供を目的として設立された非営利団体（本部: ジュネーブ）。2014年にITUとの間でMOUを締結。

記する提案、また決議101にはITU-T勧告X.1255^{*3}を序文に追加することがアラブ地域から提案された。DONA財団及び特定の勧告の参照は技術中立性の観点から反対との立場の米国、カナダ、英国、ウルグアイ、日本等と、DONA財団及び上記勧告の重要性を訴えるアラブ・アフリカ諸国との間で意見が対立、議論が紛糾し全体会合まで結論が持ち越された結果、合意できなかった点の変更せず、既存決議の記述を維持することとした。

また、同決議中のCWG-Internet（国際的なインターネット関連公共政策課題に関する理事会作業部会）の委任事項に関して、「全てのステークホルダーが参加可能」とする提案が欧州地域から、「既存の構成国に加え、セクターメンバーも参加可能」とする提案が米州地域から、「参加者は構成国のみのもとし、インターネット関連公共政策課題に関する提案等を作成」する提案がアラブ・ロシア・アフリカ地域からなされた。本件も意見の対立は解消されず、既存決議の記述を維持することとした。

(5) ICT利用の信頼性及びセキュリティ醸成におけるITUの役割強化（決議130）

サイバーセキュリティの確保に関する国際協定の制定等、既存の枠組みを超えて国際ルール作りを積極的に推進しようとするアラブ・アフリカ地域と、ITUは技術開発や意識啓発、能力構築などにフォーカスすべきとする日米欧が対立する構図となった。長時間にわたる議論の結果、国際協定制定を求める提案は取り下げられ、その他の提案についてもITUの所掌は拡大せずという、我が国が受け入れられる内容で決着し、修正文書に合意した。

また、インドからデータ保護に関する新決議案が提案されたが、「データ」の定義が不明瞭なことや、各国の法制度との相違について日米欧が懸念を示した結果、提案は取り下げられ、決議130にベストプラクティスの共有や意識向上等を促す記載を追記することとした。

(6) 国際電気通信規則（ITR）の定期的レビュー及び改正（決議146）

アラブ・ロシア地域から、セキュリティ脅威等に対応するため、ITRを改正すべく2020年に世界国際電気通信会議（WCIT）を開催すべきとの提案がなされた。アフリカ地域及び中国は「改正を見据えてのITRレビュー専門家会合（EG-ITR）の継続」、米州地域は「理事会でのITRレビュー活動の実施（EG-ITRは終了）」、欧州地域は「ITRレビュー

活動自体の停止」を求めた。ITR改正には欧州・米州地域、オーストラリア、日本から強い反対が表明されたため、ITRレビューの実施に争点を絞って議論が進められた。議論では、EG-ITRの委任事項の作成是非及びレビュー結果としてITR改正提案の作成是非で意見が対立した。結果、①ITR改正及びWCIT開催は決定せず、②EG-ITRの委任事項は現在と同じく理事会で作成する、③改正提案に関するテキストは反映せず、で合意し、単純なレビュー継続にのみ言及する内容で決議146を修正した。

(7) IoTとスマートシティの促進（決議197）

アフリカ・アラブ・欧州・ロシア・米州・アジア地域及びインドより、決議197「グローバル・コネクテッド・ワールドのためのIoTの促進」の修正が提案された。アフリカ・アラブ地域からの提案には、タイトルの変更も含まれていた。

アフリカ・アラブ地域が政府の役割を強調するよう文言の修正を求めたが、日本、米国、英国等がそれに反対した。議論の結果、基本的に構成国の政策にまで踏み込んだ文言は追加しない形で妥協が図られ、双方が納得する形で合意した。なお、タイトルは、“Facilitating the Internet of Things and smart sustainable cities and communities”に修正された。

(8) ICTアプリケーション発展・利用の環境整備（決議201）

ICT開発指標にアフォーダビリティ（手頃な料金での利用可能性）の要素を盛り込むべきとする米州地域提案に対し、日本が、ICT料金の統計調査に関しては既に「ICTプライス・バスケット」がその役割を果たしており、同調査との重複を回避する必要があるとして反対を表明。同地域と日本との協議の結果、日本の主張どおり、アフォーダビリティの調査は引き続きICTプライス・バスケットが一括して担うことで決着した。（なお、ICT開発指標にアフォーダビリティの要素が盛り込まれた場合、同指標に関する日本のランキングは大きく下がることが予想される。）

(9) ブロードバンドネットワークへの接続性（決議203）

会議の2週目に、アフリカ及び太平洋島しょ国に属する10か国から、「SDGs達成のための成功の鍵としての衛星」と題する新決議案が提出された。内容はSDGsの達成にはブロードバンドが不可欠な役割を果たすことを考慮し、構成国に①宇宙を基盤としたブロードバンドシステムへの周波数確保の重要性を考慮すること、②宇宙を基盤とした通信技術により、遠隔地、サービスが不足・未提供の地域などへ普遍的・

*3 X.1255: ID管理情報を検索する一般的な枠組みを記述するITU-T勧告。

先進的なブロードバンドサービスを提供するために無線通信規則に従って必要な周波数へのアクセスを可能とする周波数管理フレームワークを開発することを求めるものであった。これに対して米国やカナダ等より、衛星系のブロードバンドにのみ言及されているため、地上系とバランスをとるべきといった意見や、既存決議との内容の重複に関する懸念が示された。議論の結果、衛星系及び地上系双方に言及する形で修文が行われた上でブロードバンドの接続性に関する既存決議203の修正として採択した。

(10) メンバーシップ関連

(ア) ITU活動への中小企業 (SMEs) の参加促進 (新決議)

中小企業 (SMEs) のITU活動への参加については、アラブ・米州地域からアカデミアのメンバーシップ条件とほぼ同等とする提案が出された。日本は、提案されたSMEsの権利がアソシエイトの権利を上回ること、アカデミアと異なりSMEsはセクターメンバーやアソシエイトと会社規模が異なるのみであることを指摘し、アソシエイトの特例措置とすべきことを主張し認められた。ITUの財政面への影響を見極めるため、次回2022年全権委員会議まで、以下の条件でSMEsがアソシエイトとして参加可能とする試行プロジェクトを継続することとした。

- ①SMEsの分担金：理事会による継続的なレビューを条件に、セクターメンバーの1/16単位（開発途上国は1/32単位）とする
- ②SMEsの参加申請は、各構成国の中小企業の定義に合致するとともに、従業員数が250人未満、かつ、理事会で定める事業収入以下でなければならない。
- ③子会社または関連会社のSMEsとしての参加は認めない。

(イ) アカデミアの参加形態 (決議169)

アカデミアについては、アドバイザーグループを含む3つのセクターの全ての活動に参加可能であること、ラポータや副ラポータへの就任が可能であることが明確化された。

(11) 宇宙資産登録システムの監督機関就任の辞退 (新決議)

私法統一国際協会 (UNIDROIT) は、2012年に可動物体の国際的な権益を規定する条約（ケープタウン条約、2001年）の宇宙資産議定書を採択し、宇宙資産の担保制度を創設し、ITUに対して民間が創設する宇宙資産の登録機関について、その公益性を確保するための監督機関になることを打診した。ITUは2014年全権委員会議において、これを受諾するか否かについて決定することとされていたものの、事務総局に対し2018年全権委員会議までの間に構成国から提起される質問に回答することを求める提案が本会合議

事録に記載・承認されるにとどまり、本件に関する議論は以降の理事会等において継続された。

会議では、ドイツより受諾すべき、米州地域より拒否すべき、アラブ地域より決定を延期すべき旨の新決議案が提案された。この結果、宇宙資産議定書の発効には10か国以上の批准等が必要であるところ、現時点では4か国のみが署名するにとどまっており、同議定書は発効していないこと等を認め、監督機関への就任要請を受諾しないこと、改めて要請があった場合は、将来の全権委員会議において改めて検討を行うこと、ITUはUNIDROITが開催する登録機関設立のための準備委員会へ引き続き参加し、理事会に報告することを定めた新決議を作成した。

(12) OTTs (新決議)

OTTに関する新決議案がアラブ・ロシア・アフリカ・欧州地域及び米国、ブラジルから提案された。アラブ・ロシア地域からは規制または国際公共政策の策定を念頭に置いてのOTT研究が提案されたが、米国、カナダ、英国、日本等が“regulation/regulatory”、“international policy”のワード追加に反対し、ITUにおけるOTTの研究スコープに関して意見が対立、週末も含め深夜まで議論された。結果、引用する既存決議等に含まれるテキスト以外には“regulation/regulatory”のワードを使用せず、ITUの関連Study Groupsにて、政策的側面を考慮した上でOTTに関する研究の促進を継続するという既存のマンデートの範囲内となるスコープで合意した。また、CWG-Internetにおいて政策策定につながる活動を行う提案がアラブ・ロシア地域からなされたが、米国、カナダ、英国、日本等が同CWGはOTTを扱う役割を持たない、既存のStudy Groupsと作業が重複するとして反対した結果、CWG-Internetで実施したOTTに関するオープンコンサルテーションの結果に関する事実のみの記載にとどまった。

(13) ITU本部ビル建て替えに関する議論 (新決議)

アラブ・アフリカ地域から決議194「ITU本部建物の長期的オプション」の削除提案があったものの、全権委員会議直前の臨時理事会の流れを受けて、米国の修正決議案を基に議論が行われた。プロジェクト総費用が増額となることは構成国の負担となることに各国にも理解が得られ、大きな反対意見はなかったが、今後の追加費用の可能性も含め新たな理事会決定（または決定588の改正）の含みを持たせることとして、決議194を削除し、「2016年理事会決議588を守り、新たな借り入れを行うことなくスポンサーやファンドを活用してプロジェクトを実施し、MSAG (Member States Advisory Group on Premises) が引き続きレビューを続ける等」の決

議を新たに作成することで合意した。

(14) 金融包摂ギャップ解消に向けたICTの活用（新決議）

アフリカ・アラブ地域より、金融包摂ギャップに関する新決議案が提案された。決議作成について反対はなく、日本を含む各国から文言の修正案等が提案され決議案が取りまとめられた。

全体会合作業部会において、マリ、ヨルダン、サウジアラビアより、本研究について「複数機関で重複がないことをどう確保するのか」との懸念が示されITU-T、D局長や関連するStudy Groupが行うべき事項がより具体化された書き振りへの修正で合意し、再び全体会合作業部会での審議を経て、新決議を作成した。

(15) 人身売買対策としてのICTの利用に関するITUの役割（新勧告）

アフリカ地域より、人身売買対策としてICTを活用する新決議案が提案された。人身売買に関しては、国連薬物・犯罪事務局（UNODC）が所掌であるため、米国、英国、メキシコ、日本等が、トピックの重要性は認めつつもITUで本件に関する取組みを行うことや、ITUが関連する専門知識を有していないこと等につき、懸念を表明した結果、事務局提案により、決議ではなく勧告を作成することとした。結果として、ITUの活動はマンドート内とされ、ITU及び構成国等への財政的・人的リソースの負担増等の懸念もなく、関連機関との連携を強調した問題ない内容で新勧告が作成された。

(16) AIに関する新決議案（決議作成せず）

AIに関する新決議案がアラブ地域から提案され、その対抗案が欧州地域、米国から出された。ITUでのAIに関する活動、特に政策や規制の作成はスコープ外と明記すべきとする英国、米国、カナダ、日本等と、活動を制限すべきではないとするアラブ・アフリカ・ロシア地域との間で意見が対立し議論が紛糾。最終日前日の全体会合にて朝5時まで議論するも対立は解消せず、結果、新決議は作成しないことで合意した。ただ、議論において、AIに関する研究は始まったばかりであるため、今次会議での決議作成は時期尚早だが、2020年の世界電気通信標準化総会（WTSA）で技術的な観点からの議論を求めるという発言が複数出たため、WTSA-20での決議作成に向けて動きが出てくると想定される。

(17) ビッグデータに関する研究（決議作成せず）

ロシアより、ビッグデータに関する研究を促進するための新決議案が提案された。日本は、構成国の主権に関わる事項や法的な側面に関する記述への懸念等を示した。英国と米

国は、ビッグデータの用語とスコープに明確性がないこと、内容のいくつかはITUのマンドートを超えていること、そもそも決議の必要性がないこと等を累次にわたり強調した。結果、新決議は作成しないこととした。

(18) 決議の合理化（第5委員会議長レポート）

アフリカ・米州・ロシア地域から全権委員会議及び3セクター間の決議の重複を排除するよう提案があった。特に3セクター間の決議において、全権委員会議決議と同じ序文を繰り返している点が効率性の観点から問題視された。会議は事務局に対し、各セクターアドバイザーグループ、セクター間調整チーム、理事会における検討のため、決議の分析を指示した。

5. おわりに

今会議は当初から予想されていたとおり、週末及び深夜・早朝まで激しい議論が行われた。一方で、各地域準備会合へそれぞれの地域代表を相互に派遣した上で、地域間調整会合を3回開催するなど、意見の調整が行われていたこともあり、本番での議論は、真に地域間、構成国間で立場が異なる課題に絞ることができた。加えて、Almesmar議長の采配により、全体会合においても多くの妥協点が見いだされ、実りの多い会議となった。

選挙においては、これまでアフリカ出身者が務めることが多かったITU-D局長に米国出身者が選ばれたこと、結果としてアフリカ地域出身の幹部職員が不在となったことから、来年以降、ITU内における構成国・地域間のバランスの再調整が行われると思われる。総務省として、引き続きITUにおける我が国のプレゼンスの向上に尽力していきたい。

最後に、長期間にわたり現地にご出張いただいた皆様、選挙活動にご協力いただいた皆様、レセプションにノベルティを提供していただいたセクターメンバーの皆様はこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。



写真3. Burj Khalifa（PP-18のロゴ入り）



2.1.2 釜山全権委員会議（2014年）の結果概要

ITU 全権委員会議（PP-14）の結果について

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課

1. はじめに

2014年10月20日から11月7日にかけて、韓国（釜山）において、国際電気通信連合（ITU）全権委員会議（以下「全権委員会議」を指すことが明らかな場合は「会議」といたします。）が開催されました。

会議には、ITU構成国193か国のうち、171か国から、各国代表団、セクターメンバー及び国際機関からのオブザーバーを含め約2,500名が出席しました。我が国からは、西銘総務副大臣を主席代表とし、総務省、KDDI（株）、（一財）日本ITU協会などから合計49名が出席しました。

会議では、2016年から4年間の活動方針（戦略計画）及び予算の大枠（財政計画）等に関する審議が行われ、51の決議を含む文書が採択されました。また、ITU事務総局長など幹部職員の選挙等が行われ、2015年から4年間の新執行部が選出されました。

洋地域において1959年以来連続で11回目の当選を果たしました。

その他の選挙結果の詳細は以下のとおりです。

ITU選挙職の選挙結果（来年からの新体制）

- ✓ 事務総局長
ザオ氏（中国）【新任】
- ✓ 事務総局次長
ジョンソン氏（イギリス）【新任】
- ✓ 無線通信局長
ランシー氏（フランス）
- ✓ 電気通信標準化局長
リー氏（韓国）【新任】
- ✓ 電気通信開発局長
サヌー氏（ブルキナファソ）



写真：全体会議の様子

2. 主な選挙結果

我が国から無線通信規則委員会（RRB）委員候補として擁立した、KDDI（株）の伊藤泰彦顧問が、我が国が所属するアジア・太平洋地域において激戦の結果（3議席に6名が立候補）、136票を獲得し、第1位で再選を果たしました。

また、理事国の選挙については、我が国はアジア・太平

RRB委員選挙の結果

B地域（欧州）定数2	C地域（東欧）定数2	A地域（米州）定数2
A・マゼンタ氏（イタリア） L・ジャンティ氏（オランダ） P・マヨール氏（ハンガリー） V・R・カルデロン氏（スペイン）	V・ストレリツ氏（ロシア） I・ハイロフ氏（ウクライナ） I・エフェンディエフ氏（アゼルバイジャン） R・ヌシャベコフ氏（カザフスタン） M・シミック氏（セルビア）	R・L・テラン氏（アルゼンチン） J・ウィルソン氏（米国）
D地域（アフリカ）定数3	E地域（アジア・太平洋）定数3	
S・キベ氏（ケニア） S・コフィ氏（コートジボワール） M・ベッシ氏（モロッコ）	伊藤泰彦氏（日本） N・B・ハマッド氏（アラブ首長国連邦） D・Q・ホアン氏（ベトナム） R・J・S・クシュバハ氏（インド） M・ストウヤロジョコ氏（インドネシア） A・ダルヴィシ氏（イラン）	当選 落選

理事国選挙の結果

B地域（欧州）定数8	C地域（東欧）定数5	A地域（米州）定数9
フランス ドイツ ギリシャ イタリア リトアニア スペイン スイス トルコ	アゼルバイジャン ブルガリア ポーランド ルーマニア ロシア キルギスタン マケドニア	アルゼンチン ブラジル カナダ キューバ コスタリカ メキシコ パラグアイ 米国 ベネズエラ バルバドス
D地域（アフリカ）定数13	E地域（アジア・太平洋）定数13	
アルジェリア ブルキナファソ エジプト ガーナ ケニア マリ モロッコ ナイジェリア ルワンダ	セネガル タンザニア チュニジア ウガンダ コートジボワール ザンビア カメルーン 南アフリカ	オーストラリア バングラデシュ 中国 インド インドネシア 日本 韓国 クウェート パキスタン フィリピン サウジアラビア タイ アラブ首長国連邦 バレーン イラン レバノン スリランカ マレーシア
		当選国 新規国 落選国



3. 会議の構成について

冒頭、全体会合において議長に韓国、副議長に米国、ポーランド、ロシア、ジンバブエ、インド及びアラブ首長国連邦が選出されました。その他、全体会合の下に設置された各委員会及び全体会合作業部会の議長、副議長に、地域バランスに配慮しつつ、下表のとおり選出されました。

会議期間中には、APT（アジア・太平洋電気通信共同体）加盟国の調整会合が合計8回開催され、APTが提出した共同提案の採択に向け、各提案の担当国の決定、議論の経過報告、他の地域提案との調整等が行われました。

また、全体会合においては、各国代表による政策演説が実施され、我が国からは、西銘総務副大臣が、変化の激しい情報通信技術（ICT）分野におけるITUの役割の重要性を指摘した上で、更なる活動充実と発展に貢献するため、最大拠出額である分担金30単位の拠出継続を表明する演説を行いました。



写真：政策演説の様子

4. 第五委員会（組織等）

(1) ITUの憲章・条約の恒久的な性質に向けた検討（決議163）

ITU憲章・条約は、全権委員会議ごとに改正が行われており、これに伴う構成国の国内作業が複雑かつ長期にわたること等が原因となり、改正文書の締約国数が毎回減少している現状があります。この問題について、前回2010年全権委員会議で採択された決議163に基づき、ITU憲章・条約の各条文を恒久的な性質のものとそうでないものとに再配置するための理事会作業部会が設立され、今次会議に対して作業結果が報告されました。

本件については、第五委員会において議論され、ITU憲章・条約の安定化を担保するための様々な方法が検討された結果、以下のとおり勧告が作成され、最終的に11月6日の全体会合において同勧告が採択されました。

ア 今次会議においては、憲章・条約を改正しない。

イ 決議163で設立された憲章安定化理事会作業部会を解散し、同決議を廃止する。

ただし、我が国及びアフリカ諸国からの強い要望により、本件勧告は、次回2018年全権委員会議において憲章安定化作業の是非及びその方法等について改めて議論することを前提とした内容となっています。

(2) 憲章・条約の改正提案

我が国は、各国から提案されている憲章・条約の改正提案に関して、改正が真に必要でありかつ他の方法で達成できないものでない限り原則として認めないとのAPT共同提案に理解が得られるよう努めました。

最終的に、憲章・条約の改正については、(1) のとおり、今次会議においては憲章・条約を改正しないとの勧告が採択されたため、憲章・条約の改正は見送られました。

委員会	議 長	副 議 長
第二委員会（委任状）	カザフスタン	ガイアナ、ウクライナ、ザンビア、中国、クウェート
第三委員会（予算統制）	ガーナ	キルギス
第四委員会（編集）	レバノン	米国、スペイン、英国、ロシア、マリ、中国
第五委員会（組織等）	スイス	ベラルーシ、セネガル、イラン、サウジアラビア
第六委員会（財政等）	豪州	ブラジル、ウズベキスタン、コートジボワール、アラブ首長国連邦
全体会合作業部会 （インターネット関係等）	バーレーン	カナダ、ドイツ、アゼルバイジャン、ケニア、日本

(3) 国際電気通信規則 (ITR) の見直し (決議146、171)

決議146は、国際電気通信規則 (ITR) の見直しの実施について定めており、我が国としては、ITRは、国際電気通信業務に関する一般原則を定めたものであり、頻繁に改正する必要があるものではないこと、また、ITRの改正を行う世界国際電気通信会議 (WCIT) の定期開催は、ITUの財政負担増につながる等の懸念があるため、適宜その旨指摘いたしました。

その結果、ITRは通常8年ごとに見直すこととし、2017年当初から開始するITRの見直しプロセス^[1]を定める旨決議146を改正するとともに、2012年WCIT開催準備を定めた決議171の削除が合意されました。

(4) ITU活動への参加形態 (決議169)

学術団体 (アカデミア) のITU活動への参加については、前回2010年の全権委員会会議において4年間の試験的な導入として認められました (決議169)。我が国としては、これまでのアカデミア活動の有益性に鑑み、アカデミアの参加を恒久化する旨決議169を改正する提案であるAPT共同提案に理解が得られるよう努めた結果、アカデミアの参加継続が認められました。一方、ITU活動への構成国、準構成国及びアカデミアの参加形態を見直す新決議 (COM5/3 (Busan, 2014)) に基づき、ITU活動への参加形態見直しの検討結果を、次回2018年全権委員会会議において考慮することとなりました。

(5) ITUの文書公開

ITUの文書公開については、2015年初頭より、ITUの会議・会合における全ての入力文書及び出力文書の公開を求める勧告が委員会における長い議論の後に全体会合で承認されました。ただし、私的プライバシー及び公共の利益を侵害するものに関しては文書公開の対象外とされております。

上記の勧告にあわせて、今次会議においては、財政・人事理事会作業部会に対して、文書公開の検討を継続し、ITU文書公開政策案を理事会に対して提出することなどを命じるとともに、理事会に対して、同作業部会から報告される政策案を検討した上で、適切に認可し暫定的に同政策を履行し、2018年の次回全権委員会会議において同政策を最終的に採択するか判断するため、同会議に報告するよう命じました。

(6) 航空機追跡システム

2014年3月のマレーシア航空機失踪を契機に、各種の国際機関において、地球全域をカバーできる衛星を利用した航空機追跡システムの重要性が認識されたことにより、当該システムに対する周波数分配をWRC-15の新議題として急遽追加すべきかどうか、今次会議において審議することとなりました。CITEL、APT、アフリカ電気通信連合 (ATU)、アラブ地域及びCEPTの各地域機関よりそれぞれ共同提案が提出され、各提案内容は以下の3点に集約されました。

ア 2015年世界無線通信会議 (WRC-15) の新議題として、航空機追跡システムを追加する決議案の作成に賛成する。

イ 全権委員会会議は無線の専門的会合ではないことから、技術的詳細についてはここでは議論しない。

ウ 本決議は、WRC-15で当該周波数分配の議論に予断を与えるものではないが、全権委員会会議としては、WRC-15に対し、本件は人命の安全にも関わる緊急を要する課題であることから、強い政治的メッセージを発信することが適当。

最終的に非公式会合を経て新決議 (COM5/1 (BUSAN, 2014)) が採択され、ITU条約119号に基づき、WRC-15に対し、緊急を要する事項として、その議題に航空機追跡システムの検討を含めることが命じられました。

(7) 宇宙資産登録システムの監督機関に関する議論

私法統一国際協会 (UNIDROIT) は、2012年に可動物の国際的な権益を規定する条約 (ケープタウン条約、2001年) の宇宙資産議定書を採択し、宇宙資産の担保制度を創設することとしています。担保制度創設に際しては、民間が宇宙資産の登録機関になりますが、その公益性を確保するため、この登録機関を監督するための機関を設置することとしており、UNIDROITよりITUに対して、当該監督機関になることが打診されています。

そのため、事務総局は、今次全権委員会会議で受諾の是非を最終的に決定することを予定していました。

これを受け、第五委員会においてUNIDROITに対するITUの役割を議論した結果、理事会は引き続きUNIDROITに関連する動向の監視を継続する一方、ITU事務総局は、当該監督機関となることについて関心を有することを表明し続けるとともに、次回2018年全権委員会会議までの間に、本件に関して構成国から提起される質問に回答する旨の

勧告がとりまとめられ、同勧告は全体会合において採択されました。

5. 第六委員会（財政等）

（1）構成国等による分担金の滞納

構成国等による分担金の滞納を改善するため、ITUが分担金を滞納している構成国等のITUへの参加停止・除名等の規定を柔軟に運用できるよう決議152が見直され、異論なく採択されました。また、滞納額に対する利子率の規定を条約から削除し、財政規則に記載するというロシア提案については、第五委員会におけるITU憲章・条約の改正を行わないとする合意を受けて取下げられました。

（2）ITUの監査（内部監査、外部監査及び独立会計監査（IMAC））

決議94（連合の会計監査）について、米国から外部会計監査報告の一般公開を求める新決議案が提案されましたが、第六委員会において米国から新決議案を取下げ、決議94に会計監査報告を一般公開する旨のテキストを追加したい旨発言がありました。後日、米国からの提案のとおり、外部監査報告をITUのウェブサイトで公表する旨のテキストが追加された決議94の改正案が提案され、同案は採択されました。

決議162（IMAC）について、米国及び米州電気通信委員会（CITEL）からは、これまでのIMACの有益性に鑑み、IMACの恒久化や報告書の一般公開等を求める寄与文書、欧州郵便電気通信主管庁会議（CEPT）からは、IMACの恒久化を求める寄与文書、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）及び通信地域連邦（RCC）からは、IMACを2019年まで延長する寄与文書がそれぞれ提出されていました。第六委員会においては、各国・地域の提案を支持する発言があり、アドホックグループにおいて各国・地域からの提案を踏まえた改正決議案の議論が行われました。意見は大きく対立することなく、IMACを継続し（on-going basis）、IMACの報告書は、理事会への報告の後にITUのウェブサイトに公表する案が作成され、同案は採択されました。

内部監査について、米国より内部監査報告の一般公表を求める提案がなされておりましたが、11月7日に開催された理事会特別部会において、財政規則第29条に、理事会への報告の後に内部監査報告を公開する旨のテキストが追加され、同案は採択されました。

（3）ITUの戦略・計画（2016－2019）

これまで理事会及び理事会作業部会において検討が行われてきた、次期（2016－2019年）の戦略・財政計画案が審議・承認されました。収支は635.7百万スイスフランで均衡させ、構成国が負担する分担金1単位あたりの金額の上限を、これまでと同じく318,000スイスフランに設定することが決定されました。

国際電気通信番号資源（INR）を新たな収入源とする案については、当初財政計画案において4年間で700万スイスフランが歳入として見込まれていましたが、米国、英国、ドイツ及び我が国などの強い反対により最終的に財政計画案の歳入項目から削除されました。

また、Varembéビルの建替えについては、スペイン及び事務総局が作成した案を基に同ビル建替え検討継続に向けた理事会作業部会の設置に係る決議案が検討され、新決議（COM6/5（BUSAN, 2014））が採択されました。同決議は、長期的視野に基づきVarembéビルのあり方について検討するための理事会作業部会を設立し、同理事会作業部会は2015年理事会より毎年理事会に報告書を提出することとされました。

6. 全体会合作業部会（インターネット関係等）

（1）世界情報社会サミット（WSIS）関係（決議140、172）

2015年以降のWSISの在り方とITUの今後の取組みについては、いかに2015年12月に国連で行われる全体総括レビューの結果を予断することなく、決議140にその内容を反映させるか、という点について集中的に議論されました。決議案の修文作業中、各地域提案ではなく議長（ロシア）自らが作成したという理事作業部会の報告書をベースに突然審議が開始され、豪州をはじめとする各国より懸念が表明されましたが、「既に理事会作業部会で合意した文書であり、時間の節約のためこれをベースに議論を行う」とのコメントが議長より出されました。

議論においては、ITUの取組む範囲をさらに拡大したいアラブ諸国及びロシアと、マンデートを拡大することなく優先順位の高い分野への取組みを深めるべきとする日米欧との間で意見が対立しました。最終的には、2015年に実施される国連全体総括レビューの結果を踏まえる旨の修文を行うことで合意されました。なお、決議172については、アラブ諸国より修文案、ロシア地域より削除案が出されましたが、この決議は役割を終えたとして削除されました。

(2) インターネット関連（決議101、102、133、178、180）

インターネット関連については、日米欧とロシア・アラブ諸国を中心とした国々との間で意見が対立しました。特に、国際的な大規模不法監視の対策の必要性（サウジアラビア提案）、OTT（Over the Top）サービスの課金方法に関するルール作りの必要性（サウジアラビア提案）、ITUのセキュリティへの取組み範囲拡大とインターネット資源管理への関与（インド新決議提案）等について意見が対立しましたが、日米欧の働きかけにより、それらの提案は取下げられ、ITUの果たすべき責務の中で、引続き、技術開発・人材育成などの分野で重要な役割を果たしていくことが合意されました。インドからの新決議提案については、今後もさらに議論を続けていきたい旨インドから発言があったため、今後の関連会合の場において同様の提案がなされる可能性があります。

また、米国及び欧州から提案されたインターネット理事会作業部会のオープン化については、それに反対するロシア及びアラブ諸国との間で意見が対立しましたが、最終的に、理事会のインターネット作業部会の前に実施するオープンコンサルテーション会合をマルチステークホルダー方式で行うことで合意されました。

(3) サイバーセキュリティ関連（決議130、174,179、181）

サイバーセキュリティ関連については、「国際的な不法監視対策のために取組みを強化すべき」（サウジアラビア提案、ロシア・中国支持）等、現在のITUのマンデートを越える内容の提案が出され、ITUは、技術開発や人材育成の分野において、引続き重要な役割を果たすべきとの考え方である我が国・米国・欧州との間で大きく対立しました。

我が国からは、決議130の基本的な内容を変更することなくITUが取組むべき優先分野に注力すべき、また、国家安全保障などのセキュリティ分野は、ITUの所掌範囲ではないとの基本的な考え方に基き、米国・欧州と連携しつつ対処した結果、ITUの果たすべき責務の中で、引続き、技術開発・人材育成などの分野で重要な役割を果たしていくことが合意されました。

7. エボラ撲滅の支援

ICTの利用によるエボラ出血熱の撲滅のための新たな決議が全会一致で採択され、我が国はこれに賛同するとともに、18万スイスフラン（約2,000万円）の支援を表明しました。今後、ITUと我が国は、本決議に基づき、ICTを活用

したプロジェクト管理ツール（対策に必要な情報の効率的な提供）の開発を協力して推進していく予定です。

8. 今後の会議・会合日程

2015年から2019年の期間における会議・会合の日程について、以下のとおり決定され、決議77の修正が採択されました。また、次回の全権委員会議について、アラブ首長国連邦から招請の意向が表明されました。

会議・会合	日 程
世界電気通信標準化総会（WTSA）	2016年（第4四半期）
世界電気通信開発会議（WTDC）	2017年（11月～12月）
全権委員会議（PP）	2018年（第4四半期）
無線通信総会（RA）	2019年 （10月26日～30日）
世界無線通信会議（WRC）	2019年（11月2日～27日）

9. おわりに

今回の会議では、地域単位の活動（調整会合等）が活発に行われ、特に新興国（UAE、ブラジル等）からの参加者が、それぞれ流暢な英語とリーダーシップで会議をひっぱり、各国から賞賛されて、非常に大きなプレゼンスを示していました。

また、今回の会議で選出された新執行部は、2015年1月1日からそれぞれの職に就任しています。2015年開催される、ITU理事会をはじめ、2016年以降もWTSA、WTDCと重要な会議が予定されています。今後も我が国が重要な役割を果たしていけるよう、理事会などの機会を利用して働きかけをしていきたいと考えています。

末尾になりましたが、関係者の皆様方のご支援により、無線通信規則委員会委員への伊藤候補の再選及び我が国の理事国への再選を果たすことができたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

注

[1] ITRの見直しプロセス（決議146）

- ア 理事会は、構成国及びセクターを対象とした専門家グループを設立する。
- イ 同グループは、2018年理事会に報告書を提出し、その後、2018年全権委員会議にも提出する。
- ウ 2018年全権委員会議は、同グループからの報告書を検討し、要すれば適切な行動な行動をとる。

2.2 理事会（C）

2.2.1 理事会の構成

ドバイ全権委員会議（2018年）

A地域（アメリカ） 9カ国

アルゼンチン共和国
バハマ国
ブラジル連邦共和国
カナダ
キューバ共和国
エルサルバドル共和国
メキシコ合衆国
パラグアイ共和国
アメリカ合衆国

B地域（西ヨーロッパ） 8カ国

フランス共和国
ドイツ連邦共和国
ハンガリー
ギリシャ共和国
イタリア共和国
スペイン
スイス連邦
トルコ共和国

C地域（東ヨーロッパ） 5カ国

アゼルバイジャン共和国
チェコ共和国
ポーランド共和国
ルーマニア
ロシア連邦

D地域（アフリカ） 13カ国

アルジェリア民主人民共和国
ブルキナファソ
コートジボワール共和国
エジプト・アラブ共和国
ガーナ共和国
ケニア共和国
モロッコ王国
ナイジェリア連邦共和国
ルワンダ共和国
セネガル共和国
南アフリカ共和国
チュニジア共和国
ウガンダ共和国

E地域（アジア・南洋州） 13カ国

オーストラリア連邦
中華人民共和国
インド
インドネシア共和国
イラン・イスラム共和国
日本
大韓民国
クウェート国
パキスタン・イスラム共和国
フィリピン共和国
サウジアラビア王国
タイ王国
アラブ首長国連邦

2.2.2 2018年次ITU理事会の結果概要

2018年次ITU理事会の結果概要報告



総務省
国際戦略局
国際政策課

ごとう あきら
後藤 晃



総務省
国際戦略局
国際政策課

つちや ゆきこ
土屋 由紀子

1. 概要

2018年次ITU理事会は、4月17日から同月27日にかけて、スイス・ジュネーブのITU本部にて開催された。

理事会は、全権委員会議（4年に1回開催するITUの最高意思決定機関。以下PP）で決定した今会期（2016–2019年）のITUの活動方針や予算枠組みをもとに、活動の進捗や効率的な運営に係る状況の評価を行うとともに、会期中のITUをめぐる環境変化に対応し、広範囲な国際電気通信に係る諸課題の検討等を任務として毎年開催される。

今次理事会にはITU構成国（193か国）のうち48の理事国等から500名以上が参加し、ITUの重要課題について審議が行われた。とりわけ、今回は2018年10月末から開催される2018年PP（PP-18）前の理事会であるため、PP-18での主要議題の1つである次会期（2020–2023年）の戦略計画案、ITU全体での4年間の活動報告、国際電気通信規則専門家グループの最終報告書等について審議が行われた。

今次理事会の議長は、慣例に基づき昨年の理事会で副議長を務めたロシアのRashid Ismailov氏、副議長は地域順のアフリカからエジプトのElsayed Azzouz氏が選任された。また、管理委員会（ADM）は2017年に引き続き議長は米国のVernita Harris氏、同副議長はスイスのDirk-Olivier VON DER EMDEN氏、及びマリ共和国のAbdourhamane Touré氏が務めた。

以下、今次理事会の個別主要課題の結果について報告する。

2. 個別主要議題の結果

2.1 次会期（2020–2023年）の戦略計画案

戦略計画2020–2023案は、次会期におけるITU全体の目標や活動方針等を定めたものであり、同計画に従ってITUの予算・人材が配分される重要な文書である。

今次理事会に先立ち、4月16日に開催された第4回戦略計

画理事会作業部会において、過去3回の同作業部会での議論やパブリックコンサルテーションに提出された意見を踏まえた戦略計画案（文書64附属書1）が事務局より報告された。

同戦略計画案の主な内容としては、ITUが目指すビジョン、ITU全体のミッション、全ての意思決定において重視すべき共通理念、ITU全体の5つの戦略目標、4年間で期待される26のターゲット等が定められ、同戦略目標を達成するためのITU各部門の具体的な活動目標及び成果指標が設定されたほか、持続可能な開発目標（SDGs）との連携促進、成果ベースの評価手法等が盛り込まれている。

上記作業部会においては、事務局提案に加えて、中国（文書77）及び米国（文書88）からの修正提案も併せて審議され、共通理念として新たにアカウンタビリティを盛り込むこと、戦略目標にデジタルエコノミー推進へのITUの役割について盛り込むこと、ターゲットについて実現可能でより有効なものに改めること、国際標準の整備において「差別なき」国際標準と明示することの是非、5つの戦略目標とITU各部門の活動目標との関連付け等広範な 이슈について、活発な議論及び多くの修文がなされた。上記の中にはコンセンサスに至らず未確定となっている部分がいくつか残されているが、それも含めて理事会に戦略計画案について報告がなされた。理事会においては内容について特段の議論はなく、米国、ポルトガル、ポーランド、ロシア、インドから、取りまとめに尽力した同作業部会の議長（ブラジル）及び事務局への賛辞と謝意が示され、戦略計画案についてはPP-18で議論して最終決定することとなった。

2.2 次会期（2020–2023年）の財政計画案

事務局より、次会期におけるITUの活動に係る予算枠組みを定める財政計画2020–2023案（文書64附属書5）、及び分担金1単位当たりの額を今会期同様318,000スイスフラン（約3500万円）に定める文書（文書61）が紹介された。併

せてロシアから、予算と財政の制約に基づいた現実的な戦略計画の作成提案（文書80）が紹介された。

財政計画案においては、2018-2019年の2か年予算をベースに算出した4年間の収入見込みは6億4400万スイスフラン（約715億円）であり、うち4分の3が加盟国の分担金負担となっている。支出見込みも同額であり、収支均衡の予算枠組みとなっている。また、戦略計画におけるITU全体の戦略目標や各部門の活動目標との連携や、成果ベースの評価を強化することが盛り込まれている。

今次理事会での主な議論としては、2017年の世界電気通信開発会議（WTDC-17）において承認された電気通信開発部門（ITU-D）における3000万スイスフランの地域プロジェクト予算（文書66）の要求に関して、アフリカ諸国をはじめ途上国から極力多くの予算枠を確保するよう要望があったが、欧米諸国より財源確保の実現可能性を踏まえた予算枠にすべきとの指摘があり、2018-2019年は2017年の余剰金より200万スイスフラン、2020-2021年は300万スイスフランを割り当て、財政計画案に盛り込んだ上で、PP-18に提出することが承認された。また、衛星ネットワークの申請に係る処理時間を短縮し、規定の期間内に処理を完了できるよう改正措置を講じることに伴い、予算の変動が生じる場合には財政計画案に必要な修正を行うことが提案された。

上記を踏まえた財政計画案についてPP-18で議論し、最終決定することとなった。

2.3 ITU選挙立候補者のガイドライン

2022年以降のITU全権委員会議に関して、幹部職選挙立候補者が一堂に会して各候補者の理念や方針等について構成国が聴取する公聴会を開催するブラジル提案（文書95）、及びITU内部の職員が幹部職選挙に立候補して選挙活動を行う際に、透明性、公平性、公正性を確保し、その職権を濫用して外部の候補者より有利な活動をする事のないよう、倫理ガイドラインを定める事務局提案（文書5）について議論された。

公聴会の開催時期については、立候補締め切り（PPから28日前）後の地域準備会合の前後またはPP前日の2案が事務局から提示されたほか、ブラジルからは、PPと同年の理事会の前日、すなわち6か月前程度とし、また、言語については流暢でなくても良い英語を幹部職は話す必要があることから、英語で実施すべき旨、提案された。これに対し、米国、カナダ、ドイツ、ポーランドから良い案であるとして支持があった一方、ロシア、UAE、サウジアラビア、マリ、ウガンダ、セ

ネガルからは6か月前の段階では立候補締め切りがPPの28日前であるため候補者が出揃わず、また、48か国が参加対象の理事会と絡めるのは公平ではないこと、6言語に対応すべきなど反対が示された。

本件は双方の見解を踏まえて時期等を再度検討し、PP-18において議論した上で、最終決定することとなった。

2.4 EG-ITR最終報告書

PP-14の決議146にて、国際電気通信規則（ITR）のレビュー開始、レビューを行う専門家グループ（EG-ITR）の設立、及びEG-ITRの最終報告書を今次理事会及びPP-18に提出することが決定された。EG-ITRは計4回開催され、今次理事会に先立ち2018年4月12日及び13日に開催されたEG-ITR最終会合にて、最終報告書を作成した。作成に当たり議論は紛糾したが、結果、様々な意見がバランスよく反映され、また日本が寄与文書にて提案したテキストも追加され、問題ない内容で完成することができた。

EG-ITR議長（メキシコ）から同報告書（文書79）、米国（文書91）、ブラジル（文書92：ブラジル、カナダ、メキシコ、パラグアイ、米国の共同文書）から寄与文書の説明が行われ、審議された。

同グループ継続の必要性やITRの重要性に関する意見、ITR改正のための世界国際電気通信会議（WCIT）開催は不要等様々な意見が出たが、即時のITR改正またはWCIT開催の必要性を訴える意見は出なかった。結果、理事会に出た意見をまとめたサマリーレコードとともに、同最終報告書がPP-18に提出されることで承認された。

2.5 非静止衛星網（NGSO）衛星ネットワークファイリングのコストリカバリに関する検討

NGSOファイリングに関する無線通信部門（ITU-R）での検討結果として、事務局より報告が行われた（文書36）。それに対し、カナダ（文書75）、米国（文書90）、ロシア（文書83）から寄与文書の説明が行われ、審議された。

コストリカバリの手順については、日本も支持する手順の適用にて合意したが、新たに設立するExpert Groupの業務内容に関し、サウジアラビアが静止衛星網（GSO）も対象にすべきと主張して議論が紛糾した。

オフラインで協議した結果、GSOの検討に関しては、①NGSOのstudy終了後とすること、②例外的に複雑なGSOの場合のみとすること、と範囲を限定することで合意した。グループの議長には、ロシアのNikolay Varlamov氏が指名された。

2.6 南アジアへのエリア事務所設立に関する提案

インドから、南アジア（ニューデリーまたはバンガロール）にITU南アジアエリア事務所及び技術イノベーションセンターを設立する旨の提案がなされた（文書85）。これらの事務所設立に当たっては、インドが初期費用及びスタッフ人件費等を含む4年間の運営費を負担し、その期間のITU負担費用はゼロとする提案であった。提案に当たり、日本をはじめとするアジア地域諸国（韓国、タイ、マレーシア、オーストラリア）、ITUアジア・太平洋地域事務所、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）には事前の照会等はなかった。

当初はインドの単独提案であったが、今次理事会中に個別にアプローチしたと思われる、バングラデシュ、ブルキナファソ、ナイジェリアが会期中に共同提案者となり、賛成を表明。米国、カナダ、ドイツ、パキスタン等の国より、基本的なコンセプトの重要性には理解を示しつつも、ITU本部の事務負担増加等の間接的影響はあり、バンコクのITU地域事務所との作業重複やプロジェクトの分担等、相談の必要性、詳細情報の不足等が指摘された。

議論の結果、今次理事会では決定せず、ITUの間接的な費用負担、本部と新事務所との契約関係、外交特権、機材の整備等について事務局で更なる分析を行った上で、その結果をPP-18直前の次回理事会（2018年10月27日開催）

に報告し、再度審議することとなった。

2.7 ITU本部ビルの建て替え

PP-14において、現在の3つのITU本部ビル（バレンベ、タワー、モンブリアン）のうち、老朽化したバレンベビルのあり方について検討することが決定され、2016年理事会において「タワービルを売却し、バレンベビルを建て替える」案で決定されたもの。

事務局より、本プロジェクトの進捗が報告された（文書7）。UAEより、Member States Advisory Groupにおける検討事項として、タワービル及びモンブリアンビルのレンタル案も事務局がサーベイすることになった旨の言及がなされたため、ホスト国であるスイスのほか、ドイツ、米国等から懸念が示された。特にスイスからは、ホスト国からの150万スイスフランの無利子貸し付けは、2016年理事会の決定588におけるタワービル売却が前提条件であり、この決定が変更されるならば将来のローンプロセス全体に影響があるとの強い懸念が示された。

UAE、スイス、事務局とでオフライン調整した結果、理事会決定588は変更せず、ホスト国とITUとのリエゾンコミッティにおいて、この件をコンサルすることとなった。



ITUCOUNCIL
GENEVA 2018

■写真. 2018年次理事会参加者による集合写真（©ITU/D.Woldu、flickrのITU Pictures提供）

2.2.3 2017年次ITU理事会の結果概要

2017年次ITU理事会の結果概要報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 主査 土屋 由紀子

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 事務官 いわい ゆうすけ 岩井 優介

1. 概要

2017年次ITU理事会が、2017年5月15日から同月25日にかけて、スイス（ジュネーブ）のITU本部にて開催された。

理事会は、全権委員会議（4年に1回開催。ITUの最高意思決定機関）の会期の間のITUをめぐる環境変化に対応するため、広範囲な電気通信政策問題の検討を任務として毎年開催される。

今次理事会にはITU構成国（193か国）のうち48の理事国等から450名以上が参加し、ITUの重要課題について審議が行われた。

今次理事会の議長は、慣例に基づき昨年の理事会副議長のイタリア（Eva Spina氏）が選任され、副議長は地域順によりロシア（Rashid Ismailov氏）となった。また、管理委員会（ADM）の議長は米国（Vernita Harris氏）、同副議長はスイス連邦（Dirk-Olivier VON DER EMDEN氏）及び昨年に引き続きマリ共和国（Abdourhamane Touré氏）が務めた。

以下、今次理事会の個別主要課題の詳細について報告する。

2. 個別主要議題の対処結果

2.1 インターネット関連

(1) インターネット関連国際公共政策課題に関する理事会作業部会（CWG-Internet）の次回オープンコンサルテーションのテーマ（文書51）、寄与文書：インド（文書88）、中国（文書90）、米国（文書91）、サウジアラビア（文書105）

全権委員会議決議102に基づきオープンコンサルテーションのテーマはCWG-Internetが決定するが、2017年2月のCWG-Internetで米国提案「ジェンダー平等」とサウジアラビア・ヨルダン・UAE・クウェート・スーダンの共同提案「OTTsに向けた公共政策検討」とで議論が対立し、初めてテーマ決定に至らず、今次理事会に指示が要請された。

はじめに事務局から上記経緯が説明され、続いて米国から「ジェンダー平等の1テーマでの開催」、サウジアラ

ビアから「ジェンダー平等とOTTの2テーマでの同時開催」、インドから「OTTの1テーマでの開催を支持」、中国から「テーマ数の増加」が提案された。

米国案を支持する日本、カナダ、オーストラリア、ルーマニア他西欧諸国等と、2つとも重要なテーマのため同時開催のサウジアラビア案を支持する中国、UAE、ナイジェリア他アフリカ諸国、インド案を支持するロシア、ブラジル、エジプト他アフリカ諸国とで意見が対立。議長から「最初（2017年9月）にジェンダー平等、次（2018年1月）にOTTでの実施」が提案されたが、同提案にサウジアラビア、UAE、セネガル等が反対し議論が紛糾。議長からCWG-Internet議長（サウジアラビア）を議長とした非公式会合の開催が指示された。

しかし、日本をはじめとする関心を有する国（カナダ、オーストラリア、ルーマニア、英国、チェコ等）からの再三のリクエストにも関わらずCWG-Internet議長はこれを見捨て、非公式にサウジアラビアと米国とのみでバイ会合を実施した。

米国からバイ会合の合意結果として、「①1テーマでの開催、②最初にOTT案、翌年1月にジェンダー案を実施、③サウジアラビア提案のOTTに関するオープンコンサルテーション質問案は問題あるテキストを削除した内容で合意済」が上記関心を有する国に共有されたが、各国は③質問案に懸念があるとして反発。米国以外の上記関心を有する国からCWG-Internet議長に質問の一部変更を求めるも、米国と既に合意済であることを理由に変更を拒否された。再度関心を有する国で相談の結果、今回は米国の立場を尊重してやむなくバイ会合の合意結果を受け入れることとし、次回のオープンコンサルテーションのテーマは「OTTsに向けた公共政策検討」に決定した。

今回は非公式会合の開催方法に問題があったため、日本からCWG-Internet議長に対し、今後は必ず関心を有する国をオープンに招いて非公式会合を開催するよう強く要請するとともに、米国にも適切に情報提供するよう求めた。

(2) オープンコンサルテーション回答の分析、寄与文書：

サウジアラビア（文書103）

サウジアラビアより、オープンコンサルテーションに対する全てのステークホルダーからの回答に関して、事務局が“コンセプチュアルな全体分析”と“表明された合意事項と懸念事項”をCWG-Internetに提供することが提案された。

オープンコンサルテーションには全てのステークホルダーが参加可能だが、CWG-Internetは構成国しか参加できない。政府だけが参加するクローズドな場でインターネットに関する“分析”の文書作成は、マルチステークホルダーのアプローチに反するとして、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ等は反対。日本も「概要分析はオープンコンサルテーションに参加していない人に誤解を与える恐れがあるため反対。現在のレポート（全ての回答を編集せずそのまままとめたもの）で十分」と主張して反対。アラブ諸国やロシア、インド、ブラジル等がサウジアラビア提案を支持したが、結果、現在のレポートのままとし、分析は行わないことで合意した。

(3)「障がい者へのアクセスに関する国際公共政策」に関する新決議作成の提案、寄与文書：サウジアラビア（文書102）

サウジアラビアより、新決議「障がい者へのアクセスに関する国際公共政策」の作成が提案された。「障がい者のためのインターネットアクセス」というテーマにて過去（第2回）オープンコンサルテーションも開催されており、テーマの重要性については異議がなかった。しかし新たな決議作成については、類似の決議（全権委員会決議175）が既に存在しており、かつITU-Tでも研究が進められているため、日本はじめ米国、カナダ、オーストラリア、リトアニア等が反対。一方、UAE、ロシア、エジプト、ジンバブエ、キューバ等が決議作成を支持。コンセンサスが取れないため、議長からCWG-Internet議長を議長とした非公式会合の開催が指示された。

非公式会合が今度はオープンに開催された結果、今次理事会での新決議作成は見送られ、来年の理事会で検討するという結論で合意した。

2.2 財政・人事

(1) 国際電気通信番号資源（INR:International Numbering Resources）（文書43）、寄与文書：米国（文書92）、サウジアラビア（文書106）

INRへの追加課金により、ITUの新たな財源を確保しようとするもので、2014年理事会において事務局から提案がなされて以降、コストリカバリーベースでの実施、市場価格ベースでの実施、課金体系について継続的に議論されてきたが、未だ合意に達していない。

今次理事会では、主管庁を経由せずITUが直接事業者に付与する2つの番号（ユニバーサル国際フリーフォン番号（UIFN）及び発行者識別番号（IIN））に課金対象が絞られた案が事務局より提案された。（現在は、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者から登録料のみ徴収。毎年の維持費の徴収はない。）

【事務局提案】

- ①：ITU-T非加盟メンバーから、UIFN1番号当たりCHF20及びIIN1番号当たりCHF100の維持費を毎年徴収
- ②：UIFN1番号当たり既存のCHF200からCHF300、及びIIN1番号当たり既存のCHF100からCHF150に登録料を増額

続いて、米国から文書92に基づき、INRについてはコストリカバリーベースでの課金が検討されるべきで、市場価格ベースの議論はするべきでないと提案された。一方サウジアラビアからは、UIFN、IINに加えその他3番号への登録料の増額・新設、毎年の維持費の新設、登録事業者のITU-Tメンバーへの強制加入が提案された。

「市場価格ベースでの課金に反対」とする国（オーストラリア、カナダ、ドイツ等）と、「WTSA-16で採択された新決議実施及び新たな歳入創出のため、INRへの更なる課金に賛成」とする国（UAE、チュニジア、アルジェリア、ロシア等）とでコンセンサスが取れず、日本からはINRへの課金について「ユーザーメリットのない制度であり反対」と主張した。

今次理事会ではコンセンサスを得られないと判断したADM議長が議論打ち切りを宣言したところ、サウジアラビアとUAEから議事進行に係る発言（points of order）があり、改めて議論は継続、ADM議長指示によりJeferson Fued Nacif氏（ブラジル）を議長としたAd-hocグループの開催が決まった。

計3回開催されたAd-hocグループの結果、UIFNとIINを課金対象とし、コストリカバリーベースでの登録料の増額及び毎年の維持費の新設を定めたDecision案が合意された。しかし、維持費の被課金主体がDecision案に明記されていなかったため、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者に課金すると考えていたサウジアラビア等

と、事務局提案のとおりITUのメンバーは課金対象外と考えていた日本、米国、オーストラリア等とでADMにおいて議論が紛糾。ランチ中にADM議長とAd-hoc議長とが非公式に協議することとして、午前中のADMは終了した。

非公式協議の結果、登録料は、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者に課金し、料金はコストリカバリーベースで増額（UIFN：CHF300、IIN：CHF150）、毎年の維持費は、ITU-T、ITU-Rのセクターメンバーを除く全ての登録事業者にUIFN、IINともに年間CHF100を課すことで決定、Decision600及び601が作成された。

(2) 在ジュネーブ国際機関の地域調整給引き下げ分の補填提案（文書118、情報文書26）

国際人事委員会（ICSC）は物価変動等の調査結果等により、在ジュネーブ職員の地域調整給（Post Adjustment）を7.7%引き下げることが昨年10月に決定したが、現在、在ジュネーブ国際機関が連名で異議申し立てを行っており、今年7月のICSC会合にて、今年8月までとなっている経過措置期間延長の可否が示される予定である。これを受け、ICSCとの協議が不調に終わった際にも現状の給与水準に引き戻されるまでITUが給与の補填を続けるという内容の事務局提案が提出された。

本提案は今次理事会期間中の5月19日（金）に提出され、更に提出当日に審議されたため、各国は十分な検討時間が用意されていないと反発。22日（月）にジュネーブグループ*が開かれ、「ICSC法（Statute）第11条cに定められているとおり、ICSCが決定することがマンドートとして与えられている以上、今般の事務局提案のようなICSCの役割を損なう代替案は支持できない」旨がグループ各国の共通認識として確認された。

同月23日（火）のADMにおいて、ジュネーブグループ各国が国連組織としてのICSC勧告順守を提言したが、財政に影響はない（現状の地域調整給にて既に予算が組まれているため）という事務局からの説明、更に職員の意欲低下の危機を訴える事務総局長のステートメントにより、サウジアラビア、ナイジェリア、チュニジア等多くの国から補填を認める意見があり、結果、非公式協議となり、事

務総局長の判断により事務局提案は取り下げられた。

しかし、ADM議長レポートの記述が事務局寄りであったため、ジュネーブグループで協議の結果、ADM議長レポートの修正文をプレナリーに共同提案した。しかし、修正が同グループ構成国だけで作成された点、修正内容が大幅に見えた点、本議論が最終日プレナリー終了時刻直前であった点等から、サウジアラビア、UAE、ナイジェリア等の国々は時間がないことを理由に反発。カナダが修正内容を説明しようとしたところ、ケニア、キューバ、フィリピンが相次いでpoints of orderを行い議論が中止。既に会議終了時刻を過ぎていたため、表明されたすべての立場を議長がサマリーレコードに残すとして、議論は中断されたまま理事会は終了した。

理事会終了後、ジュネーブグループ各国で相談した結果、今回のADMレポートの修正案と、議事運営及び手続規則に対する懸念を事務局に共同提出した。

(3) 2018～2019年予算（文書10、50、52、63、71）、寄与文書：ロシア（文書80）、ロシア他（文書98）、UAE（文書110）

事務局より、2018～2019年の予算案が文書10に基づき提案された。予算案は予備勘定からの引き出しなしで均衡するよう作成されており、2年間で計CHF320.1百万、前期予算と比較してCHF1.2百万縮小された。

これに対しロシアから、1996年から2017年までのITU-Rの財的・人的資源の分析に基づき、2018～2019年予算案のITU-R予算の増加が提言された。

またロシア他からの共同提案として、唯一地域事務所が無いCIS地域のエリア事務所の地位向上が提案された。

加えて、事務局から文書52に基づき、WTSA-16で採択された財政的影響を持つ決議が説明され、UAEからは文書110に基づき、同決議実施のためのITU-Tへの追加的財政支援が提案された。

さらに、事務局から文書63に基づき、昨今のテロ等国際情勢を踏まえたセキュリティ強化の必要性及びそれにかかる費用について説明された。

最後にカナダ等から、文書71に記載のジェンダー平等化

* ジュネーブグループは、国連専門機関等の行財政問題について議論する先進国の非公式グループ。国連通常予算の分担率が1%以上、かつ行財政問題に関する基本的な考え方が一致（like-minded）している国で構成されており、現在17か国（米国・英国・フランス・ドイツ・カナダ・イタリア・日本・オーストラリア・オランダ・スペイン・スイス・メキシコ・ロシア・韓国・スウェーデン・ベルギー・トルコ）が参加。

の取組みに関する予算が配算されていないことが指摘され、予算配分が提案された。

上述の支出項目は予算案に追加されることとなったが、2017～2018年における節減及び衛星ネットワークファイリングの増収により追加支出分は賄われ、全体収支は均衡していることが確認され、2018～2019年予算案は承認された。

- (4) 財政・戦略的影響を有するMOUへのITUの参加（文書48、50）、寄与文書：米国（文書93）、サウジアラビア（文書104）

全権委員会決議192では、財政・戦略的影響を有するMOUにITUが参加する場合の基準及びガイドラインの定式化が理事会に指示されており、2015年以降の財政・人的資源に関する作業部会（CWG-FHR）及び理事会で議論されてきた。2017年1月のCWG-FHRの結果、更なる議論と誰もが受け入れ可能な解決策を見つけるよう要請された。

米国から文書93に基づき、過去の指摘点を踏まえた基準及びガイドラインが提案された。一方サウジアラビアから、いかなるMOUもITUの財政・戦略的目的にネガティブに影響していないことから、理事会からのガイダンスや承認を得るまでMOUへのITUの参加を延期させることは現実的でなく、ITUの戦略性を損なうという見解を2018年全権委員会（PP-18）に報告し、PP-18は決議192に関して適切な行動をとるように提案した。

ITUのむやみな活動を制限するため、基準及びガイドラインを策定したい米国、日本、オーストラリア、カナダ等と、制限を課したくないサウジアラビア、UAE、中国、チュニジア、ロシア等で議論が対立。コンセンサスが得られないため、事務総局長に対して、本議題についての更なる検討が必要である旨PP-18へのレポートに含むよう指示することとなった。

- (5) ITUメンバーシップ及びITU非加盟メンバーの参加促進（文書50）、寄与文書：ブラジル（文書97）、アルゼンチン（文書100）

ITUはこれまでもアカデミアメンバー制度等により、幅広いメンバーの参加を促進しているが、その促進方策についてブラジルとアルゼンチンから提案がなされ、SMEやITU非加盟メンバーの参加促進方法について引き続きCWG-FHRで検討することとなった。

またSME参加促進の一環として、SME参加の試験プロジェクトの所掌事務が以下のとおり決定した。

- ・SME参加の試験プロジェクトに興味のあるITU-D及びITU-TのStudy Group（SG）を募集する。
- ・SMEは試験プロジェクトを実施するSGに参加できるが、decision-makingには参加できない。
- ・各国政府が定めるSMEの定義に基づき、政府を経由してSMEの参加リクエストが提出される。
- ・試験プロジェクトはPP-18まで実施され、事務局は2018年理事会に進捗レポートを提出する。

2.3 その他の考慮すべき事項

2019年世界無線通信会議（WRC-19）及び無線通信総会（RA-19）の開催場所（文書27）

2016年理事会でのエジプトからのWRC-19及びRA-19の招致立候補を受け、エジプト政府と事務局が1年間調整を続けた結果、ジュネーブで開催する場合の設備等を基準とした最低限の基準に沿うことをエジプトが約束した。それを受け、エジプト（シャルム・エル・シェイク）が同会議開催場所として今次理事会で承認され、WRC-19のジュネーブ開催を定めた理事会決議1380が修正された。今後193の構成国に対して、開催場所変更に関する確認手続きが取られ、過半数の支持が得られた場合、エジプトでの開催が正式に決定する。

(参考) 予算

Council 2017
Geneva, 15-25 May 2017



Document C17/132-E
26 May 2017
Original: English

RESOLUTION 1387
(adopted at the tenth Plenary Meeting)

BIENNIAL BUDGET
OF THE
INTERNATIONAL TELECOMMUNICATION UNION FOR 2018-2019

The Council,

in view of

the provisions of the Convention of the International Telecommunication Union,

bearing in mind

a) the provisions of Decision 5 (Rev. Busan, 2014) of the Plenipotentiary Conference on the Revenue and Expenses of the Union for the period 2016-2019, which specifies that the contributory unit for Member States for the years 2018-2019 shall not exceed CHF 318,000;

b) the provisions of Article 11 of the Financial Regulations and Financial Rules of the Union relating to the transfers of appropriations,

resolves to approve

the biennial budget of the Union for 2018-2019, amounting to CHF 159,877,000 for the budget year 2018 and to CHF 164,740,000 for the budget year 2019, or in total CHF 324,617,000 for the biennium 2018-2019, appropriated as follows:

	<i>In thousands of Swiss francs</i>		
	2018	2019	2018-2019
a) General Secretariat	90,549	90,935	181,484
b) Radiocommunication Sector	27,988	31,598	59,586
c) Telecommunication Standardization Sector	13,505	13,631	27,136
d) Telecommunication Development Sector	27,835	28,576	56,411
Total expenses	159,877	164,740	324,617

• <http://www.itu.int/council> •

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるITU\支給\2章\2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132!!MSW-E) TABLE1,2のみ？.DOCX

26.07.17

01.08.17

further resolves

1. to set the amount of the annual contributory unit for 2018 and 2019 at CHF 318,000 on the basis of the class of contribution chosen by Member States under No. 160 of the Constitution and No. 468 of the Convention of the International Telecommunication Union, i.e. on the basis of a total of 334 1/4 units;
2. to set at CHF 63,600 the annual value of the contributory unit for 2018 and 2019 for defraying the expenses of meetings of the Radiocommunication Sector (ITU-R), the Telecommunication Standardization Sector (ITU-T) and the Telecommunication Development Sector (ITU-D) payable by Sector Members, in accordance with No. 480 of the Convention of the International Telecommunication Union;
3. to set the financial contribution for Associates as follows:
 - CHF 10,600 for Associates participating in the work of ITU-T and ITU-R;
 - CHF 3,975 for Associates participating in the work of ITU-D;
 - CHF 1,987.50 for Associates from developing countries participating in the work of ITU-D;
4. to set the annual fee for academia, universities and their associated research establishments as follows:
 - CHF 3,975 for organizations from developed countries participating in the work of the three Sectors;
 - CHF 1,987.50 for organizations from developing countries participating in the work of the three Sectors;
5. to authorize the Secretary-General to adjust the appropriations in relation to the items of expenses in a) and b) below in accordance with the incurred changes through the use of the Reserve Account, and provided that the Reserve Account is kept at the level prescribed in Decision 5 (Rev. Busan, 2014):
 - a) changes in salary scales, pension contributions and allowances, including post adjustments, applicable to Geneva, as adopted by the United Nations common system;
 - b) Fluctuations in the exchange rate between the US dollar and the Swiss franc in so far as this affects the staff costs for those staff members on United Nations scales.
6. to grant the Secretary-General for the 2018-2019 biennium, with respect to *Rule 6.1* of the Financial Regulations and Financial Rules, the necessary flexibility to compensate overspend on categories 1 and 2 (Staff costs) from savings on categories 3 to 9 (Non-staff costs) and make the necessary transfers, if so needed;
7. to authorize to balance the 2018-2019 accounts, should the need arise, from surplus in revenue;
8. to instruct the Secretary-General to transfer CHF 1,000,000 from the Reserve Account on 1 January 2018 to the ASHI fund in order to address the unfunded long-term liabilities.

Annexes: Tables 1-12

- 3 -
C17/I32-E

Table 1
Budget 2018-2019 - Planned expenses by Sector

	Actual 2014-2015	Budget 2016-2017 **	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	In thousands of Swiss francs Estimates 2018-2019
Operating expenses						
1 - General Secretariat	170,251	177,422	81,377	88,479	89,365	177,844
2 - Radiocommunication Sector	55,900	57,501	26,522	27,988	31,598	59,586
3 - Telecommunication Standardization Sector	24,811	25,832	13,295	13,505	13,631	27,136
4 - Telecommunication Development Sector	57,379	56,941	27,229	27,835	28,576	56,411
5 - Other	828	0	0	0	0	0
TOTAL	309,169	317,696	148,423	157,807	163,170	320,977
Capital expenses						
1 - General Secretariat ***	3,287	3,588	1,780	2,070	1,570	3,640
2 - Radiocommunication Sector	86	0	0	0	0	0
3 - Telecommunication Standardization Sector	0	0	0	0	0	0
4 - Telecommunication Development Sector	38	19	19	0	0	0
5 - Other	0	0	0	0	0	0
TOTAL	3,411	3,607	1,799	2,070	1,570	3,640
Total expenses						
1 - General Secretariat	173,538	181,010	83,157	90,549	90,935	181,484
2 - Radiocommunication Sector	55,986	57,501	26,529	27,988	31,598	59,586
3 - Telecommunication Standardization Sector	24,811	25,832	13,295	13,505	13,631	27,136
4 - Telecommunication Development Sector	57,417	56,960	27,248	27,835	28,576	56,411
5 - Other	828	0	0	0	0	0
TOTAL	312,580	321,303	150,229	159,877	164,740	324,617

* At 17 February 2017

** Presented Budget differs from original approved budget due to transfers made in line with Financial Regulations and Rules Article 11

*** CHF 0.5 million planned for one time capital expense for Migrate Web Channel (WCEM) and SIEM architecture for the year 2018

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これで行かるITU\支給\2章2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132\IMSW-E) TABLE1.2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 4 -
C17/132-E

Table 2

Budget 2018-2019 - Revenue by source

	Actual 2014-2015	Budget 2016-2017	Actual 2016 *	Estimates 2018	In thousands of Swiss francs Estimates 2019	Estimates 2018-2019
A. Assessed contributions						
A.1 Member State contributions	219,500	212,742	106,292	106,292	106,292	212,584
A.2 Sector Member contributions						
- Radiocommunication Sector	12,892	13,160	6,571	6,580	6,580	13,160
- Telecommunication Standardization Sector	13,758	15,240	6,525	7,620	7,620	15,240
- Telecommunication Development Sector	3,294	3,350	1,614	1,675	1,675	3,350
Total Sector Members	29,944	31,750	14,710	15,875	15,875	31,750
A.3 Associates						
- Radiocommunication Sector	376	570	206	285	285	570
- Telecommunication Standardization Sector	2,768	3,270	1,354	1,635	1,635	3,270
- Telecommunication Development Sector	50	70	27	35	35	70
Total Associates	3,194	3,910	1,587	1,955	1,955	3,910
A.4 Academia	447	400	299	279	279	558
A.5 Conference contributions	149	0	3	0	0	0
Total assessed contributions	253,234	248,802	122,891	124,401	124,401	248,802
B. Assessed contributions to regional conferences – RRC	0	0	0	0	0	0
C. Cost recovery						
C.1 Project support-cost revenue	1,202	2,750	538	1,375	1,375	2,750
C.2 Sales of publications	36,568	37,000	18,995	19,000	19,000	38,000
C.3 Products and services under cost recovery						
- UIFN	297	500	118	500	500	1,000
- TELECOM	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500	3,000
- Satellite network filing	21,979	26,000	13,231	14,000	14,000	28,000
- Other cost-recovery revenue	177	0	138	0	0	0
Total products and services under cost recovery	25,453	29,500	14,987	16,000	16,000	32,000
Total cost recovery	63,223	69,250	34,520	36,375	36,375	72,750
D. Income from interest	237	600	54	300	300	600
E. Other revenue	785	200	225	100	100	200
F. Withdrawal from the Reserve Account	-1,197	2,451	0	-2,245	1,095	-1,150
G. Savings from budget implementation	0	0	0	946	2,469	3,415
TOTAL	316,282	321,303	157,690	159,877	164,740	324,617

* At 17 February 2017

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これで行かるITU\支給\2章2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132\IMSW-E) TABLE1,2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 5 -
C17/I32-E

Table 3

Budget 2018-2019 - General Secretariat

Operating expenses by section		Actual 2014-2015	Budget 2016-2017 **	Actual 2016 *	Estimates 2018	In thousands of Swiss francs Estimates 2019	Estimates 2018-2019
Section 1.1	Plenipotentiary Conference	1,087	0	0	1,480	0	1,480
Section 1.2	World Telecommunication Policy Forum	0	247	0	0	218	218
Section 1.3	World Summit on the Information Society	91	100	50	50	50	100
Section 2.1	Council and Council Working Groups ***	1,024	1,531	427	718	689	1,407
Section 7	Activities and programmes	14,829	18,291	8,161	9,417	9,417	18,834
Section 9	Secretary-General's Office and departments	153,220	157,253	72,739	76,814	78,991	155,805
	- Office of the Secretary-General and Deputy Secretary-General	5,101	5,807	2,480	3,087	3,093	6,180
	- Legal Affairs Unit	2,182	2,340	1,108	1,150	1,167	2,317
	- Internal auditor	950	1,381	712	674	677	1,351
	- Strategic Planning and Membership Department	19,292	16,424	7,735	8,361	8,421	16,782
	- Conferences and Publications Department	53,558	55,138	24,738	26,238	27,157	53,395
	- Human Resources Management Department	23,823	24,352	11,203	11,560	11,604	23,164
	- Financial Resources Management Department	12,757	13,526	6,278	6,674	6,719	13,393
	- Information Services Department	35,557	38,285	18,485	19,070	20,153	39,223
TOTAL		170,251	177,422	81,377	88,479	89,365	177,844

* At 17 February 2017

** Presented Budget differs from original approved budget due to transfers made in line with Financial Regulations and Rules Article 11

*** Includes EG-ITRs

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるITU\支給\2章2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132\IMSW-E) TABLE1.2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

Table 4

Budget 2018-2019 - General Secretariat

Operating expenses by section and category		In thousands of Swiss francs								
		Staff Costs	Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	Audit and inter-agency fees and misc.
		Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9
Estimates 2018										
Plenipotentiary Conference		1,131	17	80	205	0	12	30	0	5
World Telecommunication Policy Forum		0	0	0	0	0	0	0	0	0
World Summit on the Information Society		0	0	0	50	0	0	0	0	0
Council and Council Working Groups *		358	8	296	52	0	3	0	0	1
Activities and programmes		0	7,332	0	495	0	65	0	25	1,500
Secretary-General's Office and departments		47,974	14,288	620	4,287	5,257	1,187	463	1,759	979
TOTAL		49,463	21,645	996	5,089	5,257	1,267	493	1,784	2,485
Estimates 2019										
Plenipotentiary Conference		0	0	0	0	0	0	0	0	0
World Telecommunication Policy Forum		70	4	37	36	60	5	5	0	1
World Summit on the Information Society		0	0	0	50	0	0	0	0	0
Council and Council Working Groups *		316	8	312	49	0	3	0	0	1
Activities and programmes		0	7,332	0	495	0	65	0	25	1,500
Secretary-General's Office and departments		48,842	14,373	620	5,679	5,189	1,086	463	1,759	980
TOTAL		49,228	21,717	969	6,309	5,249	1,159	468	1,784	2,481
Estimates 2018-2019										
Plenipotentiary Conference		1,131	17	80	205	0	12	30	0	5
World Telecommunication Policy Forum		70	4	37	36	60	5	5	0	1
World Summit on the Information Society		0	0	0	100	0	0	0	0	0
Council and Council Working Groups *		674	16	608	101	0	6	0	0	2
Activities and programmes		0	14,664	0	990	0	130	0	50	3,000
Secretary-General's Office and departments		96,816	28,661	1,240	9,966	10,446	2,273	926	3,518	1,959
TOTAL		98,691	43,362	1,965	11,398	10,506	2,426	961	3,568	4,967

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これで行われるITU\支給\2章2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132\IMSW-E) TABLE1.2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 7 -
C17/132-E

Table 5

Budget 2018-2019 – Departments of General Secretariat

Operating expenses by section and category											In thousands of Swiss francs			
Staff Costs		Other staff costs		Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities and misc.	Audit and inter-agency fees and misc.	Total			
Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9						
Estimates 2018														
Office of the Secretary-General & Deputy Secretary-General		1,564	471	260	20	7	40	78	21	626	3,087			
Legal Affairs Unit		844	270	8	20	0	8	0	0	0	1,150			
Internal auditor		500	162	7	5	0	0	0	0	0	674			
Strategic Planning & Membership Department		6,046	1,920	150	108	10	26	45	55	1	8,361			
Conferences and Publications Department		18,694	5,293	33	690	650	458	140	105	175	26,238			
Human Resources Management Department		5,281	1,535	115	955	2,077	186	58	1,252	101	11,560			
Financial Resources Management Department		4,927	1,489	18	114	4	15	28	8	71	6,674			
Information Services Department		10,118	3,148	29	2,375	2,509	454	114	318	5	19,070			
TOTAL		47,974	14,288	620	4,287	5,257	1,187	463	1,759	979	76,814			
Estimates 2019														
Office of the Secretary-General & Deputy Secretary-General		1,568	473	260	20	7	40	78	21	626	3,093			
Legal Affairs Unit		858	273	8	20	0	8	0	0	0	1,167			
Internal auditor		502	163	7	5	0	0	0	0	0	677			
Strategic Planning & Membership Department		6,093	1,932	150	109	10	26	45	55	1	8,421			
Conferences and Publications Department		19,358	5,322	33	1,086	581	357	140	105	175	27,157			
Human Resources Management Department		5,315	1,544	115	955	2,078	186	58	1,252	101	11,604			
Financial Resources Management Department		4,964	1,499	18	113	4	15	27	8	71	6,719			
Information Services Department		10,184	3,167	29	3,371	2,509	454	115	318	6	20,153			
TOTAL		48,842	14,373	620	5,679	5,189	1,086	463	1,759	980	78,991			
Estimates 2018-2019														
Office of the Secretary-General & Deputy Secretary-General		3,132	944	520	40	14	80	156	42	1,252	6,180			
Legal Affairs Unit		1,702	543	16	40	0	16	0	0	0	2,317			
Internal auditor		1,002	325	14	10	0	0	0	0	0	1,351			
Strategic Planning & Membership Department		12,139	3,852	300	217	20	52	90	110	2	16,782			
Conferences and Publications Department		38,052	10,615	66	1,776	1,231	815	280	210	350	53,395			
Human Resources Management Department		10,596	3,079	230	1,910	4,155	372	116	2,504	202	23,164			
Financial Resources Management Department		9,891	2,988	36	227	8	30	55	16	142	13,393			
Information Services Department		20,302	6,315	58	5,746	5,018	908	229	636	11	39,223			
TOTAL		96,816	28,661	1,240	9,966	10,446	2,273	926	3,518	1,959	155,805			

\\FILESERVER\BIG DISK_ 第59期\小野_第59期\590452_これで行かるITU\支給\2章2.2.3参考：予算（S17-CL-C-0132\IMSW-E）TABLE1,2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 8 -
C17/132-E

Table 6

Budget 2018-2019 - Radiocommunication Sector

Operating expenses by section		Actual 2014-2015	Budget 2016-2017	Actual 2016 *	Estimates 2018	In thousands of Swiss francs Estimates 2019		Estimates 2018-2019
Section 3.1	World radiocommunication conferences	2,167	0	0	0	2,638		2,638
Section 3.2	Radiocommunication assemblies	211	0	0	0	335		335
Section 4.1	Regional radiocommunication conferences	0	0	0	0	0		0
Section 5.1	Radio Regulations Board	904	1,410	373	406	405		811
Section 5.2	Radiocommunication Advisory Group	85	149	36	53	53		106
Section 6	Study groups	1,114	1,470	164	585	892		1,477
Section 7	Activities and programmes	514	1,200	300	595	605		1,200
Section 8	Seminars	278	876	263	390	390		780
Section 9	Bureau	50,627	52,396	25,393	25,959	26,280		52,239
	- Common expenditure	1,227	1,792	201	1,035	1,035		2,070
	- Office of the Director	1,292	1,309	721	773	776		1,549
	- Study Groups Department	5,754	5,684	2,966	2,675	2,767		5,442
	- Space Services Department	16,502	16,049	8,510	8,408	8,458		16,866
	- Terrestrial Services Department	12,272	12,520	6,033	5,771	5,883		11,654
	- Informatics, Administration & Publications Department	13,580	15,042	6,962	7,297	7,361		14,658
TOTAL		55,900	57,501	26,529	27,988	31,598		59,586

* At 17 February 2017

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるITU\支給\2章\2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132)\MSW-E) TABLE1,2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 9 -
C17/132-E

Table 7

Budget 2018-2019 - Radiocommunication Sector

Operating expenses by section and category											
Staff Costs		Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	In thousands of Swiss francs		Total
Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9			
Estimates 2018											
World Radiocommunication Conference											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Radiocommunication Assembly											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
166	8	224	0	0	1	0	3	4	406	406	406
Radio Regulations Board											
45	4	0	1	0	0	0	1	2	53	53	53
Radiocommunication Advisory Group											
387	18	70	0	70	20	0	10	10	585	585	585
Study groups											
0	0	0	365	0	25	0	195	10	595	595	595
Activities and programmes											
151	8	200	0	15	5	0	4	7	390	390	390
Seminars											
Bureau											
520	153	100	0	0	0	0	0	0	773	773	773
- Office of the Director											
18,389	5,762	450	230	40	70	160	60	25	25,186	25,186	25,186
- Departments											
19,658	5,953	1,044	596	125	121	160	273	58	27,988	27,988	27,988
TOTAL											
Estimates 2019											
World Radiocommunication Conference											
1,856	19	256	120	300	25	30	7	25	2,638	2,638	2,638
Radiocommunication Assembly											
275	8	0	20	20	5	0	2	5	335	335	335
Radio Regulations Board											
166	7	224	0	0	1	0	3	4	405	405	405
Radiocommunication Advisory Group											
45	4	0	1	0	0	0	1	2	53	53	53
Study groups											
662	27	70	23	70	20	0	10	10	892	892	892
Activities and programmes											
0	0	0	370	0	25	0	200	10	605	605	605
Seminars											
152	7	200	0	15	5	0	4	7	390	390	390
Bureau											
522	154	100	0	0	0	0	0	0	776	776	776
- Office of the Director											
18,639	5,830	450	230	40	70	160	60	25	25,504	25,504	25,504
- Departments											
22,317	6,056	1,300	764	445	151	190	287	88	31,598	31,598	31,598
TOTAL											
Estimates 2018-2019											
World Radiocommunication Conference											
1,856	19	256	120	300	25	30	7	25	2,638	2,638	2,638
Radiocommunication Assembly											
275	8	0	20	20	5	0	2	5	335	335	335
Radio Regulations Board											
332	15	448	0	0	2	0	6	8	811	811	811
Radiocommunication Advisory Group											
90	8	0	2	0	0	0	2	4	106	106	106
Study groups											
1,049	45	140	23	140	40	0	20	20	1,477	1,477	1,477
Activities and programmes											
0	0	0	735	0	50	0	395	20	1,200	1,200	1,200
Seminars											
303	15	400	0	30	10	0	8	14	780	780	780
Bureau											
1,042	307	200	0	0	0	0	0	0	1,549	1,549	1,549
- Office of the Director											
37,028	11,592	900	460	80	140	320	120	50	50,690	50,690	50,690
- Departments											
41,975	12,009	2,344	1,360	570	272	350	560	146	59,586	59,586	59,586
TOTAL											

\\\\FILESERVER\\BIG DISK\\ 第59期\\小野_第59期\\590452_これでわかるITU\\支給\\2章\\2.2.3参考：予算（S17-CL-C-0132\\!\\MSW-E）TABLE1.2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 10 -
C17/132-E

Table 8

Budget 2018-2019 - Telecommunication Standardization Sector

Operating expenses by section		Actual 2014-2015	Budget 2016-2017	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	Estimates 2018-2019
Section 3.1	World Telecommunication Standardization Assembly	0	697	682	0	0	0
Section 3.2	WTSA preparatory meetings	0	271	243	0	0	0
Section 5	Telecommunication Standardization Advisory Group	116	155	74	67	67	134
Section 6	Study groups **	2,433	2,165	1,057	1,194	1,194	2,388
Section 7	Activities and programmes	310	358	175	205	205	410
Section 8	Workshops	68	120	60	300	300	600
Section 9	Bureau	21,884	22,066	11,004	11,739	11,865	23,604
	- Common expenditure	660	480	236	340	340	680
	- Office of the Director	1,556	1,462	744	727	727	1,454
	- Operations & Planning Department	6,463	7,610	3,371	3,766	3,814	7,580
	- Telecommunication Standardization Policy Department	5,682	5,636	2,496	2,525	2,558	5,083
	- Study Groups Department	7,523	6,878	4,157	4,381	4,426	8,807
TOTAL		24,811	25,832	13,295	13,505	13,631	27,136

* At 17 February 2017

** Breakdown will be provided in next budget 2020-2021 and onward

- 11 -
C17/132-E

Table 9

Budget 2018-2019 - Telecommunication Standardization Sector

Operating expenses by section and category																					
Staff Costs			Other staff costs		Travel on duty		Contract. services		Rental and maint. of premises and equipment		Material and supplies		Acquisition of premises, furniture and equipment		Public and internal service utilities		Audit and inter-agency fees and misc.		Total		
Cat. 1		Cat. 2	Cat. 3		Cat. 4		Cat. 5		Cat. 6		Cat. 7		Cat. 8		Cat. 9						
Estimates 2018																					
World Telecommunication Standardization Assembly																					
0		0		0		0		0		0		0		0		0		0			
WTSA preparatory meetings																					
0		0		0		0		0		0		0		0		0		0			
Telecommunication Standardization Advisory Group																					
43		4		20		0		0		0		0		0		0		67			
Study groups																					
607		12		450		90		35		0		0		0		0		1,194			
Activities and programmes																					
0		0		0		200		0		0		0		5		0		205			
Workshops																					
40		0		140		40		40		0		0		0		40		300			
Bureau																					
516		151		50		10		0		0		0		0		0		727			
- Office of the Director																					
8,102		2,470		70		200		10		30		50		70		10		11,012			
- Departments																					
TOTAL		9,308		2,637		730		540		85		30		50		75		50		13,505	
Estimates 2019																					
World Telecommunication Standardization Assembly																					
0		0		0		0		0		0		0		0		0		0			
WTSA preparatory meetings																					
0		0		0		0		0		0		0		0		0		0			
Telecommunication Standardization Advisory Group																					
44		3		20		0		0		0		0		0		0		67			
Study groups																					
607		12		450		90		35		0		0		0		0		1,194			
Activities and programmes																					
0		0		0		200		0		0		0		5		0		205			
Workshops																					
40		0		140		40		40		0		0		0		40		300			
Bureau																					
516		151		50		10		0		0		0		0		0		727			
- Office of the Director																					
8,200		2,498		70		200		10		30		50		70		10		11,138			
- Departments																					
TOTAL		9,407		2,664		730		540		85		30		50		75		50		13,631	
Estimates 2018-2019																					
World Telecommunication Standardization Assembly																					
0		0		0		0		0		0		0		0		0		0			
WTSA preparatory meetings																					
0		0		0		0		0		0		0		0		0		0			
Telecommunication Standardization Advisory Group																					
87		7		40		0		0		0		0		0		0		134			
Study groups																					
1,214		24		900		180		70		0		0		0		0		2,388			
Activities and programmes																					
0		0		0		400		0		0		0		10		0		410			
Workshops																					
80		0		280		80		80		0		0		0		80		600			
Bureau																					
1,032		302		100		20		0		0		0		0		0		1,454			
- Office of the Director																					
16,302		4,968		140		400		20		60		100		140		20		22,150			
- Departments																					
TOTAL		18,715		5,301		1,460		1,080		170		60		100		150		100		27,136	

\\\\FILESERVER\\BIG DISK\\ 第59期\\小野_第59期\\590452_これで行われるITU\\支給\\2章\\2.2.3参考：予算（S17-CL-C-0132\\!MSW-E）TABLE1,2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 12 -
C17/132-E

Table 10

Budget 2018-2019 - Telecommunication Development Sector

Operating expenses by section		In thousands of Swiss francs				
	Actual 2014-2015	Budget 2016-2017 **	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	Estimates 2018-2019
Section 3 World telecommunication development conferences	1,062	1,026	0	0	0	0
Section 4 Regional telecommunication development conferences	0	498	142	0	0	0
Section 5 Telecommunication Development Advisory Group	191	250	120	107	107	214
Section 6 Study groups	703	698	327	349	349	698
Section 7 Activities and programmes	10,107	9,294	4,051	4,600	4,600	9,200
Section 9 Bureau	45,316	45,175	22,589	22,779	23,520	46,299
- Common expenditure	1,075	1,285	723	384	384	768
- Office of the Director	2,496	2,510	1,393	1,432	1,440	2,872
- Regional Offices	14,526	14,231	7,377	7,720	8,306	16,026
Common expenses ***	0	0	0	41	41	82
Africa Region (AFR)	4,638	3,894	2,255	2,211	2,225	4,436
Americas Region (AMS)	4,194	4,208	2,148	2,183	2,204	4,387
Arab States Region (ARB)	1,710	1,774	867	945	955	1,900
Asia and the Pacific Region (ASP)	2,598	2,692	1,399	1,413	1,426	2,839
Commonwealth of Independent States (CIS)	782	672	400	421	948	1,369
European Region (EUR)	604	991	308	506	507	1,013
- Deputy to Director and Chief of Administration & Operations Coordination Department	7,576	7,886	3,603	3,270	3,295	6,565
- Infrastructure Enabling Environment & E-Applications Department	7,902	7,531	3,977	3,833	3,870	7,703
- Projects Support & Knowledge Management Department	8,877	9,096	3,895	4,328	4,389	8,717
- Innovation and Partnership Department	2,864	2,636	1,621	1,812	1,836	3,648
TOTAL	57,379	56,941	27,229	27,835	28,576	56,411

* At 17 February 2017

** Presented Budget differs from original approved budget due to transfers made in line with Financial Regulations and Rules Article 11

*** From 2018 onward Common expenses budget for the regional offices are separated from Office of the Director Cost object

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるITU\支給\2章\2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132)IMSW-E) TABLE1.2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 13 -
C17/132-E

Table 11

Budget 2018-2019 - Telecommunication Development Sector

Operating expenses by section and category										In thousands of Swiss francs		
Staff Costs	Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	Audit and inter-agency fees and misc.	Total			
Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9				
Estimates 2018												
World telecommunication development conference												
Regional telecommunication development conferences												
Telecommunication Development Advisory Group												
Study groups	44	50	4	0	0	0	0	0	0			
Activities and programmes	124	208	5	0	0	0	0	4	107			
Bureau	520	1,750	1,935	10	350	0	0	35	349			
- Office of the Director	1,003	101	0	0	0	0	0	0	4,600			
- Regional Offices	5,296	207	36	59	44	31	67	93	1,432			
- Departments	10,002	142	83	10	34	113	77	16	7,720			
TOTAL	16,989	2,458	2,063	79	428	144	144	153	13,627			
Estimates 2019												
World telecommunication development conference												
Regional telecommunication development conferences												
Telecommunication Development Advisory Group												
Study groups	44	50	4	0	0	0	0	5	0			
Activities and programmes	124	208	5	0	0	0	0	4	107			
Bureau	520	1,750	1,935	10	350	0	0	35	349			
- Office of the Director	1,009	101	0	0	0	0	0	0	4,600			
- Regional Offices	5,737	207	35	59	44	31	67	93	1,440			
- Departments	10,116	142	84	10	33	113	77	16	8,306			
TOTAL	17,550	2,458	2,063	79	427	144	144	153	13,774			
Estimates 2018-2019												
World telecommunication development conference												
Regional telecommunication development conferences												
Telecommunication Development Advisory Group												
Study groups	88	100	8	0	0	0	0	10	0			
Activities and programmes	248	416	10	0	0	0	0	8	214			
Bureau	1,040	3,500	3,870	20	700	0	0	70	698			
- Office of the Director	2,012	202	0	0	0	0	0	0	9,200			
- Regional Offices	11,033	414	71	118	88	62	134	186	2,872			
- Departments	20,118	284	167	20	67	226	154	32	16,026			
TOTAL	34,539	4,916	4,126	158	855	288	288	306	27,401			
									56,411			

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるITU\支給\2章\2.2.3参考：予算（S17-CL-C-0132\IMSW-E）TABLE1,2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 14 -
C17/132-E

Table 11 Bis

Budget 2018-2019 - Telecommunication Development Sector - Regional Offices

Operating expenses by section and category										In thousands of Swiss francs	
	Staff Costs	Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	Audit and inter-agency fees and misc.	Total	
	Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9		
Estimates 2018											
- Common expenses	0	0	0	0	10	0	31	0	0	41	
- Africa Region (AFR)	1,499	523	50	21	28	19	0	24	47	2,211	
- Americas Region (AMS)	1,519	541	49	4	10	11	0	19	30	2,183	
- Arab States Region (ARB)	635	252	32	5	4	3	0	9	5	945	
- Asia and the Pacific Region (ASP)	988	357	36	3	6	4	0	12	7	1,413	
- Commonwealth of Independent States (CIS)	287	98	22	3	1	5	0	2	3	421	
- European Region (EUR)	368	116	18	0	0	2	0	1	1	506	
TOTAL	5,296	1,887	207	36	59	44	31	67	93	7,720	
Estimates 2019											
- Common expenses	0	0	0	0	10	0	31	0	0	41	
- Africa Region (AFR)	1,510	527	49	21	28	19	0	24	47	2,225	
- Americas Region (AMS)	1,535	545	50	4	10	11	0	19	30	2,204	
- Arab States Region (ARB)	643	255	31	5	4	3	0	9	5	955	
- Asia and the Pacific Region (ASP)	999	359	36	3	6	4	0	12	7	1,426	
- Commonwealth of Independent States (CIS)	682	230	23	2	1	5	0	2	3	948	
- European Region (EUR)	368	117	18	0	0	2	0	1	1	507	
TOTAL	5,737	2,033	207	35	59	44	31	67	93	8,306	
Estimates 2018-2019											
- Common expenses	0	0	0	0	20	0	62	0	0	82	
- Africa Region (AFR)	3,009	1,050	99	42	56	38	0	48	94	4,436	
- Americas Region (AMS)	3,054	1,086	99	8	20	22	0	38	60	4,387	
- Arab States Region (ARB)	1,278	507	63	10	8	6	0	18	10	1,900	
- Asia and the Pacific Region (ASP)	1,987	716	72	6	12	8	0	24	14	2,839	
- Commonwealth of Independent States (CIS)	969	328	45	5	2	10	0	4	6	1,369	
- European Region (EUR)	736	233	36	0	0	4	0	2	2	1,013	
TOTAL	11,033	3,920	414	71	118	88	62	134	186	16,026	

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるITU\支給\2章\2.2.3参考：予算 (S17-CL-C-0132\IMSW-E) TABLE1,2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17

- 15 -
C17/132-E

Table 12

Budget 2018-2019 – Capital expenses

Capital expenses by section		In thousands of Swiss francs Acquisition of premises, furniture and equipment Cat. 7
Estimates 2018		
Section 7	Intersectoral Activities and programmes	
	- Buildings Infrastructure	750
	- Information and Communication Technologies Capital Fund	500
Section 9	Secretary-General's Office and departments	820
	- Conferences and Publications Department	8
	- Human Resources Management Department	100
	- Information Services Department	712
TOTAL		2,070
Estimates 2019		
Section 7	Intersectoral Activities and programmes	
	- Buildings Infrastructure	750
	- Information and Communication Technologies Capital Fund	500
Section 9	Secretary-General's Office and departments	320
	- Conferences and Publications Department	8
	- Human Resources Management Department	100
	- Information Services Department	212
TOTAL		1,570
Estimates 2018-2019		
Section 7	Intersectoral Activities and programmes	
	- Buildings Infrastructure	1,500
	- Information and Communication Technologies Capital Fund	1,000
Section 9	Secretary-General's Office and departments	1,140
	- Conferences and Publications Department	16
	- Human Resources Management Department	200
	- Information Services Department	924
TOTAL		3,640

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるITU\支給2章\2.2.3参考：予算（S17-CL-C-0132!MSW-E）TABLE1.2のみ？.DOCX 26.07.17 01.08.17



2.3 世界国際電気通信会議（WCIT）

2.3.1 ドバイ世界国際電気通信会議（WCIT-12）の結果概要

世界国際電気通信会議（WCIT-12） 結果報告（総括）

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 国際広報官

でぐち たけと
出口 岳人



1. はじめに

平成24年12月3日から14日までの間、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU）において、各国政府を法的に拘束する国際電気通信規則（ITR）を改正する世界国際電気通信会議（WCIT）が、アラブ首長国連邦（ドバイ）で開催された。

WCITには、151か国及び37団体から約1,600名が参加し、ITR改正の交渉がされた。我が国からは、田中栄一総務審議官、関総一郎情報通信国際戦略局次長等が参加し、交渉に臨んだ（筆者も代表団メンバーとして参加）。

全体議長は開催国であるUAEの通信規制庁のアル・ガニム局長（Director General）が行い、ITR改正提案のレビューを行う第5委員会（COM5）議長はジョシュア・ペプラー（ガーナ）、同委員会第1作業部会（WG1）（第6条、第9条関係）議長はベルナデット・ルイス（トリニダード・トバコ）、同WG2（第6条、第9条関係以外）議長はファビオ・ビジ（イタリア）の各氏が任命され、我が国からも津川清一参与

がWG1の副議長を務めた。

以下では、結果概要について報告する。なお、料金・サービス政策に関する議論の詳細については、別稿（海野敦史「世界国際電気通信会議（WCIT-12）における国際電気通信規則（ITR）改正をめぐる料金・サービス政策に関する議論」）で解説されているので、そちらも参照願いたい。

なお、本稿は筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではない。

2. 結果概要

(1) 総論

WCITでは、アラブ諸国、アフリカ諸国、ロシア等より、国によるインターネット規制、管理強化の必要性が主張され、インターネットへの国やITUの関与の在り方や、新たな課題のセキュリティや迷惑メール（スパム）対策の国際ルール化が主な争点となった。

WCITにおけるITR改正の経緯

- ◆ 1990年、国際電気通信連合（ITU）において、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた国際電気通信規則（ITR）が発効。

※ ITR: International Telecommunication Regulations

民営化、競争導入等、電気通信を巡る環境の大きな変化

【国際電気通信連合】

(ITU: International Telecommunication Union)

- ・電気通信に関する国連の専門機関。
- ・193か国が加盟。本部はジュネーブ
- ・役割: ①国際的な周波数の分配
②電気通信の標準化
③途上国に対する技術援助 等

- ◆ 2006年、ITUは、ITRを改正する会議（WCIT）を2012年に開催することを決定。

・「アラブの春」等を受けた、新興・途上国でのネット規制・政府管理強化の動き
・サイバーセキュリティの重要性に対する各国の意識の高まり

【世界国際電気通信会議】

(WCIT: World Conferences on International Telecommunications)

- ・開催日程: 2012年12月3日～14日
- ・場所: アラブ首長国連邦・ドバイ
- ・参加者: 151か国及び37団体から約1,600名

- ◆ WCITでは、ITU等の国際機関がインターネットを管理すべきか否か、セキュリティを理由としたネットワーク遮断やコンテンツ規制などインターネット上の表現の自由への国家介入につながる規定を盛り込むかが主な焦点に。

図1. WCITにおけるITR改正の経緯



採択文書としては、(1) セキュリティ対策、スパム対策に関する規定（ネットワーク・セキュリティの確保についての規定、スパム拡散防止等についての規定）、(2) 携帯電話の海外ローミング料金に関する規定（利用者に対する料金の透明性確保についての規定、海外ローミング料金の競争の促進についての規定）、(3) 人権を尊重したITRの履行、国際電気通信サービスへの国のアクセス権についての規定、(4) 国際電気通信ネットワーク投資の奨励についての規定、(5) エネルギー効率化及び電子廃棄物（e-waste）についての規定、(6) 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進についての規定等をITRに追加するとともに、インターネットに関する決議（国際連合の機関であるITUがインターネットへの取組強化、ITUの権限の範囲内でインターネットに関わる技術、発展及び公共政策に関する各国の立場を形成することについて）等五つの決議が併せて採択されることとなった。

本改正文書は、途上国を中心とした支持により採択されたが、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等の国は、採択された改正案はインターネット上の表現（コンテンツ）規制や検閲、遮断等の規制強化につながりかねない、国やITUによるインターネット管理につながるおそれがないとは言えないなどとして署名しなかったため、署名国は89か国にとどまった。我が国としても、この改正案は国際的な共通認識が十

分に形成されていないまま採択されたものと考え、署名を送ることとした（55か国が署名せず）。

最終日に署名式が行われたが、主な署名国、非署名国は以下のとおり。

署名国（89か国）：アラブ諸国、中南米の一部（アルゼンチン、ブラジル、キューバ、パラグアイ等）、アフリカの大多数、旧ソ連邦諸国（RCC）の一部（ロシア、アゼルバイジャン等）、アジア太平洋の一部（タイ、マレーシア、韓国、シンガポール等）、欧州の一部（トルコ）

非署名国（55か国）：北米（米国、カナダ）、欧州諸国、中南米の一部（コスタ・リカ、コロンビア、チリ等）、アフリカの一部（ケニア等）、RCCの一部（アルメニア、ベラルーシ等）、アジア太平洋の一部（日本、豪州、NZ、インド、フィリピン）

なお、改正ITRは、2015年1月1日から、それまでに改正ITRに拘束されることに同意する旨の通知をITUに送付した国との間で発効することとなるが、署名（又は同意の通知）を行わない国については改正前の現行ITRが引き続き適用されることとなる。

ITR改正の争点と各国のスタンス

主な争点	ロシア、アラブ、アフリカのスタンス	米国、欧州のスタンス	日本のスタンス
インターネット資源（IPアドレスやドメイン）に関する国やITUによる管理（インターネットガバナンス）	・ 現行の民間主導のインターネット資源管理体制(ICANN)ではなく、国際機関等により割り当てられるべき	・ 企業やユーザーの市民も参画する形によるマルチステークホルダーアプローチを支持（ITUでインターネット資源を割り当てる必要はない）	同左
インターネット上の表現の自由	・ 政府によるインターネット上の表現（コンテンツ）に対する検閲、遮断等に関する規定を追加すべき	・ ITRに、コンテンツ規制、検閲、遮断等につながるおそれのある規定を追加すべきでない	同左
セキュリティ対策	・ 国際的に拘束力のあるITRにて「セキュリティ」を扱うべき	・ ITRではコンテンツ規制、検閲、遮断等につながるおそれのある「セキュリティ」を扱うべきでない ・ 広範な意味を持つ「セキュリティ」ではなく、ネットワークの「堅牢性」に限定すべき	・ セキュリティ確保は重要だが、ネットワークの障害回避の側面に限定し、表現（コンテンツ）に対する検閲等が含まれない規定とすべき 〔例：ネットワークの「堅牢性」〕

図2. ITR改正の争点と各国のスタンス

改正の結果概要と我が国の対応

- ◆ ITRの改正規定案に関し、交渉過程で当初の規制的表現自体はかなり弱められた。
- ◆ しかしながら、最後まで米国、欧州諸国等とアラブ諸国、アフリカ諸国、ロシア等との間で合意に至らず、異例の投票により改正ITRが成立。
→我が国を含む、米国、欧州諸国を中心とした55か国が署名せず（署名国は89か国）。

【我が国が署名しなかった理由】

- ・ インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について、米国、欧州等先進国とアラブ諸国、ロシア等の間に大きな考え方の相違があり、ITRの在るべき姿についての国際的な共通認識がまだ熟していない。

【参考：米国の対応】

- ・ 米国は、グーグル、アマゾン、インテル、シスコ等も参加（総勢121名）。
- ・ 本件を契機としてインターネットガバナンスに関する決議が議会で採択されたほか、WCITの結果についてホワイトハウスが見解を発表するなど、高い関心。

（参考）ITRに新たに盛り込まれた主な事項

<前文>

- ◆ 人権を尊重したITRの履行
- ◆ 国際電気通信サービスへの国のアクセス権

<本文>

- ◆ ネットワークセキュリティ対策（努力義務）
- ◆ スパム対策（努力義務）
- ◆ その他の主な事項
 - ① 携帯電話の海外ローミング料金（利用料金の透明性確保、競争促進）
 - ② 国際電気通信ネットワーク投資の奨励
 - ③ エネルギー効率化及び電子廃棄物（e-waste）
 - ④ 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進

※ 併せて、インターネットに対する国やITUの取組を求める決議（元はロシアの提案）を採択。

（※）改正ITRは、2015年1月1日に施行。
署名しなかった国については、今後、改正ITRへの参加（同意）の通知を行わない限り、改正ITRは適用されず、現行のITRが適用。

図3. 改正の結果概要と我が国の対応

(2) セキュリティ（5A条）

ブラジルを議長とするアドホックグループが作られ、我が方より、ネットワークに焦点を絞り、コンテンツに触れるべきではないことを主張し、その方向で議論が行われた結果、以下の文言で合意された。

ARTICLE 5A Security and robustness of networks

Member States shall individually and collectively endeavour to ensure the security and robustness of international telecommunication networks in order to achieve effective use thereof and avoidance of technical harm thereto, as well as the harmonious development of international telecommunication services offered to the public.

しかしながら、なお欧米諸国より、securityの用語はコンテンツ規制をも含み得るとして受け入れられないとの反対があったため、これを受け、更なる妥協案として、この規則はコンテンツに関わるものではない旨の規定をITRに追記することとなり、These Regulations do not address the content-related aspects of telecommunications. と第1.1条に追記されることで合意された。

(3) スパム（5B条）

ブルガリアを議長とするアドホックグループが開かれ、スパムについて盛り込むべきではない、とする欧米諸国、盛り込むべきとするアラブ諸国やアフリカとの間で対立したが、議長より、緩やかな指針レベルの条文を盛り込むことが妥協案として提案され、結局以下の文言で合意された。

ARTICLE 5B Unsolicited bulk electronic communications

Member States should endeavour to take necessary measures to prevent the propagation of unsolicited bulk electronic communications and minimize its impact on international telecommunication services.

Member States are encouraged to cooperate in that sense.

ただし、欧米諸国はスパムについて規定することはインターネットのコンテンツに対して規制するもののだとして、条文化には最後まで抵抗を示した。

(4) 投資促進、事業者間精算スキーム、IXP等

ブラジルより、インターネット接続促進に関し、国家が地域内トラヒックの交換ポイント（IXPを想定）の導入を促進

すべき、という提案がなされ、以下の文で合意された。

3.7 Member States should create an enabling environment for the implementation of regional telecommunication traffic exchange points, with a view to improving quality, increasing the connectivity and resilience of networks, fostering competition and reducing the costs of international telecommunication interconnections.

また、一般的な投資促進については、アフリカやアラブ諸国からの提案を基に、以下の文で合意された。

6.1.1 Member States shall endeavour to encourage investments in international telecommunication networks and promote competitive wholesale pricing for traffic carried on such telecommunication networks.

他方、インフラ投資を行う通信事業者による関係事業者への補償の仕組みを設けることがアラブ諸国やアフリカから提案されていたが、欧米諸国及び我が国が、事業者間の自由な交渉にゆだねるべき事項として反対した結果、条文には盛り込まれず、以下の決議が作成された。

RESOLUTION PLEN/5 (DUBAI, 2012)

International telecommunication service traffic termination and exchange

The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),

(略)

resolves to invite concerned Members States to collaborate so that:

- i) each party in a negotiation or agreement related to or arising out of international connectivity matters can seek the support of relevant authorities of the other party's State in alternative dispute resolution;
- ii) their regulatory frameworks promote the establishment of commercial agreements between authorized operating agencies and the providers of international services in alignment with principles of fair competition and innovation,

(5) 国際ローミング料金関係

国際ローミング料金の透明性確保、低廉化について、津川参与を議長とするアドホックグループの場を中心に議論が行われた。透明性確保、料金の低廉化促進の方向では先進国と途上国の間での基本的立場に大きな差異はなかったため、既存の4条に以下の4項を追加することで合意された。

4.4 Member States shall foster measures to ensure that authorized operating agencies provide free-of-charge, transparent, up-to-date and accurate information to end users on international telecommunication services, including international roaming prices and the associated relevant conditions, in a timely manner.

4.5 Member States shall foster measures to ensure that telecommunication services in international roaming of satisfactory quality are provided to visiting users.

4.6 Member States should foster cooperation among authorized operating agencies in order to avoid and mitigate inadvertent roaming charges in border zones.

4.7 Member States shall endeavour to promote competition in the provision of international roaming services and are encouraged to develop policies that foster competitive roaming prices for the benefit of end users.

(6) ルーティング

アラブ諸国より、構成国が国際経過線路を知る権利や管理する権利を有する旨規定しようとした (A Member State has the right to know the route of its traffic where technically feasible.) が、欧米諸国から技術的に不可能等の反対があり、結果的に現行の規定を若干修正した以下の規定となった。

3.3 Authorized operating agencies shall determine by mutual agreement which international routes are to be used. Pending agreement and provided that there is no direct route existing between the terminal authorized operating agencies concerned, the origin authorized operating agency has the choice to determine the routing of its outgoing telecommunication traffic, taking into account the interests of the relevant transit and destination authorized operating agencies.

(7) OA/ROA

ITRの適用対象となる事業者について、ROA(Recognized Operating Agency)とするか、OA (Operating Agency)とするか、欧米諸国とアラブ諸国、アフリカ、RCC等との間で意見の対立があった。

UAEのアル・ガニム全体議長は自らアドホックグループを開催し、妥協案について議論され、その中で、OAに*authorised or recognised by a Member State to establish, oper-

ate and engage in international telecommunications services to the publicという注をつけることで妥協が図られたが、欧米諸国がROAと比べて対象を広げるものであるとして拒否した。最終的に妥協案が提案され、1. 1(a)の後に以下の文を置くこととした。

1.1 abis) These Regulations also contain provisions applicable to those operating agencies, authorized or recognized by a Member State, to establish, operate and engage in international telecommunications services to the public, hereinafter referred as "authorized operating agencies".

(8) 電気通信の定義 (Telecommunication/ICT)

電気通信の定義については、憲章、条約でも規定しており、同じ内容がTTR2.1でも規定されているが、アラブ諸国、アフリカより、電気通信にICTの概念を加える新たな定義の提案がなされた。欧米諸国より、電気通信の定義をインターネットにまで広げるものとして反対があり、結果的には、従来の規定を維持することとした。

(9) 番号の適正な利用 (ナンバーミスユース)

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号資源の適正な利用の確保を奨励するもの。多くの提案が出されたが、イギリス (BT) を議長とするアドホックグループでの議論の末、以下の文案で決着した。

3.5 Member States shall endeavour to ensure that international telecommunication numbering resources specified in ITU-T Recommendations are used only by the assignees and only for the purposes for which they were assigned; and that unassigned resources are not used.

しかしながら、アラブ諸国より、国際電話の番号のみならず、ネーミング、番号、アドレス及び識別資源といったインターネット資源についても国が管理すべき旨の提案 (3. 5 (b)) が出され、いったんは以下の文がファースト案に盛り込まれた。

3.8 Member States shall, if they so elect, be able to manage the naming, numbering, addressing and identification resources used within their territories for international telecommunications.

全体会合では、この3. 8に対し、我が方や欧米諸国が、インターネット・ガバナンスに関する規定はITRに盛り込むべきではない旨強く反対した結果、本項は最終的な案からは

落とされた。

(10) 適正な番号配信 (CLI)

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号配信に関するルールについて、多くの提案が出されていたが、WG2の議論の中で、以下の文言で合意された。

3.6 Member States shall endeavour to ensure that international calling line identification (CLI) information is provided taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(11) インターネット・ガバナンス (旧ロシア提案第3A条)

ロシアより、インターネット・ガバナンスに関し、各国の権限を強めることを意図する以下のような条文をArticle 3A Internetとして盛り込むよう提案がなされていた。

3A.1 Internet governance shall be effected through the development and application by governments, the private sector and civil society of shared principles, norms, rules, decision-making procedures and programmes that shape the evolution and use of the Internet.

3A.2 Member States shall have equal rights to manage the Internet, including in regard to the allotment, assignment and reclamation of Internet numbering, naming, addressing and identification resources and to support for the operation and development of basic Internet infrastructure.

3A.3 Member States shall have the sovereign right to establish and implement public policy, including international policy, on matters of Internet governance, and to regulate the national Internet segment, as well as the activities within their territory of operating agencies providing Internet access or carrying Internet traffic.

3A.4 Member States should endeavour to establish policies aimed at meeting public requirements with respect to Internet access and use, and at assisting, including through international cooperation, administrations and operating agencies in supporting the operation and development of the Internet.

本提案に対し、少数国会合で、トゥーレ事務総局長からロシアに対し、代わりに以下の決議案を作ることどうか、と提案がされ、その方向で妥協が図られた。

To foster an enabling environment for the greater growth

of the Internet (RESOLUTION PLEN/3)

The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),

(略)

resolves to invite Member States

1 to elaborate on their respective positions on international Internet-related technical, development and public-policy issues within the mandate of ITU at various ITU forums including, inter alia, the World Telecommunication/ICT Policy Forum, the Broadband Commission for Digital Development ITU-D study groups; (略)

instructs the Secretary-General

1 to continue to take the necessary steps for ITU to play an active and constructive role in the development of broadband and the multistakeholder model of the Internet as expressed in § 35 of the Tunis Agenda; (略)

本決議案は第一次案に盛り込まれたが、12日の全体会で米国がインターネット・ガバナンスについてITUの権限を広げるものだと反対したため、アル・ガニム議長が「この会議場の雰囲気を知りたい」として採決が行われ、賛成多数として最終案に残った（なお、その後、本手続の不明確さについて問いたず国がいたものの、本手続は投票ではない旨の説明を議長は繰り返した）。

(12) 人権を尊重したITRの履行、国際電気通信サービスへの国のアクセス権についての規定

もともとチュニジアから表現の自由等の人権に配慮してITRを適用すべきとの規定を加えることが提案されていたが、これを基に全体会で、スウェーデン、ポーランド等から前文へ以下の一文を加えることが提案された。

Member States affirm their commitment to implement these Regulations in a manner that respects and upholds their human rights obligations.

これについては、アラブ諸国、アフリカ諸国より、ITRに書くべき事項ではない、として反対があったものの、結局13日に配付された最終案に残った。これに対し、13日の全体会で、最終案の採決が行われる直前に、アフリカ（ナイジェリア）より、これに続けて通信に関する国の権利についても加えるべきとして、以下の一文の追加が提案された。

These Regulations recognize the right of access of Member States to international telecommunication services.

欧米諸国より、人権とは人の権利であり、国の人権というのは想定しがたいとの反対があり、議長は同提案を却下しようとしたが、イランから投票の動議（Point of Order）があり、投票に持ち込まれた。

投票は、まず議論を打ち切って投票にかけることの可否について行われ、投票することについては賛成多数（93対0、棄権16）で可決、さらに同提案についても賛成多数（77対33、棄権8）で同提案は可決。それとともに、議長がアフリカ諸国からの追加分を入れた形でのテキスト全体の採択を宣言した。

(13) エネルギー効率化及び電子廃棄物(e-waste)についての規定

アフリカ（元案ガーナ）より、エネルギー効率化及び電子廃棄物について各国が適切な基準を採用すべし、とする規定の追加を主張し、アドホックグループで議論された結果、以下のような緩やかな努力義務を課すラインで合意された。

Article 8A Energy efficiency/e-waste

Member States are encouraged to adopt energy-efficiency and e-waste best practices, taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(14) 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進についての規定

ハンガリーより、障害者の電気通信サービスへのアクセスを促進すべし、とする規定の追加を主張し、アドホックグループで議論された結果、以下のような緩やかな努力義務を課すラインで合意された。

ARTICLE 8B Accessibility

Member States should promote access for persons with disabilities to international telecommunication services, taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(15) WCITの定期的な開催

ガーナより、電気通信の発展に合わせてITRの定期的な見直しが必要であるとして、WTSA（4年に一回開催）が開催される機会を捉えて、8年に一回、ITRの見直しを行うべし、という決議案を提出した。先進国より、ITRは頻繁に改正すべき性質のものではないとの主張を行った結果、WCITを定期的に開催することについて、次期全権委員会（2014年）で検討することとされた。

3. 所感

今般会合でITR改正案が、途上国を中心とする支持を基盤に成立したが、米国及びEU諸国をはじめとする大半の先進国は、署名を行わなかった。今回、ITRの改正をめぐる、関係国間で大きく対応が分かれたのは残念な結果ではあった。

かかる結果は、インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について欧米諸国と途上国との間で基本的な考え方の違いがあることによるものであった。欧米諸国の立場は条約と同等の法的拘束力を持つITRにインターネット関連規定が盛り込まれるべきではなく、インターネットへのITU又は各国政府の関与の増大は、現行のマルチステークホルダー・アプローチやインターネットを通じた表現の自由を脅かすものとなりかねないというものであり、他方途上国の立場はITUや各国政府がインターネットの管理に積極的に関与すべきというものであった。

アラブ諸国、中国、ロシア等は、当初のセキュリティに関する提案を見る限り、今回のITR改正を契機にインターネット規制を盛り込もうとしていたことは明らかである。しかしながら、欧米諸国の強い反対に加え、我が方やブラジルを中心とした妥協案を作成しようとする努力もあり、実際にでき

あがったセキュリティやスパムに関する規定は、これらの国々からかなりの妥協を引き出すことに成功したと考えられる。

しかしながら、特にアラブ諸国にとっては、妥協を重ねたにも関わらず、米国が「インターネット」に関する事項をITRの範疇で扱うことについて全く妥協の余地を示さず、「インターネット」に関連する文言（セキュリティ、スパム等）を入れることでさえ最後まで妥協しなかったことから、双方の溝が深まる一方となり、最後には「情報アクセスの権利」をめぐる本筋とは離れた部分で議論や投票が行われることになってしまったとも捉えることができる。

今後、米国や欧州、日本等の先進国が改正ITRに参加しない中でITRの役割・位置づけがどのようになっていくかについては予断を許さないところがあるが、定期的なレビューを行うことについて2014年の全権委員会議で議論すべしという決議が併せて採択されたので、今後、ITRは情報通信をめぐる環境の変化に合わせて定期的に改訂すべき、という議論は必ず起こると思われる。

インターネットをめぐる議論は、ITU理事会作業部会、本年5月のWTPF等、WCIT以外のITUの会合でも引き続き行われることとなり、また、国際サイバー会議（今年は10月に韓国で開催）、国連の専門家会合（第1委員会下のGGE、第2委員会下のCSTD）、インターネットガバナンスフォーラム

サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向

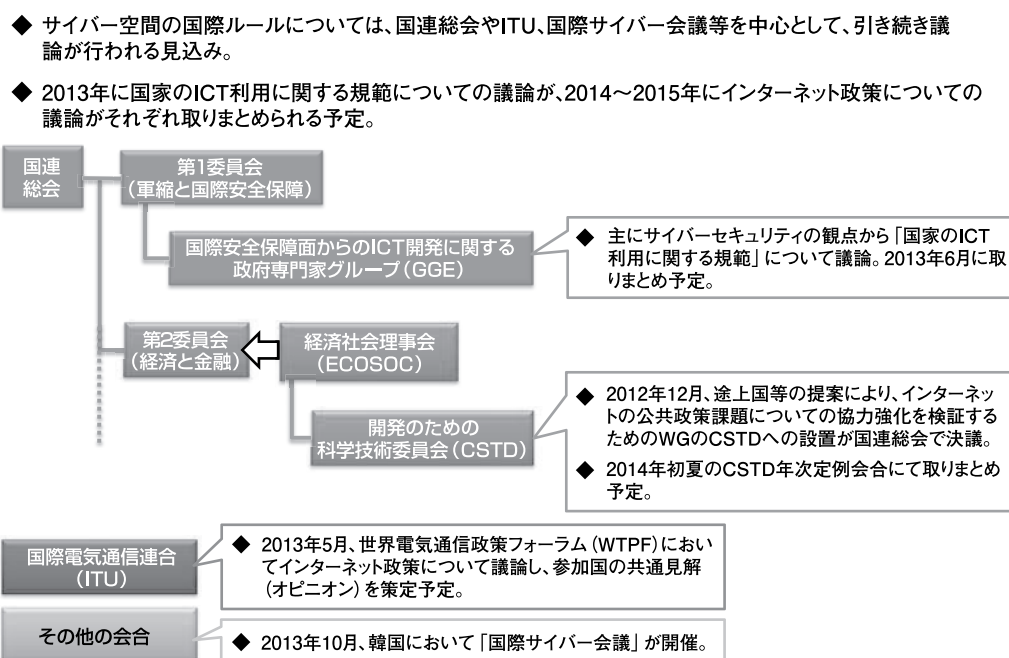


図4. サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向

(IGF) 等の場でも行われることとなる。

このようにインターネットの規制や管理の在り方については、今後とも様々な場で議論がなされると予想される。我が国としては、情報の自由な流通が確保され、インターネットの便益を利用者の方々が最大限に享受できるよう、様々な場で引き続き国際的な共通認識の醸成に努めてまいりたいと考えている。

なお、全体議長を務めたのは、UAEの通信規制庁 (TRA) のアル・ガニム局長。当初、落ち着いた采配をしていたように見えたが、インターネット決議案については、重要な案件であり、もう一晩持ち越し、時間をかけて議論をする、という道もあったはずだが、12日の全体会合で、インターネット決議に関する議論が収束しないのを見て、「各国の温度を測る」と言って札を上げさせて賛否を表明させた上で、majorityと発言し、多数決を行ったに等しい議事進行を行い、交渉決裂のきっかけを作ってしまったように思われる。

13日の改正案採択の瞬間においても、ITR前文に情報アクセスの権利を追加するかどうかについて投票したはずであったのに、その投票が終わった直後、その修正を反映して成果文書は採択されたと宣言した。この点、修正提案の採決後、いったん、休憩でも入れれば、各国は、冷静に改めて判断することができた可能性もある。

なお、最後の投票はイランからの動議に基づいて行われたものである。このイラン動議は、議長やトゥーレ事務総局長にとっても想定外だった可能性もある。

我が国としては、1年以上前からの予備的交渉にも積極的に参加し、インターネットを通じた情報の自由な流通の確保等、我が国の基本的立場が反映されるよう努めるとともに、全ての構成国が参加できる合意を通じたITUの一体性の確保を実現するべく交渉に臨んだ。今回の会合でも着地点を模索

するべく建設的な貢献を行った。

この点については、欧米諸国、アジア、議長、事務局長等から何度も感謝と敬意が表明されていたところで、間違いなく各国とも高く評価していたと思われる。また、採択された文書において相当部分妥協を引き出すことに貢献したと評価できる。

最終的に先進国と途上国の溝が埋まらず、我が国も署名できなかったという結果は、これまで、ITRの改正に向けて、相当の労力をかけてきた我が方としては不本意と言わざるを得ない。しかしながら、先進国・途上国の双方より、我が国の建設的貢献が高い評価を得たことは、今後の議論に向けた強い信頼関係とパイプの構築につながり、今回の会合の成果として評価してよいと考える。

<我が国の積極的貢献の主な例>

- ・ APT準備会合において、副議長を務めるとともに、セキュリティに関する議論（共同提案条文書の作成）等を主導
- ・ ローミングに関する新たな規定の検討グループで、津川参与が議長役として取りまとめに貢献
- ・ 適用対象事業者に関する対立（OA/ROA）の打開に向け我が国が非公式に提案した内容が最終案に反映

<関係ホームページ>

ITU世界国際電気通信会議 (WCIT-12)

URL:http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict-seisaku/cyberspace_rule/wcit-12.html



写真1. 全体会合での投票の様様 (12月13日)



2.3.2 国際電気通信規則 (ITR)

2.3.2 (1) 国際電気通信規則 (ITR) の改正における料金・サービス政策に関する議論

国際電気通信規則 (ITR) の改正における料金・サービス政策に関する議論

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 企画官

うみの あつし
海野 敦史



1. はじめに

2012年12月3日～14日にかけてアラブ首長国連邦（ドバイ）で開催された世界国際電気通信会議（WCIT-12：World Conference on International Telecommunications。以下「WCIT」という）において、「国際電気通信規則（ITR：International Telecommunication Regulations）」が改正された。ITRとは、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）に関する目的、構成等について規定した国際電気通信連合憲章（ITU憲章）及び同憲章を補完する国際電気通信連合条約（ITU条約）を更に補完する法的拘束力を有する業務規則である。

ITRの改正をめぐるのは国際社会の注目度も高かったが、欧米諸国や我が国を含む55か国が今般採択された改正案に署名しないことを明らかにしたため¹、一部のメディアにおいては当該改正が「決裂」したものと評されている²。その背景には、国家（公権力）によるインターネットの管理・規制等に関する規律の是非をめぐり、これに否定的な欧米諸国と肯定的な新興国・発展途上国との見解の隔たりが大きかったという事情がある³。実際にWCITに出席して条文作成の交渉に臨んだ筆者としては、そのような「決裂」の過程において劇的な形で進んだ議論の展開についても触れたいところであるが、紙幅の都合上、その詳細については別稿に譲ることとし、本稿ではWCITにおける「隠れた争点」とも言える国際電気通信に関する料金及びサービスに関する政策（以下「料金・サービス政策」という）の法規強化をめぐる議論の概要について紹介する。料金・サービス政策については、インターネット政策とは異なり、比較的単純な「欧米諸国 対 新興国・発展途上国」という対立構造のみでは的確に把握できない複数の論点があり、それらについては各国の利害・主張が交錯しつつも、「妥協の結晶」という形で改正条文がまとまったという点にその特徴を見いだすことができよう。なお、本稿において意見にわたる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りさせていただく。

2. 国際ローミング料金をめぐる議論

料金・サービス政策をめぐる最大の争点は、携帯電話に

よる国際ローミングサービスの料金等に関する規律をITRに盛り込むことであった⁴。国際通話のために携帯電話を使用することがほとんど想定されていなかった1988年時点に採択された現行のITRにおいては、国際ローミングに関する規定は一切含まれていない。しかし、海外渡航者の間で国際ローミングサービスの利用が一般化し、とりわけ陸路による国外移動が頻繁に行われている欧州地域において、欧州委員会により音声通信・データ通信双方について国際ローミング料金に関する規制が設けられるなどの動きが見られる中で、国際ローミングサービスに関する料金の低廉化や透明性の向上等に向けた規定をITRに盛り込むべきではないかという考え方が有力に主張されるようになった。

このうち、料金の低廉化については、事前の条文案募集の段階において、①ストレートに料金の低廉化（reducing charges）を図る政策の策定を構成国の努力義務とする提案（欧州委員会を含む欧州諸国 [CEPT：European Conference of Postal and Telecommunications Administrations]）、②料金をコスト指向的なもの（cost-oriented）とすることを構成国の義務とする提案（アフリカ諸国）、③渡航先国の国民が利用する料金（prices applied to local users of the visited country）との同等性の確保を要求する提案（インド）などの複数の提案が乱立していた。我が国（当方）としては、（ア）国際ローミング料金の水準については原則として自由競争の中での低廉化が進むことが期待可能であること（したがって、2013年2月現在、我が国の法令においては国際ローミング料金の在り方を直接規制する規定は存在しない。なお、外国法人等との電気通信業務に関する協定等の認可について、電気通信事業法 [昭和59年法律86号] 40条参照⁵）、（イ）ITU-Tのスタディグループ（SG3）において関連する勧告（D.98）⁶ が2012年9月に採択されて間もなかったこと等を踏まえ、当該料金の在り方を方向づける過度な義務規定の創設には反対しつつ、何らかの義務づけが必要であるとのコンセンサスが形成される場合でも、できるだけ義務の程度の弱い規定（国家の過度な介入を抑えることを主眼とした規定）でまとめる方向でWCITにおける交渉に臨んだ。

実際のWCITにおいては、我が国から、まずは国際ローミ



ングに関する規定の追加そのものに反対したものの、新興国はもとより欧州諸国からも十分な支持を得られなかったため、ローミング料金水準の設定に関する規定の努力義務化、当該設定に当たっての各国・地域固有の事情の考慮等について主張するとともに、料金をコスト指向的なものとする提案については、コストのみが料金の決定要因ではないことを理由に強く反対した。また、米国からは、料金の低廉化そのものを義務とすると料金が下げ止まった場合にその実効性が失われることを理由として、「競争的な (competitive)」料金を図る旨を規定することが望ましいとの主張が行われた。このような議論の結果、最終的には、「構成国は、国際ローミングサービスの提供における競争を促進するよう努力するとともに、最終利用者の利益のために競争的なローミング料金を促す政策を策定するべく奨励されるものとする」という旨の規定が今次改正後のITR（以下「改正後ITR」という）4条4.7項に追加されることとなった⁷。

他方、透明性の向上については、欧米・アラブ・アフリカ諸国からさまざまな条文案が示された。その典型例は、「構成国は、国際電気通信サービスを提供する事業者が、少なくとも、無料で、国際ローミング料金も含めた利用者料金について透明かつ最新の情報を提供するよう確保しなければならない」という欧州諸国 (CEPT) からの条文案である。また、やや簡素化したものではあったが、米国からも類似の条文案が示されていた。もとより、利用者への情報提供を通じた料金の透明性の向上については、基本的な考え方としては我が国としても反対すべきものではないと考えられるが、事業者に対する過度な義務づけ等が行われないように配慮する観点から、提案された条文案について事業者に対する義務の程度を弱める方向で修正するための主張を行うべく、WCITでの交渉に臨んだ。諸般の議論の結果、「構成国は、承認された電気通信事業者が無料で適時に国際ローミング料金及び関連条件を含む国際電気通信サービスに関する透明、最新かつ正確な情報を最終利用者に対して提供することを確保するための措置を促進するものとする」という旨の条文を改正後ITR4条4.4項に追加することで決着した⁸。

我が国の視点から見ると、この条項の在り方については、アラブ・アフリカ諸国のみならず欧米諸国とも考え方にある一定の懸隔があったところに特徴がある。それゆえ、WCITでの交渉に当たっても、日本の主張が必然的に孤立感を増すこととなり、他国が支持しなくなるという意味において難航しがちであった。WCITにおいて、我が国は、技術的に困難な場合には情報提供に関する「措置」を講じる必要はない旨

を盛り込むことなどを提案したのであるが、これがまったく受け入れられなかったのも、このような事情を背景とするものである。

以上のように、国際ローミングサービスの料金等に関する規定については、各国がさまざまな主張をし合い、それらを調整する工夫ないし譲歩が時間をかけて行われた結果、我が国を含むすべての構成国がおおむね納得する形でまとまったものである。これは、WCITにおける貴重な成果の一つであると言える。

3. 計算料金規律をめぐる議論

国際電気通信サービスの提供における料金に関する現行のITRの規定としては、6条及び付録 (Appendix) の第一・第二・第三に掲げられている収納料金・計算料金等に関する伝統的な規律（以下「計算料金規律」という）がある。収納料金とは「国際電気通信サービスの利用に関して主管庁が定めその利用者から収納する料金」（2条2.9項）、計算料金とは「一定の関係において主管庁間で合意し国際計算書の作成のために用いる料金」（2条2.8項）のことであり、いずれも一次的には国際電話が念頭に置かれたものである。もっとも、一定の条件の下での特別取決めの締結を関係当事者に認める権利が既に構成国に承認されているため（9条9.1項。併せてITU憲章42条参照）、計算料金規律は一般原則を定めたものとして位置づけられる。

この計算料金規律については、多くの国で国際電気通信サービスの提供が国営・独占の下で行われていた1988年当時（現行のITR採択当時）には重要な意義を有したが、今日においては、当該提供の多くは電気通信事業者間の原則として自由な商取引に基づいて行われているため、少なくとも我が国及び多くの先進諸国においてはその実質的な意義が失われているものと考えられる。したがって、WCITでの交渉においても、我が国や欧米諸国は計算料金規律を原則としてITRから削除し、国際電気通信サービスの提供に関する事業者間の取決めの条件は商業協定 (commercial agreement) に委ねられる旨の規定を新たに設けることを主張した。しかし、今日においても計算料金規律を必要とするロシア、アラブ・アフリカ諸国等が当該規律の存置を強く求めたため、妥協策として、各国の国内法に基づき、計算料金規律を必要とする国には当該規律を適用し、それ以外の国については商業協定に基づき国際電気通信サービスの提供に関する条件が決まることとなるよう、当該規律を選択的に適用することを可能と

する規定が設けられることとなった（改正後ITR6条6.1項）。

その結果、現行のITR6条及び付録に掲げられている規定の内容にほぼ相当する規律については、商業協定に基づく取決めに適用されない旨が追加的に規定された（改正後ITR6条6.2項後段）。それゆえ、仮に我が国が改正後ITRに署名したとしても、国際電気通信サービスの提供が電気通信事業者間の取決めに基ついて行われる限りにおいて、改正後ITR6条6.2.1項以下の規定には拘束されないこととなる。なお、重要性が比較的低いと考えられる付録第三については廃止され、その内容の一部については本文の条項に吸収されることとなった⁹。

4. 料金・サービス政策に関するその他の主な議論

(1) ネットワークへの投資促進等に関する議論

アラブ・アフリカ諸国から、ネットワーク基盤（インフラ）への投資促進等に対する努力義務を構成国に課す条文案が示されていた。また、これらの諸国は、国際電気通信サービスの卸売料金についても一定の規律を設けることを提案していた。これらを背景として、「構成国は、国際電気通信ネットワークへの投資を奨励し、当該電気通信ネットワーク上のトラフィックに関する競争的な卸売料金を促進するよう努力するものとする」という旨の条文が改正後ITR6条6.1.1項に新たに追加されることとなった¹⁰。

(2) 事業者間の合理的補償に関する議論

カメルーンから、伝送されるトラフィックに応じた合理的な事業者間補償（精算）を確保するための措置の実施を構成国に義務づける条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、事業者間補償の在り方については電気通信事業者間の自由な取決めに委ねるべきであり、国家による過度な介入を義務づける規律は避けるべきであるとの観点からこれに強く反対した結果、採用されないこととなった。

(3) 他事業者に対する「課金権（right to charge）」の保障に関する議論

アラブ・アフリカ諸国から、「構成国は、電気通信事業者の国際電気通信サービス・アプリケーション提供者に対する合意されたサービス品質に基づく適切な接続料（アクセスチャージ）の課金権を保障するための措置を講じるものとする」という旨の条文案が示されていた¹¹。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、前述の（2）と同様の理由からこれに強く反対した結果、採用されないこ

ととなった。なお、この条文案については、実質的に、電気通信事業者間で合意したサービス品質を国家が保障し得ることを担保するものであるとも解され、そのような観点からも不相当であると考えられたため、その旨も併せて我が国から適宜主張した。

(4) 利用者に対する従量課金に関する議論

ブラジル、インド等から、国際電気通信において効率的な消費量（what is effectively consumed）に応じた最終利用者に対する課金（従量課金）を奨励する努力義務を構成国に課す条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、この条文案の曖昧さに加え、従量課金は課金方法の一つにすぎず、これをITRで「国際標準」とするのは不合理である旨を主張しつつこれに強く反対した結果、採用されないこととなった。

(5) 国際電気通信における詐欺の防止に関する議論

ブラジル、インド等から、国際電気通信における詐欺（fraud）の防止等のための電気通信事業者間の協力に関する義務又は努力義務を構成国に課す条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、詐欺への対処の問題はITUの所掌範囲を越える等の理由からこれに強く反対した結果¹²、採用されないこととなった¹³。

(6) 国際接続問題についての裁判外紛争解決手続に関する議論

アフリカ諸国から、国際接続問題に関する裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）の利用について相手国に協力を求め得ることを確保する義務を構成国に課す条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、前述の（5）と同様の理由からこれに強く反対した結果、採用されないこととなった。一部のアフリカ諸国はこの条文案に相当固執したが、問題の重要性自体は先進諸国にも認識されたうえで、必ずしもWCITの場ではなく、今後の関連するITUの会議における検討課題の一つとされた¹⁴。

5. 総括

料金・サービス政策に関するITRの条文の在り方については、WCITにおいて相当な時間をかけて密な議論が行われた。既述のとおり、国際電気通信サービスの提供は電気通信事業者間の自由な取決めに委ねることを基本とすべきとする観点から、我が国としてもそのスタンスを積極的に主張しつつ

条文の在り方に反映させる努力をし、また同様の主張をする国の見解を適宜支持した。その結果、計算料金規律の適用が「選択制」になるとともに、新たに国際ローミング料金等に関する実務的・合理的な規律が盛り込まれる形で決着し、少なくとも料金・サービス政策に関する部分については、今日の国際電気通信の市場環境を踏まえた新時代のITRの成立をみたように思われる。また、その他の当該政策に関する規定についても、我が国として（改正後ITRに署名・批准したとしても）ほぼ受容可能な形で条文がまとまったことは、改正後ITRに署名した国々との今後の関係等を考慮すると、有意義なことであったと考えられる。もっとも、全体としては諸般の局面で「妥協」が重ねられて条文がまとめられたため、必ずしも十分なコンセンサスを得られていない部分があることも否定できず、各構成国が個々の規定を拡大解釈する余地が残されていることには留意が必要であろう。

確かに、インターネット政策等をめぐる欧米諸国と新興国・発展途上国との対立を背景として、我が国は改正後ITRに署名しないという道を選択した。しかし、次なるITR改正の機会が訪れたときには¹⁵、今般のWCITでの議論（すなわち改正後ITRの内容）がベースになると考えられる。また、我が国の電気通信事業者が、改正後ITRに署名・批准した国々で事業を営み、又はそれらの国々の電気通信事業者と業務上の契約等を締結することもあり得る。これらの点にかんがみ、我が国として積極的に今般の交渉に参画したことは、決して「徒労」ではなかったものと信じたい。

注

- 1 今次改正後のITRについては2015年1月1日からの発効が予定されているが、我が国を含め、署名せずかつ同意の通知を行わなかった国々に対してはその効力が及ばず、現行のITRが引き続き適用されることとなる。
- 2 例えば、日本経済新聞2012年12月15日朝刊4面、読売新聞2012年12月16日朝刊9面などを参照。
- 3 インターネット政策に関する主なITR改正条文の分析については、海野敦史「国際電気通信規則（ITR）の改正を通じたサイバー空間の国際ルール策定に向けた動向」、『Law and Technology No.57』（民事法研究会、2012年）111-116頁参照。
- 4 ここで言う国際ローミングサービスとは、国内の電気通信事業者が海外の電気通信事業者と取決めを結ぶことにより、利用者が、その海外の電気通信事業者のネットワークを用いて自国内で契約している携帯電話番号（又は電子メールアドレス等）のまま音声・データの送受信を行うことを可能とするサービスのことを指す。
- 5 電気通信事業法40条及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令25号）27条に基づき、我が国の電気通信事業者と海外の電気通信事業者との間で締結される音声の伝送交

換に関する国際ローミング協定については、総務大臣の認可の対象となるが、これらの条項は利用者料金に関して直接の規制を課すものではない。

- 6 ITU-T, D.98, Charging in international mobile roaming service (09/2012), <http://www.itu.int/rec/T-REC-D.98-201209-I/en>。
なお、この勧告は法的拘束力を有しない。
- 7 本稿で示すITRの条項については、「改正後ITR」という表記がない限り、現行のITRを表すものとする。
- 8 国際ローミングサービスの提供に関しては、本文で取り上げたもののほか、海外渡航者としての利用者に対する十分なサービス品質の確保のための構成国の措置奨励義務（改正後ITR4条4.5項）、国境地帯における利用者の意図しない（inadvertent）ローミング料金課金の回避・緩和のための事業者間協力を促す構成国の努力義務（同条4.6項）が新たに規定されることとなった。
- 9 付録第三の内容のうち、業務用電気通信（service telecommunications）については改正後ITR6条6.4項に規定され、特権電気通信（privilege telecommunications）に関する規定についてはその定義とともに削除された。
- 10 既述のとおり、「競争的（competitive）」な料金については、別途、国際ローミング料金についても規定されることとなった。なお、アラブ・アフリカ諸国は、当初、コスト指向的な卸売料金（cost-oriented wholesale pricing）とする旨を提案していたが、我が国を含む先進諸国の反対により採用されなかった。
- 11 事業者間の合理的補償や他事業者に対する「課金権」の保障については、ITR3条3.2項に関する改正案として欧州電気通信事業者協会（ETNO：European Telecommunications Network Operators' Association）から示された提案と軌を一にする。同提案においては、インターネット上のコンテンツ提供事業者等に対してネットワーク基盤（インフラ）への投資に対する相応の負担を求める観点から、インフラ投資を行う電気通信事業者がインターネット接続事業者に対して流通させる情報量に応じた接続料を課すための仕組みを設けることが意図されていた。この提案については、インターネット政策の機微性等を背景として（米国等はITRによるインターネットに関わる一切の規律に反対する立場を採っていた）、採用されなかった。
- 12 2010年に改正されたITU全権決議130（Rev. Resolution 130 [Guadalajara, 2010]）においては、サイバー犯罪への対処を含む各国の主権に関わる法的・政策的課題について、ITUでは扱わない旨が示されている。
- 13 また、改正後ITR3条3.5項において、新たに番号資源（numbering resources）の適正利用に関する規定が盛り込まれたことから、国際電話サービスに関する限りにおいては、これにより、一定程度、詐欺行為又はこれに相当すると認められる行為の防止・回避に資することとなっている。
- 14 裁判外紛争解決手続に関しては、その利用に関する関心国間の国際協力等について、WCITで採択された決議に掲げられている（Resolution Plen/5 [Dubai, 2012]）。
- 15 なお、WCITで採択された決議においては、ITRを定期的に見直すための措置等について、2014年のITU全権会議で議論されることとなっている（Resolution Plen/4 [Dubai, 2012]）。

2. 3. 2 (2) ITR英文 (<http://www.itu.int/pub/S-CONF-WCIT-2012>)

ITR英文

FINAL ACTS OF THE WORLD CONFERENCE ON INTERNATIONAL TELECOMMUNICATIONS (Dubai, 2012)

<http://www.itu.int/en/sama/Pages/questionnaire2.aspx?pub=S-CONF-WCIT-2012-PDF-E>

Explanatory notes

1. The International Telecommunication Regulations (ITRs) and their Appendices are those adopted by the World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012).
2. The margin numbers of the ITRs and their Appendices are located in the left-hand margin.
3. The resolutions are those adopted by the World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012), as indicated by the place and date appearing between brackets : RESOLUTION 1 (Dubai, 2012)

SUMMARY OF CONTENTS

International Telecommunication Regulations

PREAMBLE	
Article 1 Purpose and scope of the Regulations	
Article 2 Definitions	
Article 3 International network	

Article 4	International telecommunication services
Article 5	Safety of life and priority of telecommunications
Article 6	Security and robustness of networks
Article 7	Unsolicited bulk electronic communications.....
Article 8	Charging and accounting
Article 9	Suspension of services
Article 10	Dissemination of information
Article 11	Energy efficiency/e-waste
Article 12	Accessibility.....
Article 13	Special arrangements
Article 14	Final provisions
APPENDIX 1	General provisions concerning accounting.....
APPENDIX 2	Additional provisions relating to maritime telecommunications

DECLARATIONS AND RESERVATIONS

List of countries in French alphabetical order giving the number(s) of their declarations and reservations:

Afghanistan (100), Albania (Republic of) (83), Algeria (People's Democratic Republic of) (54), Germany (Federal Republic of) (69), Saudi Arabia (Kingdom of) (44, 54), Argentine Republic (4) Armenia (Republic of) (57), Austria (73), Azerbaijani Republic (38), Bahrain (Kingdom of) (53, 54), Bangladesh (People's Republic of) (105), Barbados (86, 97), Bhutan (Kingdom of) (89), Botswana (Republic of) (24), Brunei Darussalam (20), Bulgaria (Republic of) (43), Burkina Faso (12), Burundi (Republic of) (17), Cambodia (Kingdom of) (102), Central African Republic (107), Chile (52), China (People's Republic of) (103), Cyprus (Republic of) (72), Colombia (Republic of) (30), Korea (Republic of) (39, 96), Costa Rica (80), Croatia (Republic of) (77), Cuba (35), Djibouti (Republic of) (99), Dominican Republic (15), Egypt (Arab Republic of) (76), El Salvador (Republic of) (27), United Arab Emirates (22, 54), Spain (81), Russian Federation (37, 57), Finland (1), Gabonese Republic (14), Ghana (6), Greece (78), Guatemala (Republic of) (10), Guyana (34), Haiti (Republic of) (85), Hungary (79), India (Republic of) (106), Indonesia (Republic of) (7),

Iran (Islamic Republic of) (31, 54), Iraq (Republic of) (54, 70), Ireland (75), Italy (66), Jamaica (45), Jordan (Hashemite Kingdom of) (41), Kazakhstan (Republic of) (57), Kenya (Republic of) (18), Kuwait (State of) (25, 54), Lesotho (Kingdom of) (55), Latvia (Republic of) (65), Lebanon (54), Libya (54), Lithuania (Republic of) (63), Malaysia (23), Malawi (98), Mali (Republic of) (19), Malta (74), Morocco (Kingdom of) (28, 54), Mauritius (Republic of) (94), Mexico (51), Moldova (Republic of) (67), Mongolia (90), Montenegro (92), Mozambique (Republic of) (36), Namibia (Republic of) (104), Nepal (Federal Democratic Republic of) (101), Niger (Republic of the) (9), Nigeria (Federal Republic of) (16), Oman (Sultanate of) (13, 54), Uganda (Republic of) (46), Uzbekistan (Republic of) (57), Panama (Republic of) (11), Papua New Guinea (56), Paraguay (Republic of) (3), Netherlands (Kingdom of the) (82), Poland (Republic of) (58), Portugal (71), Qatar (State of) (61), Kyrgyz Republic (57), Slovak Republic (62), Czech Republic (68), United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (93), Rwanda (Republic of) (47), Saint Lucia (87), Senegal (Republic of) (60), Serbia (Republic of) (84), Singapore (Republic of) (40), Slovenia (Republic of) (64), Sudan (Republic of the) (50, 54), South Sudan (Republic of) (59), Sri Lanka (Democratic Socialist Republic of) (88), South Africa (Republic of) (32), Sweden (33), Tanzania (United Republic of) (48), Thailand (21), Togolese Republic (2), Trinidad and Tobago (8), Tunisia (54, 91), Turkey (49), Ukraine (57), Uruguay (Eastern Republic of) (42), Venezuela (Bolivarian Republic of) (5), Viet Nam (Socialist Republic of) (26), Yemen (Republic of) (95), Zimbabwe (Republic of) (29)

RESOLUTIONS

RESOLUTION 1 (DUBAI, 2012) Special measures for landlocked developing countries and small island developing states for access to international optical fibre networks.....

RESOLUTION 2 (DUBAI, 2012) Globally harmonized national number for access to emergency services

RESOLUTION 3 (DUBAI, 2012) To foster an enabling environment for the greater growth of the Internet

RESOLUTION 4 (DUBAI, 2012) Periodic review of the International Telecommunication Regulations

RESOLUTION 5 (DUBAI, 2012) International telecommunication service traffic termination and exchange.....

- 2.4 世界電気通信政策フォーラム (WTPF)
- 2.4.1 世界電気通信政策フォーラムの概要

世界電気通信政策フォーラム概要

■ 会合概要

電気通信環境の急速な変化に伴う規制・政策問題について国際的な共通認識の醸成を目的として開催する会議

- 成果文書はオピニオン（会合参加者で合意された立場を示すもの）として採択される。
※ 成果文書に拘束力はないが、今後の各国における規制・政策に影響を与え得る。

■ WTPF-13結果概要

- WTPF-13は、「インターネットに関連する国際公共政策全般」をテーマに議論するもので、2012年12月のWCIT後のインターネット・ガバナンスに関する国際議論の動向を見極める上で重要な会合
- 会合の成果としては、「オピニオン」と呼ばれる、法的拘束力は持たないものの今後の議論の方向性に影響を与える文書を採択
- 今回のWTPFでは、事前の準備会合でほぼ合意していた以下の6つのオピニオンが正式に採択

- ① 接続性向上の長期的解決法としてのIXP促進
② ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成
③ IPv6展開のキャパシティビルディング支援
④ IPv6採用とIPv4からの移転支援
⑤ インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダーズムの支持
⑥ 協力強化プロセスの運用を可能にするための支持

- これに加えて、ブラジル及びロシアから「インターネット・ガバナンスにおける政府の役割の強化」に関する新たなオピニオン案が提案された。多くの途上国・新興国（中東、中南米、アフリカ、中国等）が賛同したが、日米等の先進国は同オピニオンの策定に強く反対し、ブラジル・ロシアから妥協案も示されたが、検討の時間も足りなかったことから、今回の採択は見送られた。

第5回WTPF（2013年5月14日～16日）

第3回専門家会合（2013年2月6日～8日）

第2回専門家会合（2012年10月10～12日）

第1回専門家会合（2012年6月5日）

過去の開催状況

- 第1回（1996年）：衛星携帯電話
- 第2回（1998年）：電気通信サービスと貿易
- 第3回（2001年）：IP電話
- 第4回（2009年）：インターネット政策課題



2.4.2 世界電気通信政策フォーラム（WTPF-13）の結果概要

第5回世界電気通信政策フォーラム （WTPF-13）結果報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 国際広報官

でぐち たけと
出口 岳人



1. はじめに

本年5月14日から16日まで、国際電気通信連合（ITU）の第5回世界電気通信政策フォーラム（WTPF-13）がスイス（ジュネーブ）で開催され、政府関係者、関係企業等、合計で約850名の関係者が集まった。

WTPFは、電気通信環境の急速な変化に伴う規制・政策問題についての国際的な共通認識の醸成を目的としたITUの会議であり、前回は2009年に開催されている。

第5回の今回は、「インターネットに関連する国際公共政策全般」をテーマに議論するものであった。インターネットに関連する国際公共政策については、昨年12月にアラブ首長国連邦（ドバイ）で開催された世界国際電気通信会議（WCIT）における国際電気通信規則（ITR）の改正審議においても争点となったが、見解の相違により先進国と途上国との間で合意に至らず、結果として日米欧を含む55か国がITR改正文書への署名を見送った経緯がある。

については、WTPF-13は、WCIT後におけるインターネット・ガバナンスに関する国際議論の動向を見極める上で重要な会議であったと言える。

以下では、本会議に日本代表団の1人として参加した者として、WTPF-13の結果概要について報告することとした。

なお、本稿中、意見を述べている箇所については、筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではないことを断っておきたい。

（参考）WTPFの過去の開催状況とテーマ

- 第1回（1996年）：衛星携帯電話
- 第2回（1998年）：電気通信サービスと貿易
- 第3回（2001年）：IP電話
- 第4回（2009年）：インターネット政策課題

ロシア、コスタリカ、サウジアラビア、ザンビア及びインド）。

オープニング・セッションにおいては、各国政府代表、関係企業等からインターネット国際公共政策に関する見解が表明された。我が国からは、田中栄一総務審議官より、インターネット国際公共政策の在り方について国際的な共通認識を醸成していくことの重要性を指摘するとともに、その方法として、結論を急がずに時間をかけ、信頼関係を構築し、政府間だけでなく、関係企業、市民団体等のマルチステークホルダーとの意見交換の必要性を指摘した。

今回のWTPF-13においては、「オピニオン」と呼ばれる、法的な拘束力を持たないものの、今後の議論の方向性に影響を与え得る文書が採択されたが、このWTPF-13の開催に当たっては、事前に非公式専門家会合が3回開催されており、この事前会合において、インターネットに関連する国際公共政策に関する六つのオピニオン案が策定されていた。

WTPF-13におけるオピニオン案の審議においては、まずは、この非公式専門家会合において策定された六つのオピニオン案それぞれに対して、幾つかの国から修正の提案がなされたことから、それぞれ修正の是非が議論されることとなった。結論としては、これら六つのオピニオン案については、軽微な修正を除き、ほぼそのままの形で正式に採択されることとなった。

WTPF-13で採択された六つのオピニオン

- ・接続性向上の長期的解決法としてのIXP促進
- ・ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成
- ・IPv6展開のキャパシティビルディング支援
- ・IPv6採用とIPv4からの移転支援
- ・インターネット・ガバナンスにおけるマルチステークホルダーリズムの支持
- ・協力強化プロセスの運用を可能にするための支持

2. 結果概要

WTPF-13の全体会合の議長は、マケドニアから選出され、副議長は各地域からそれぞれ選出された（ポーランド、

これらのオピニオンの内容は、先進国と途上国の関係者が一体となって国際的な課題となっているインターネットに関わる事項の解決を目指す趣旨で策定されたものと言えると思われる。その意味において、今般のWTPF-13において、



①接続性向上の長期的解決法としてのIXPs (Internet Exchange Points) 促進 Promoting Internet Exchange Points (IXPs) as a long term solution to advance connectivity 構成国及びセクターメンバーに対し、協力的な手段で、以下を実行することを奨励 ・国内、準地域及び地域レベルのネットワークの更なる発展と拡大を促進すること。 ・開かれたマルチステークホルダーのコンサルテーションを通して、特に、支援的政策環境の育成や技術専門家の交換を行うことによりIXPの出現を可能にすること。 ・地元、地域、国際のインターネットネットワーク事業者がIXPを通じて相互接続することを許容するための公共政策を促進すること。 ②ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成 Fostering an enabling environment for the greater growth and development of broadband connectivity 構成国に対し、以下を実行することを奨励 ・法的及び省令環境を実行可能にするにより広い範囲で適切に電気通信インフラへのアクセスを促進すること、公正で、透明で、予測可能で非差別的な政策を策定すること、及び競争を促進し、技術・サービス革新の継続を育成し、民間企業の投資を促す政策を策定すること。 ・技術中立性を考慮した公共政策のゴールに到達するために、IPベースのネットワークに関し、競争主導によるアプローチという見解のもと既存の規則を見直すこと。 構成国、セクターメンバー、及び関連団体に対し以下を実行することを奨励 ・ブロードバンド接続を議題としたITUの活動及び国際、地域、国内のフォーラムにおいて、市場の民主化、競争促進及び投資の活性化を促進するために考案された進歩的法律体制のベストプラクティスを引き続き共有すること。 ③IPv6展開のキャパシティビルディング支援 Supporting Capacity Building for the deployment of IPv6 以下を推奨 ・構成国が、管轄内の範囲で、迅速にIPv6の導入と移行を促進するための政策と動機付けを考慮すること。 ・セクターメンバーが、ウェブとインターネット事業をできる限り迅速にIPv6経由で提供すること。	④IPv6採用とIPv4からの移行支援 In support of IPv6 adoption and transition from IPv4 以下を推奨 ・構成国が、迅速なIPv6の導入と移行を促進し支援するための適切な手段を講じること。 ・メンバーが、IPv6に適合した適切な価格の製品とサービスをできるだけ早く提供すること。 ・構成国が、理事会作業部会（インターネット関連国際政策課題）において、インターネット及びインターネット資源の管理（アドレスを含む）に関する課題に関し貢献すること。 ・構成国とその他の関連団体が、チュニスアジェンダ35のパラグラフに規定されたそれぞれの役割と責任に応じ、課題の中で優先的な政策が考慮されるために、技術政策の策定や資源の割当てに責任を負うマルチステークホルダーによる機関に直接参加すること。 ⑤インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダー主義の支持 Supporting Multi-stakeholderism in internet governance 構成国と関連団体に対し下記を推奨 ・インターネットのガバナンスはマルチステークホルダープロセスであり、全ての関係者がインターネットの恩恵を享受し続けることができるよう、マルチステークホルダープロセスへ参加すること。また、政府、民間部門、国際機関、政府間機関及び市民社会と更に協力し調整するための方法と手段を模索すること。 ・チュニスアジェンダのパラグラフ35に規定されているように、各自の役割と責任に基づき貢献すること。 ・インターネットガバナンスに関わる構想、団体及び機関に、どのようにして途上国からのステークホルダーの参加を促進させるかに焦点を当てること。 ⑥協力強化プロセスの運用を可能にするための支援 On Supporting of operationalizing the enhanced cooperation process (国連総会(第76回)決議195号で既に採択された以下の内容を引用し)以下を認識 ・「チュニスアジェンダに記載された 義務と矛盾しない協力強化のためのプロセスの重要性と緊急性、及び、政府が対等の立場で、インターネット政策に関し、政府の役割と義務を遂行することを可能にする協力強化の必要性」。 以下の見解のもと ・チュニスアジェンダのパラグラフ69に規定されるように、全てのステークホルダーのコンサルテーションを行い、国際インターネット関連公共政策を政府が策定できるようにするため、協力強化の必要性を再認識。 以下を推奨 ・全てのステークホルダーが協力強化について努力すること。
--	---

図. WTPF-13で採択された六つのオピニオンの概要

大きな意見の対立が生じない形で六つのオピニオンが策定されたことは、喜ばしいことと思う。

ただし、WTPF-13では、これら六つのオピニオンに加えて、ブラジル及びロシアより、「インターネット・ガバナンスにおける政府の役割の強化」についても、新たなオピニオン案を策定すべき旨の提案がなされた。

多くの途上国及び新興国（中東、中南米、アフリカ、中国等）が本提案に賛同したが、日米等の先進国の多くは同オピニオン案に対して懸念を表明し、策定に反対することとなった。先進国からの反対を受け、ブラジル及びロシアから妥協案も示されたが、検討の時間も足りなかったことから、この提案については今回の採択は見送られることとなった。

ただし、ブラジル及びブラジル提案に賛同した国より、政府の役割に関する議論は別の会合で引き続き行われる旨、WTPF-13の報告書において記録することが要望された。

引き続き議論を行う場としてどのような場が適切かという点については、各国より、IGF（インターネット・ガバナンス・フォーラム）、CSTD（国際連合開発のための科学技術委員会）、ECOSOC（国際連合経済社会理事会）、ITU理事会作業部会（インターネット公共政策）等が提案された。

米国からは、ITUの理事会作業部会は、構成国及びITUのセクターメンバーに限られた会議であり、適切なマルチステークホルダーモデルではない旨が指摘された。

最終的に、トゥーレITU事務総局長より、本件の扱いについてITU理事会（本年6月開催）で審議すること、及び当該議論に関する作業部会についてはステークホルダーに広く

開放することを、同理事会に諮ることを提案したい旨が告げられたところ、会場に拍手が鳴り響き、WTPF-13は閉会となった。

3. おわりに

インターネットは、社会生活・経済活動の発展に不可欠なワールドワイドなインフラストラクチャーとなっており、インターネットの世界的な一層の発展のためにも、インターネット国際公共政策の在り方について、意見が異なる状態の改善に向けて一体となって努力を続けていく必要があり、各国の価値観を接近させ、共通認識を形成するという根本的な取組が必要であると思われる。

いずれにせよ、インターネットの規制や管理の在り方については、今後とも様々な場で議論がなされると予想されるところであり、我が国としては、情報の自由な流通が確保され、インターネットの便益を利用者の方々が最大限に享受できるよう、様々な場で引き続き国際的な共通認識の醸成に努めてまいりたいと考えている。

<総務省関係ホームページ>

ITU世界国際電気通信会議（WCIT-12）及びITUにおけるその後の議論

URL:

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/cyberspace_rule/wcit-12.html

2.5 世界情報社会サミット (WSIS)

2.5.1 WSIS概要

世界情報社会サミット(WSIS)の概要

1

WSIS : World Summit on the Information Society

1 概要

ITU主導の下、各国首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、その実現のための具体的方策等を検討するため、2つのフェーズでWSISを開催することが国連総会で決まった。2003年12月スイス・ジュネーブで第1フェーズが、2005年11月チュニジア・チュニスで第2フェーズが開催された。第2フェーズで要求されたWSIS成果の実施に係る進捗の評価を目的として、2015年12月に国連総会ハイレベル会合が開催された。

2 WSISの成果

(1) 第1フェーズにおいて、情報社会に向けた共通ビジョン、11の原則を策定したジュネーブ基本宣言・行動計画がとりまとめられた。

(2) 第2フェーズにおいて、チュニスコミットメント・チュニスアジェンダが採択された。同アジェンダは、①行動計画・テーマごとに、国際機関をモデルレータとして指名、②IGFの創設、③2015年までにWSIS成果の実施に関する全体総括レビューを行うことを要求している。

3 WSIS成果に係る総括レビュー(WSIS+10レビュー)結果

①10年間の取組みは、大きな成果を挙げている一方で、デジタルディバイド解消等の課題が残っているとの認識。
②インターネットガバナンス、サイバーセキュリティ分野等について、「政府によるマルチステラルな取組」を重視する考え方と、「マルチステークホルダーによる取組」を重視する考え方が対立した結果、両論併記で合意。

③IGFは10年間延長。

④次回ハイレベル会合は10年後の2025年に開催することで合意。

(参考)11の原則(アクションライン)

C1: 開発のためのICT推進における政府及び全てのステークホルダーの役割

C2: 情報通信インフラ

C3: 情報・知識へのアクセス

C4: 人材開発

C5: ICTの利用における信頼性とセキュリティの確立

C6: 環境整備

C7: ICTアプリケーション

C8: 文化的多様性と独自性(アイデンティティ)、言語の多様性、ローカルコンテンツ

C9: メディア

C10: 情報社会の倫理的側面

C11: 国際及び地域協力



2.5.2 ジュネーブ基本宣言・行動計画の概要

トピックス

WSISにて基本宣言、行動計画が採択



ステートメントを行う麻生大臣

昨年12月10日より12日までスイスのジュネーブにおいて世界情報社会サミット（WSIS）が開催された。WSISは、各国首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、そのビジョンの実現等のための基本宣言および行動計画を策定することを目的とした国連行事で、国際電気通信連合（ITU）が準備を主導した。本サミットには176カ国から、アナン国連事務総長やクシュパン・スイス大統領はじめとする政府首脳、国際機関、産業界および市民社会（NGO）の代表等、約2万人が参加し盛大に開催された。日本からは麻生太郎総務大臣が出席したほか、わが国のWSIS親善大使として久保純子氏が参加し注目を集めた。サミット本会議と並行して開催された「サミット・イベント」では、参加各国から企業も含めた展示会やディスカッション等が行われた。日本からは、「ユビキタスネットワーク社会の展望」を統一テーマとしてワークショップ、展示、モバイル・コンテンツ・フェスティバルを行い、盛況のうちに終了した。以下にその概要を紹介する。

1. WSIS本会議概要

(1) 各国首脳等によるステートメント

54カ国の政府首脳、83人の情報通信大臣等がステートメントを行い、社会経済発展や貧困撲滅のためのICTの重要性や、それに向けた政府およびステイ

総務省 総合通信基盤局 国際部 国際機関室

クホルダーの役割、共通ビジョンの確立を目指す旨のコメント等がなされた。

わが国からは麻生総務大臣が、12月11日午後、英語で演説し、わが国におけるブロードバンドの推進やユビキタスネットワーク社会の実現に向けた取り組み状況、対途上国支援、アジア・ブロードバンド計画等による国際貢献について力強く表明した。

(2) 基本宣言および行動計画の採択

サミット最終日の12月12日、基本宣言および行動計画が採択された。概要は、以下のとおり。なお、わが国は、ブロードバンド・ネットワークの利活用の重要性、ユビキタス・ネットワーク社会実現の重要性等を主張し、両者に反映された。

① 基本宣言

ア 情報社会に向けた共通ビジョンとして、「持続可能な開発と生活の質の向上を可能とする情報社会の構築」、「情報通信技術（ICT）は、生産性を向上させ、経済成長の原動力となり、雇用を創出するなど、一層の発展のために新しい機会を提供」、「デジタル・ディバイドの解消が必要」等が盛り込まれた。

イ さらに情報社会の鍵となる11原則として、「情報インフラの整備としてブロードバンドやユビキタスアクセスが重要」、「人材の開発」、「セキュリティの確保」、「インターネット管理の在り方」等が盛り込まれた。

② 行動計画

ア 2015年までの達成を目指した10の目標を設定。（例）

- ・世界の村々をネットワークで接続し公共アクセスポイントを設置
- ・大学、高校等の教育機関、研究センター、公共施設をネットワークで接続
- ・全世界の50%以上の人々がネットワークに接続



トピックス

できる環境を整備 等

- イ 基本宣言に記載されている各原則を具体化
- ウ デジタル連帯要綱（デジタル・ディバイドの解消を目指した国際的協力の必要性）

上記基本宣言および行動計画の作成過程においては、さまざまな意見が提起され、サミット直前まで各国間の協議が行われた。その中で議論となった主な意見の相違点と集約結果は以下のとおり。

（ア）デジタル連帯基金：

デジタル・ディバイド解消のためのプロジェクトの実施において、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、二国間協力等、既存のスキームを有効活用すべきとの立場と、新規の基金（「デジタル連帯基金」）を設立すべきとの立場があったが、結論としては国連事務総長のもとに設置されるタスクフォースが既存の資金援助メカニズムの検討を2004年12月までに行い、この結論に基づき「自主的なデジタル連帯基金」の創設を含めて検討することとなった。

（イ）インターネットの管理の在り方

ICANN（米国籍非営利民間団体）中心に現行組織で対応していくべきとする立場と、政府間の国際組織で対応すべきとの立場があったが、結論としては国連事務総長に対し、各国政府、民間団体等の幅広い参加のもと、インターネット管理に関するワーキンググループを設置し、2005年までにその結果の報告を行うことを要請することとなった。

（ウ）メディア

メディアの多様性の確保や表現の自由の重要性を明記すべきとする立場と、それを明記する場合には各国法制度に従う旨も併せて記述すべきとする立場があった。結論としては、情報社会においても表現の自由やメディアの多様性の確保が重要であることを明記するとともに、メディア所有の多様性を各国内法に基づいて促進すべきことを記載することとなった。

（エ）セキュリティの確保

情報の自由な流通を確保すべきである旨を明記すべきとする立場と、それを明記する場合には各国の法制度に従う旨も併せて記載すべきとする立

場があった。結論として情報社会におけるプライバシーや消費者保護などのセキュリティの重要性について明記し、これらを国際的な協調のもとで取り組んでいくことが不可欠とした。また、セキュリティ対策への取り組みが自由な情報へのアクセスや貿易を阻害しないようにすることが重要とした。

（オ）知的所有権の保護と利用の在り方

権利者側の利益を重視する立場と、利用者側の利益を重視する立場があったが、結論としては、権利の保護と同時に知識の普及、共有がともに情報社会における創作活動を促進するうえで重要とした。

2. 日本のサミット・イベントの概要

（1）ワークショップ（12月10日午後）

「ユビキタスネットワーク社会」の実現により、経済、社会、文化といった私たちの生活全体にどのような影響があるのか、新しく登場しつつあるモバイル技術、サービスなどを紹介し、新しいIT社会である「ユビキタスネットワーク社会」を展望した。司会は久保純子WSIS親善大使が行い、パネリストとして、鳴戸・富士通総研会長（コーディネータ）、村上・野村総研理事長（基調講演）、津田・NTTドコモ副社長、渡邊・トヨタ自動車専務、杉山・NEC副社長、ディレオ・シスコシステムズ執行役員、コロオ・ボーダフォン取締役、ユン・KT常務取締役が参加し、活発な意見交換が行われた。

（2）展示（ジャパンパビリオン）

次ページ記事に記載

（3）モバイル・コンテンツ・フェスティバル

次ページ記事に記載



ワークショップで司会をする久保純子親善大使

2.5.3 チュニスコミットメント・アジェンダの概要

特集「WSIS-II」

2005年11月16日から18日までチュニジアのチュニスにおいて世界情報社会サミット（WSIS）第2フェーズが開催された。本サミットには174か国から、アナン国連事務総長やベン・アリ・チュニジア大統領をはじめとする政府首脳、国際機関、産業界及び市民社会（NGO）の代表等、約2万人が参加し盛大に開催された。日本からは竹中平蔵総務大臣をはじめ、多くの代表団が参加した。

サミット本会議と並行して、ワークショップ等のパラレル

イベントや企業等による展示会も開催された。我が国は、「ユビキタスネット社会の実現に向けて」をテーマとして、16日にワークショップを開催し、WSIS親善大使の道傳愛子氏がモデレーターを務め、幅広い議論が行われたほか、我が国を代表する13社・団体がユビキタスネット社会の実現を支える我が国の最新技術、サービス及びアプリケーションの展示を行い、終日多くの参加者を集め、盛況のうちに終了した。以下に、これらの概要を紹介する。

WSIS本会議概要

総務省総合通信基盤局
国際部国際機関室

1. 各国首脳等によるステートメント

各国政府首脳、情報通信大臣や国際機関のトップ等がステートメントを発表し、今後の情報社会発展におけるICTへのアクセス、能力開発、インフラ整備の重要性や、様々なグローバルな問題の解決におけるICTの活用、またそれに向けた政府及びマルチステークホルダーの協力の必要性等につき、言及された。

我が国からは竹中総務大臣が、17日午後に演説を行い、デジタル・ディバイド解消のために積極的な協力の必要性に言及するとともに、今後の実現すべき情報社会の在り方として、我が国が取り組んでいるユビキタスネット社会実現の重要性とそれに向けた取組を紹介した。

2. チュニスコミットメント及び情報社会に関するチュニスアジェンダの採択

サミット最終日の18日、チュニスコミットメント及び情報社会に関するチュニスアジェンダ（以下、チュニスアジェンダ）が採択された。概要は以下のとおり。なお、我が国は、ユビキタスネット社会実現に向けた取組の重要性を主張し、両文書に反映された（全文仮訳URL：http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051119_1.html#s1）。

(1) チュニスコミットメント

- ① 2003年の第1フェーズで採択された、情報社会に向けた共通ビジョンであるジュネーブ基本宣言、行動計画に対する明確な支持が再確認された。
- ② ジュネーブ行動計画等の着実な実施とフォローアップ

の重要性が明記された。

- ③ デジタル・ディバイドを克服し、ミレニアム開発目標等の目標の達成を目指すこととされた。
- ④ 政府、民間セクター、市民社会等のすべてのステークホルダーによる協調の必要性が盛り込まれた。

(2) チュニスアジェンダ

① 資金支援メカニズム

「デジタル・ディバイドをデジタル・オポチュニティに転換させる目的を持ってジュネーブに設置されたデジタル連帯基金について、この基金は義務的でない性格を持ち、既存のメカニズムを補完するものとして歓迎する」という文言で合意した。

② インターネットガバナンス

国連事務総長に対し、各国政府、民間団体等の幅広い参加の下、インターネット管理に関する課題について議論するフォーラム（IGF）を設置し、2006年第2四半期までに第1回会合をギリシャで開催することを要請することとなった。

③ 実施とフォローアップ

ジュネーブ行動計画の具体的な実施方法に関し、行動計画のテーマごとに、ITU、ユネスコ、UNDP等の国際機関を調整機関（モデレーター）として指名することとなった。

上記チュニスコミットメント及びチュニスアジェンダの作成過程においては、様々な意見が提起され、サミット直前まで各国間の協議が行われた。主な意見及び議論の概要は、以下のとおり。

デジタル連帯基金：

デジタル・ディバイド解消のための資金メカニズムについて、既存の二国間・多国間等のスキームを有効活用すべきとする欧米・我が国等の国々と、新規の基金（「デジタル連帯基金」）を活用すべきとする途上国側が対立したが、調整の結果、デジタル連帯基金については、義務的でない性格で（voluntary nature）、既存メカニズムを補完する（complement existing mechanism）ものとして、歓迎する（welcome）こととされた。

インターネットガバナンス：

米国から、ICANN（米国籍非営利民間団体）中心に現行組織で対応していくべきとの主張がなされる一方、途上国側は国連の下でのインターネットの管理を主張し、最終局面まで各国が妥協を探ることとなった。結果的に、既存のメカニズムの下での高度化した協力（enhanced cooperation）を図るとともに、国連事務総長に対して、インターネットガバナンスに関する課題について多様な利害関係者で対話する場となるフォーラム（インターネットガバナンスフォーラム（IGF））を設置するよう要請することとなった。また、このIGFの初回会合を2006年第2四半期までにギリシャで開催することも決定された。

実施・フォローアップのメカニズム

ジュネーブ行動計画の具体的な実施方法について、今回のサミットで決定するのではなく、国連事務総長にゆだねるべきとする米国、EU等と、本サミット中にITUを中心とした具体的な実施のための枠組みを定めるべきとするロシア、アフリカ等が対立。我が国も、ITUが中心的な役割を果たすよう主張した。最終的に、国連全体としてフォローアップのためのグループを設立すること、行動計画の各行動方針についてITU、ユネスコ、UNDP等をモデレーターとして指名することで合意された。

特集：WSIS-II

世界情報社会サミット (WSIS)チュニス会合 竹中総務大臣ステートメント

総務大臣

たけなか へいぞう
竹中 平蔵

1. はじめに

首脳閣下、政府代表の皆様、ご列席の皆様、この美しい地、チュニスでお話できることを大変光栄に存じます。まず、日本国民を代表しまして、ベン・アリ大統領及びチュニア共和国政府関係者の皆様、並びにチュニス市民の皆様の温かい歓迎に感謝の意を述べさせていただきたいと思ひます。

ジュネーブ会合に引き続き、これまでの約2年間にわたり、サミットの開催に尽力されたコフィ・アナン（Kofi Annan）国連事務総長、ジャニス・カークリンス（Janis Karklins）準備委員会議長、内海善雄ITU事務総局長その他の関係者の皆様のこれまでの御努力に対しても感謝を申し上げますとともに敬意を表します。

情報通信技術は今や日常生活の隅々まで普及し、我々の生活を大きく向上させて続けています。そして、産業としてのICT産業は、我が国の例をとってもリーディングインダストリーに成長しており、また、一貫して我が国の経済を支えています。

他方、高齢化社会に伴う医療・福祉面での対応、女性の就労環境の改善、地球温暖化の進展に見られるような環境問題や地震、台風等の自然災害への対策など、これからの社会には解決すべき課題が山積みとなっています。

そのような中、私は、情報通信技術を利用することが、今後の社会の様々な課題を克服する「切り札」になると考えて

います。通信ネットワークを活用した遠隔勤務や遠隔医療などは一部実現されていますし、また、企業において、ICTを積極的に経営に導入し、業務効率化やコスト削減などを実現できれば、競争力も向上し、経済の活性化も可能になるでしょう。また、ICTを活用することにより、資源・エネルギーを効率的に利用し、環境への負担を低減させた持続可能な社会を構築することもできるでしょう。ICTを利用した政府活動の効率化により、小さな政府の実現に資することもできます。その意味で、情報通信技術は、21世紀を形づくる最強の力の一つであり、21世紀の人類の繁栄を支える柱だと考えています。

今回のチュニス会合の開催に当たり、私は改めて、情報通信技術の持つ可能性について想起するとともに、「the ICT revolution can have a tremendous positive impact as an instrument of sustainable development」とするチュニスコミットメントを強く支持するところです。

2. ユビキタスネット社会に向けた取組

今後、情報通信技術の進展とともに、情報化がますます進展し、生活の隅々まで普及するようになると、これまで以上にネットワーク化が進み、「人と人」とのコミュニケーションだけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションも現実のものとなり、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークに接続できるような社会を迎えることになります。

我が国は、これまで世界最先端のICT国家を目指して、国民を挙げて努力してきました。その結果、世界で最も安い水準のブロードバンド環境が実現されています。そして今、総務省としては、2010年を見据えた新たな目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながるユビキタスネット社会を実現しようという取組を進めています。このユビキタスネット社会では、多様な情報を発信し、又は利用することによって人類がこれまで培ってきた知識や情報を容易に共有し、新たな価値を創造することができます。また、この社会を実現することは、貧困と飢え、教育、男女平等、医療、環境保全、福祉、高齢化、防災といった、国際社会が抱える差し迫った課題を解決する可能性も有するものです。例えば、インターネットや移動通信を使ってどこでも高度な知識を習得したり、衛星通信等を使って遠隔からの高度な医療を行ったり、災害情報を各所に設置されたセンサー

によって収集しネットワークを通じていち早く伝えたりすることが可能になります。

ユビキタスネット社会の実現に向けた取組の必要性について、各国を代表して出席されている皆様と考えを共有することができれば、と考えております。

3. 国際協調について

また、先のジュネーブ会合においては、「デジタル・ディバイドをデジタル・オポチュニティに変えるために最大の努力を払う」ということがWSISの基本原則の一つとして合意されたところであり、各国において、デジタル・ディバイド解消のための取組が求められています。我が国としても、例えばアジア地域において、2010年までにアジアのすべての人々がブロードバンドにアクセスできることなどを目標とした、「アジアブロードバンド計画」に基づき、インフラの整備や人材育成の面で国際協力を行ってきたところですが、今後とも、デジタル・ディバイド解消のため、引き続き諸外国と協力し、世界においてより多くの人々がブロードバンドを利用できるような環境が実現されるよう、積極的に貢献してまいり所存です。また、ユビキタスネット社会では、例えば物流ネットワークにおける電子タグ（RFID）の利用により、酪農、水産などの分野で効率的な生産性やトレーサビリティの実現により、消費者に安心を与えるとともに農業生産国の発展をもたらすことが可能になります。我が国でも、既に畜産

物、鮮魚流通などの分野で研究開発、実証実験が進み、実用化の一手手前の段階に入っております。このようなユビキタスネットワークの技術は、国と国との技術力の格差を一足飛びに解消する可能性を有するものであり、我が国もこの分野で積極的に協力をしてまいります。

4. おわりに

ジュネーブ会合では、情報社会を構築していく上での基本理念・指針となる基本宣言及び行動計画の策定が行われ、各国首脳レベルで情報通信技術の重要性について共通認識を持つことができました。

私は今回のチュニス会合における議論が、この共通認識を更に深め、これらの基本原則及び行動計画を、実現に向けて力強く前に進めるものとなることを信じています。これまでの2つのサミットで行われてきた議論を将来に生かし、情報通信技術のもたらす恩恵をできるだけ多くの人に享受してもらうためにも、情報インフラの整備や人材開発など行動計画に盛り込まれた事項については、国、民間企業、市民社会等、多くの関係者が参加する形で、確実に実施されることを強く期待しています。

我が国としても、WSISの目標を達成するため、引き続き可能な限りの貢献を行っていくことをお約束し、私のあいさつとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。



サミットで演説を行う竹中総務大臣



2. 5. 4 WSIS+10 High Level Event

WSIS+10 High Level Event結果報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課長補佐 たかもと じゅん
高本 純

1. 会合背景

WSIS+10 High Level Event (HLE) は、2014年6月10日から13日にかけて、スイス・ジュネーブにて開催された。

HLEは2005年に開催された世界情報社会サミット (WSIS) のチュニス会合から、10年目となる2015年に国連総会でチュニス・アジェンダの実施状況に関する全体総括レビューが行われることを踏まえ、これまでのWSISに関する成果をレビューし、2015年以降の考え方を検討すべく、国際電気通信連合 (ITU) と国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国連開発計画 (UNDP) との共催で開催されたものである。

WSISのレビューについては、2006年から2008年まで、各アクションライン (重点分野) について、それぞれの国際機関 (インフラ整備とセキュリティの確保についてはITU) の下、ファシリテーション会合が毎年5月に開かれていたが、2009年からはWSISフォーラムと名前を変え、2013年まで5回にわたりハイレベルのパネルディスカッションや、各アクションラインに関するワークショップなどが開催されてきた。2014年は上記全体総括レビューが開催されることを背景に、WSISフォーラムの拡大版としてITUを中心とする各国国際機関の共催によりHLEが開催された。

当初、HLEは第6回世界電気通信開発会議 (WTDC-14) とともに2014年4月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催される予定だったものの、エジプトの政変とそれに伴う国内情勢の悪化によって、同国における会合への参加を不安視する声が高まったことや、HLEの成果物のドラフティング作業が難航し、当初予定のとおりの4月上・中旬に会合を開催することが困難となったことを受け、2014年6月にスイス・ジュネーブで開催されることとなった。

HLEには各国政府・企業・市民社会等からハイレベルを含む代表団約2000人が参加し、日本からは吉崎総務審議官、伊藤RRB委員らが参加した。以下HLEの会合の詳細について述べることとする。

2. WSISハイレベルセグメント

6月10日から11日の2日間にわたり、WSISハイレベルセグ

メントが開催され、各国政府・企業・市民社会等からハイレベルを含む代表団が参加した。

開会式ではITUトゥーレ事務総局長から挨拶があり、HLEで承認する成果文書は、今後、世界のICTエコシステムの更なる発展を促し、世界を“異なったものにする”重要な役割を果たすものであること等が述べられた。

続いて、ハイレベルセグメントの議長、副議長の承認が行われた。議長にはエジプトのアテフ・ヘミー氏、副議長にはWSISジュネーブフェーズ準備会合の議長アダマ・セマセク氏とWSISチュニスフェーズ準備会合の議長ヤニス・カークリンク氏が指名され満場一致で承認された。

また、WSISのアクションラインのファシリテーターであるWIPO、WMO、UPU、WHO、FAO等やその他国際機関 (UN Women、UNODC、世界銀行等) より、それぞれの機関等におけるWSIS成果に関するこれまでの取組等について発表があった。

その後、6月11日にかけて、各国政府 (UAE、エジプト、スイス、チュニジア、日本、クウェート、メキシコ、オマーン、ポーランド、カタール、ルワンダ、サウジアラビア等)、企業 (インテル等)、国際組織・市民社会 (ICANN、IFIP、ICC等) 等の約70名のハイレベルから、ICTが今後目指すべき方向性や各国政府・企業・市民社会等におけるこれまでの取組等に関するポリシーステートメントが述べられた。

我が国からは、総務省吉崎総務審議官より、今後のWSIS



写真1. ハイレベルセグメント参加者による集合写真



プロセスにおいて重視すべき新たな課題として、モバイルとソーシャルメディアの進展によるパーソナルなアクセスの増大と、クラウド・コンピューティング、ビッグデータの利活用の進展を踏まえた、セキュリティの確保やプライバシーの保護の実施の重要性のほか、環境、エネルギー、防災といった世界的な社会的課題の解決のためのICTの利活用の重要性について指摘を行った。

6月11日、「閣僚級ラウンドテーブル」が開催され、米国（セブルヴェタ国務省大使）、ロシア、ポーランド、中米（メキシコ、コスタリカ等）、アラブ諸国（UAE、サウジアラビア、イラン等）、アフリカ諸国（ボツワナ、ルワンダ、マリ、ジブチ等）等から閣僚級30人程度が参加し、我が国からは吉崎総務審議官が出席した。同会合の議長はトゥーレ事務総局長、副議長はエジプトのアテフ・ヘミーWSIS+10ハイレベルイベント議長が務めた。なお、同会合は随行者の参加が認められない閣僚級のみで開催された。

3. HLE成果文書の承認

6月11日、HLEの成果文書を承認する会合が開催された。

冒頭、トゥーレ事務総局長より、成果文書の経緯や概要について説明があり、その後、唯一成果文書案に合意していなかったイランより成果文書の一部内容については満足していないものの妥協する旨発言があり、成果文書は下記のとおり承認された。

・ HLE最終成果文書URL

<http://www.itu.int/wsis/implementation/2014/forum/inc/doc/outcome/362828V2E.pdf>

ここで成果文書ドラフティングからHLEでの承認までのプロセスについて振り返ってみたい。

HLEの成果文書は

- ① 「WSIS+10 Statement on the Implementation of WSIS Outcomes（WSISのこれまでの成果）」
- ② 「WSIS+10 Vision for WSIS Beyond 2015（2015年以降のWSISの新たな目標）」

の二つから構成されている。

成果文書は各国政府の他、各国国際機関、民間企業や市民社会、NGOなどあらゆるステークホルダーが参加可能なWSIS+10マルチステークホルダー準備会合（MPP）でドラフティングが行われており、当初2013年10月、12月及び2014年2月の3回のMPP会合で成果文書案をセットする予定

であった。

しかしながら、インターネットガバナンスやセキュリティといった問題について、MPP出席者間の意見の相違が激しく、3回のMPP会合だけで成果文書案をまとめることは難しいと判断され、2014年4月及び5月にMPP会合が追加で開催された。しかし、4月及び5月の追加MPP会合でも成果文書案について合意を得ることはできなかった。

具体的には、成果文書②の「C.アクションライン」のうちのC5（ICTの利用における信頼性とセキュリティの確立）、C8（文化的多様性）及びC9（メディア）の章について5月の第5回MPP終了時に合意に達することができず、それを最終結果としてHLEへ提出することとして、全ての準備会合は一旦終了となった。

しかし、アクションライン全体について合意を得るべきと強く考えるWSIS事務局によって、HLE前日の6月9日にMPP追加会合が開催される旨が急遽発表され、多くの参加者から更なる追加会合には反対の意見が出たものの、WSIS事務局の決定により追加会合が開催された。しかし、この追加会合で示された修正案に対してもイランが反対を続け、全体合意が得られず、MPPとしては成果文書②のCをHLEの承認の対象としないことを決定した。

しかし、最後まで唯一反対していたイランがHLE会合中に急遽合意し、HLEの承認の対象となる成果文書には、②のCも含まれることとなった。

このようにMPPでドラフティングが行われ、HLEで承認された二つの成果文書は2015年に国連総会で実施されるWSIS成果文書の実施状況の全体総括レビューへの重要な参考文献の一つとなることが予想される。

4. WSISフォーラムトラック

ハイレベルセグメントに引き続き、6月12日、13日の2日間、WSISフォーラムトラックが開かれ、各国政府、国際機関、企業、市民社会等がそれぞれのテーマに基づくワークショップを開催した。

日本は、我が国ICTとその利活用の事例を途上国に広く紹介することを目的に、総務省主催のワークショップを12日、13日の2日間にわたり開催した。

ワークショップは三つに分けて開催され、それぞれのテーマは

- ① 日本のWSIS 成果の実施に向けた取組（12日）、
- ② 防災へのICT活用に関する日本の取組（12日）及び

③ 途上国の課題解決のためのICT活用に関する日本の取組（13日）

とされた。

同ワークショップのスピーカーとして、総務省、日本企業等（日本ITU協会、塩尻市、古河電工、三菱電機、NTT、NTT西日本、富士通、日本電気、沖電気）から合計12人が参加し、各者の事例紹介を行った。

ワークショップ会場はHLEのメイン会場であるCICG会議場から若干離れたITU本部モンブリアンビルで開催されたものの、各会合とも開始から終了まで満席状態が続き、質疑応答も熱心に行われた。参加者は、日本の事例に高い関心を寄せており、特にアジア・太平洋地域からアフリカへの展開の可能性について質問が寄せられた。

他のワークショップでは空席も目立つ状況の中であって、日本のワークショップが数多くの来場者を得ることができた背景として、プレゼンテーション内容が事例の紹介等、具体

性を有しており、途上国を中心としたWSIS参加者の高い関心が得られたことや、多くの企業・団体の協力の下、幅広く、かつバランスの良いプログラムを組めたこと、また、宣伝ビラを作成し、プレナリー会場や展示会場等において集客活動を行ったこと等が指摘できよう。

また、日本のワークショップ来場者に対して名刺の提供を呼びかけ、日本側参加者で情報共有を行うことで、今後のネットワークの構築に資することも期待された。

更には、HLEの期間中、ITUモンブリアンビル1階に展示スペースが設けられ、日本企業も展示を行った。

改めて、ワークショップ、展示に関わった全ての方々にこの場を借りて心よりお礼申し上げる次第である。

なお、HLEの結果等詳細については以下の公式サイトにも掲載されており、適宜御参照いただければ幸いである。

<http://www.itu.int/wsis/implementation/2014/forum/>

参考．プログラム詳細

日時	テーマ	講演概要（アウトライン）	講演者
6月12日	WSIS Outcomeの実現に向けた日本の取組について		
	① 09:00-09:10 WSIS Outcome実現に向けた我が国の取組（総論）	This presentation will focus on the crews to enhance implementation of WSIS outcomes by reviewing how WSIS outcomes have been implemented in Japan.	総務省国際政策課 高本補佐
	② 09:10-09:30 塩尻市におけるICTインフラとアプリケーションの導入事例	This presentation will focus on how center-networks enable to develop disaster-resilient communities in rural area through introducing a case of Shiojiri city in Japan.	財団法人日本ITU協会 塩尻市 金子 様
	③ 09:30-10:00 ルーラル地域への光ファイバの展開	We developed small and right weight optical fiber cables in order to deploy optical fiber cables into rural area. In this presentation, we will explain these new optical fiber cables, and also introduce experience of optical fiber cable network construction in some islands.	古河電気工業株式会社 小林 様
	④ 10:00-10:30 ブロードバンドインフラの導入とセキュリティシステム	Experiences in developing and introducing broadband communication networks and CCTV security systems are presented. Also presented are activities involved to assist other countries to obtain knowledge and know-hows about these networks and systems.	三菱電機株式会社 土田 様
6月12日	防災へのICT活用事例について		
	⑤ 10:45-11:10 移動式ICTユニットー地域ICTサービスの即時提供ー	In this presentation, the Movable and Deployable ICT Resource Unit (MDRU), which can rapidly provide local ICT services in various areas such as rural areas and disaster areas, will be introduced.	日本電信電話株式会社 熊谷 様
	⑥ 11:10-11:35 スマートタウンと防災分野におけるICT利活用	NTT West introduces activities of the SmartTown with the case of "Smart HiKARI Town Kumamoto", which is an ongoing project in cooperation with Kumamoto Prefecture and Kumamoto City. As the great-granddaddy of them all, "Citizen Participation Hazard Map" will be also introduced that is aimed for educational training of disaster prevention.	西日本電信電話株式会社 八田 様
	⑦ 11:35-12:00 海底地震・津波センサーネットワーク及び通信	Submarine Earthquake and Tsunami sensor network system, which can also be used for communication, and provide the ideas for implementation in the earthquake countries. ITU-T is going to standardize this type of systems.	富士通株式会社 安村 様
6月13日	途上国の課題解決のためのICT活用について		
	⑧ 11:15-11:45 課題解決に向けたプロジェクト（全体）ー農業ソリューションーフィリピン	TTC (The Telecommunication Technology Committee) in Japan has been conducting ICT projects in rural areas for social issues in Agriculture, Aquaculture, Environmental, Health, Education. This presentation will introduce overview of these projects and aquaculture solutions in details.	日本電信電話株式会社 岩田 様
	⑨ 11:45-12:10 環境ソリューションーインドネシア・カリマンタン	This presentation will introduce a remote monitoring system using M2M sensor network built in cooperation with the University of Palang Raya, which will be useful for dam designs to maintain the pond to avoid peat fire from occurring.	日本電気株式会社 銀吉 様
	⑩ 12:10-12:35 医療及び地方自治体ソリューションーインドネシア・スマタラ	This presentation will introduce a case study of e-healthcare project which provides health checkup service and healthcare contents distribution service with residents in rural area. Furthermore, office solution for local government over Optical LAN infrastructure will be introduced.	沖電気工業株式会社 植松 様
	⑪ 12:35-13:00 教育ソリューションーマレーシア	This presentation will introduce APT (Asia-Pacific Telecommunity) IJ3 Project and its report on field trials focusing on optical networks, and also introduce some perspectives on applications standardized mainly by ITU.	三菱電機株式会社 横谷 様

2.5.5 WSISフォーラム2018

WSISフォーラム2018の結果概要

総務省 国政戦略局 国際政策課

おさない ゆうた
小山内 勇太

1. 概要

2018年3月19日から23日にかけて、WSIS（World Summit on the Information Society：世界情報社会サミット）フォーラム2018がスイス（ジュネーブ）にて開催された。

WSISフォーラムは、WSISアクションラインの進捗報告・情報交換等を行うことを目的として、アクションラインのファシリテーターであるITU（国際電気通信連合）がUNESCO（国連教育科学文化機関）、UNCTAD（国連貿易開発会議）、UNDP（国連開発計画）との共催により、毎年開催しており、各国政府・国連機関のみならず、全てのステークホルダーが参加可能である。

本年のWSISフォーラムのテーマは「情報知識社会の構築に向けたICT活用」であり、各国政府・企業・市民社会・学術界等から140か国2,500名以上が参加した。また、150以上のテーマによるワークショップ及び30以上の展示が行われ、各国で取り組んでいるプロジェクトの紹介、WSISアクションライン及びSDGs達成への道程等について意見交換が行われた。

3月20日及び21日の2日間は、各国政府・国連機関・企業・市民社会・学術界から閣僚級、大使、CEO等のハイレベルが参加するハイレベルトラックが開催され、日本からは富永総務審議官が参加した。

2. オープニング・セグメント

3月20日に開催された開会式では、アントニオ・グテーレス国連事務総長からのビデオメッセージ、共催機関、国連機関（ITU、UNCTAD、UNESCO、WTO、世界銀行グループ等）の代表者からの挨拶並びにWSISフォーラムの議長及びハイレベルトラックのファシリテーターの指名が行われた。WSISフォーラムの議長には、アラブ首長国連邦電気通信規制局のH.E. Eng. Majed Sultan Al Mesmar氏が選任された。

日本は、続いて行われた、スポンサーからのハイレベルを招いてのダイアログ「WSIS実施のためのマルチステークホルダー・パートナーシップ」に参加。富永総務審議官より、今年のWSISフォーラムのテーマである「情報知識社会の構築に向けたICT活用」のためには、ICTへのアクセス確保、



■写真1. 開会式の様子

情報の自由な流通が優先事項であるとし、日本の取組みである「質の高いインフラ・イニシアティブ」を紹介するとともに、マルチステークホルダーとの連携強化の重要性を訴えた。

なお、同ダイアログに参加していたルワンダからは自国の取組み（4GLTEが国民の95%をカバー）及び5月のトランスフォーラムアフリカの紹介、オマーン・ポーランドからは若者・女児向け教育の重要性、IEEEからはAIの活用及びそれに伴う課題について発言がなされた。

3. ハイレベル・ポリシーセッション

昨年に引き続き、各国政府・国連機関・企業・市民社会・学術界からのハイレベルによって個別に設定されたテーマについて意見交換を行うハイレベル・ポリシーセッションが開催された。セッションのテーマは以下のとおり。

- ① WSISアクションラインと2030アジェンダ
- ② デジタルディバイドの解消
- ③ 環境整備
- ④ 情報と知識へのアクセス
- ⑤ WSISアクションラインと2030アジェンダ/開発のためのファイナンスとICTの役割
- ⑥ ICT利用における信頼性とセキュリティの確立
- ⑦ 包括性：全ての人の情報・知識へのアクセス
- ⑧ ICTアプリケーションとサービス
- ⑨ ジェンダー主流化
- ⑩ デジタルエコノミーと貿易

⑪知識社会、人材育成、eラーニング/メディア

日本からは、富永総務審議官が、3月20日開催されたデジタルディバイドの解消に関するセッションに参加した。日本の競争政策による料金低廉化及び高いインターネットカバー率を紹介するとともに、デジタルディバイド解消には各国の事情に合わせた取組みが効果的であり、また政府だけでなく民間企業の役割が重要であると述べた。さらに、単につなげるだけでなく、今後のデジタル・トランスフォーメーションを考慮し、長期的観点から大容量のバックボーン・ネットワークへの効率的投資の必要性を強調した。

全体としては、デジタルディバイドを巡る環境は変化してお



■写真2. 発言を行う富永総務審議官

り、インフラ整備も引き続き重要な課題であるが、能力開発、手頃な価格（機器・サービス）、各世代・地域に合わせたコンテンツ、サービス及びビックデータ活用等の重要性がハイライトされた。

4. 閣僚級ラウンドテーブル

3月21日には、各国政府の閣僚級のみが参加可能な閣僚級ラウンドテーブルが開催された。「2025年に向けた機会、トレンド、課題」というテーマで開催され、25か国*が参加。各国からICTに関する自国施策等が紹介され、コネクティビティ、キャパシティビルディング、個人情報保護等が課題として挙げられた。トルコからはテロの脅威、デジタルディバイドが課題として言及された。パキスタンからは3つの提言として、①全ての国へのユニバーサル基金設立の必要性、②ICT教育の重要性、③今後の5G時代の影響が紹介された。

5. その他

日本はWSISフォーラム2018にスポンサーシップを提供しており、ITU主催のWSISフォーラム2018レセプションにて、感謝状を受け取った。

（参考）下記URLから会合結果文書をダウンロード可能
<https://www.itu.int/net4/wsis/forum/2018/>



■写真3. WSISフォーラム2018レセプションにて

* UAE：副議長、アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベニン、ブータン、ブラジル、コロンビア、ガンビア、ガボン、ジョージア、ガーナ、インド、イラン、マリ、モーリシャス、オマーン、パキスタン、ポーランド、セルビア、ルワンダ、ルーマニア、トルコ、イエメン、セネガル、日本



2.6 ITU世界テレコム (WT)

2.6.1 ITU世界テレコム2018の結果概要

Telecom World 2018 報告

一般財団法人日本ITU協会

岸本 淳一
きしもと じゅんいち



ダーバンICC全景

1. 南アフリカ ダーバンで開催

Telecom World 2018は、2018年9月10日から13日までの4日間、南アフリカ共和国ダーバンで開催された。



マンデラ元大統領



ジャオITU事務総局長



Cyril Ramaphosa現大統領

オープニングセレモニーでは、今年、生誕100周年となる南アフリカ マンデラ元大統領の姿が会場に投影され、その後、ジャオITU事務総局長の挨拶、南アフリカCyril Ramaphosa現大統領の開会宣言と続いた。

主催者によれば、157名（47か国）による講演、3,100名を超える参加者とのことであった。

2. 閣僚級ラウンドテーブル

今回の閣僚級ラウンドテーブルは、下記の3テーマで、終日にわたり、活発な議論が行われた。

●Government enabling smarter digital development

(より高度なデジタル開発を可能にする政府)

●Addressing the risk of a smarter world (より高度な社会の実現へ向けてのリスクへの取組み)

●Financing Digital development (デジタル開発に関する資金調達)

最初のセッションGovernment enabling smarter digital developmentは、南アフリカ通信郵政副大臣が司会を務め、ジャオITU事務総局長が冒頭挨拶した。

このセッションは、ICTの展開とネットワーク、サービス、アプリケーションの導入を推進するための政府の役割をテーマとしたセッションで、参加者の各国の通信大臣からは、各国におけるデジタルインフラの導入促進、デジタル技術を生かした経済活性化などへの取組みが紹介された。

Financing Digital developmentでは、デジタル変革を



司会 南アフリカ通信郵政副大臣



ジャオITU事務総局長挨拶



南アフリカ通信大臣



パレスチナ自治区通信大臣



推進し、世界中のより高度な社会に移行するために必要な、デジタルインフラ普及のための資金調達、投資活性化についての議論が行われた。依然として世界的にはインフラが充足していないことを感じた。

ITUでは、テレコムワールドにおいて、技術の展示だけでなく、各国の閣僚、リーダーによる議論を重視しており、今回のラウンドテーブルでの熱心な議論からも、各国の関心の高さを感じた。



閣僚級ラウンドテーブルセッション



司会 ジョンソンITU事務総次局長



中国パビリオン



China Mobile展示



アフリカ連合インフラ・エネルギー長官



セッション参加者



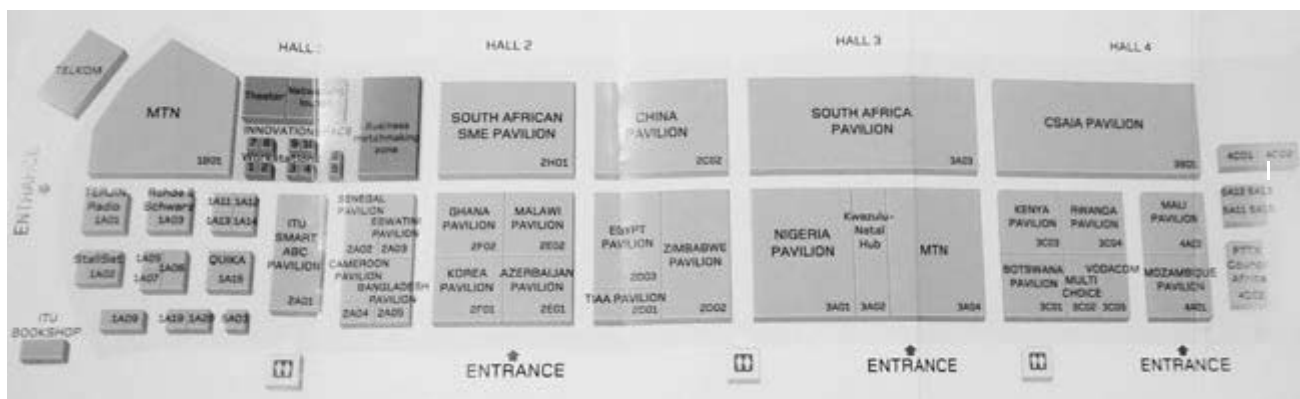
China Telecom展示



CSAIA展示



展示会場の模様



パビリオン配置図

3. 各国・各社展示

各国による展示は、主催国南アフリカと中国が大きな面積を占め、目立っていた。

中国は、通信事業者各社によるパビリオンと中国衛星応用工業会（CSAIA）によるパビリオン、また、各社などによるパビリオンなど、アフリカでの存在感を感じさせるものであった。

開催国の南アフリカパビリオンでは、多数の同国のSME（Small/Medium Enterprise）いわばベンチャー企業がそ



南アフリカパビリオン



ドローン運用会社創立社長

それぞれの独自技術を展示していた。

それ以外の国では、やはりアフリカ諸国の展示が多く、アジアからはバングラデシュ、韓国が展示を行っていた。



バングラデシュ展示



韓国展示

日本からは、安価で堅牢な光ファイバ敷設を提案するグローバルプランが展示を行った。



グローバルプランの展示

4. フォーラムセッションの様様

フォーラムの各セッションでは、技術、政策、課題解決など様々なテーマでの議論が行われた。

“Smart ABC”、人工知能（AI）、金融分野（Bank）、都市高度化（Cities）をキーワードとした複数のセッションも行われた。

①Smart ABC Expert Roundtable: How human economies can benefit from smart machines（人間が如何に高度マシンの恩恵を受けるか）では、AI、機械学習、大規模なデータ分析は、金融分野において大きな変革の可能性を秘めているが、例えば、AIの決定、行動、影響をどのように規制すべきか慎重に議論し、定める必要がある等の様々な観点での意見が交わされた。

②Smart ABC Expert Roundtable: The role of digital finance in smart, sustainable cities（スマートで持続可能な都市におけるデジタルファイナンスの役割）では、デジタル

金融サービスは、スマート都市の多くの側面を効果的に運用する上で重要であり、輸送から健康、住宅、公益事業、公共サービスまでのあらゆる分野でスマートな都市生活を向上させることができるが、実際には、その実現にあたり、障壁も多いので、課題とその対応策について、参加者それぞれの経験や視点から意見が提示された。

③High Level Panel Discussion: Promoting ICT opportunities for women empowerment（女性エンパワーメントのためのICT機会の促進）では、政府、国際機関、企業の女性リーダーが集まり、公的機関と民間組織の間でイノベー



①セッションの様様



リー ITU-T局長



AIベンチャー（mandal.ai）



データ分析会社（Ixio Analytics）



国際金融公社



②セッションの様様



③セッションの様様



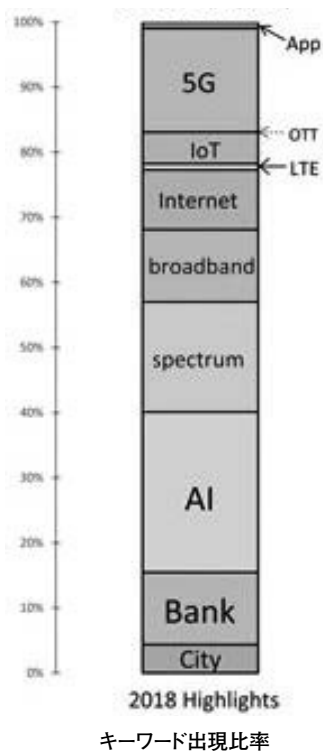
南アフリカ通信郵政副大臣



南アフリカ地方政府高官

ションを起こすための取組みについての意見が報告され、現状の改善のための枠組みや女性の経済的能力やビジネス上のネットワークを強化するための方法などについて活発な議論が行われた。

今回開催の多様なフォーラムでの傾向について、セッション紹介（プログラム）や日々のハイライトに出現したキーワードの比率を用いて確認した。昨年に続いて、Smart ABCへの関心の高さがうかがえ、中でも人口知能に最も高い関心が見られた。技術的なキーワードでは「5G」に関する議論が多かったことがうかがえる。



5. アワードセレモニー

本イベントの締めくくりとなるアワードセレモニーでは、参加した各国政府、SMEに対して、Government Award（政府賞）、Global SME Awards Best Business Model（ビジネスモデル賞）、Most innovative use of ICT（革新的ICT活用賞）、Greatest Social Impact（社会影響賞）、Global SME Excellent Award（最優秀賞）などの各賞が贈られた。



政府賞ケニア



グローバルSME最優秀賞 puleg



受賞者と共に

6. 所感・感想

全体を通じた個人的な所感・感想は、以下である。

- (1) 途上国での、インフラ導入/整備（特にブロードバンド導入）は、継続した課題である。
- (2) 各国では、産業発展等に向けてICT活用に取り組んでいるが、各種の懸念やリスクの解決/整理も必要とされており、個々の取組みが実施されている。いかに効率的に、スピーディに課題をクリアするかを、各国各処のそれぞれの環境の中で、粘り強く取り組んでいる様子が垣間見えた。

折しも、本イベントに出発する9月初旬の前に、日本では豪雨や地震があり、大きな被害が発生した。本年夏以降、例年より多いと感じる日本の自然災害であるが、ICTの力を用いた『災害時の情報共有方法』や『復旧復興時の支援方法』など各地で行われている事例を、日本から発信することが他国での災害対策の一助になるのではないかと感じた。

7. 次回ハンガリー開催

今回は、2019年9月にハンガリー（ブダペスト）で開催予定である。世界の動向把握、情報収集のため、より多くの皆様に参加していただけることを期待しております。よろしくお願いいたします。

Telecom World 2018については、当協会HPでもレポートしています。写真詳細等をご覧下さい。

〈ITUテレコムワールド2018ビジュアルレポート〉

https://www.ituaj.jp/00_sg/20180910_TW18/TW18.html

2.6.2 ITU世界テレコム開催状況一覧

ITU世界テレコム1971 (1971年6月17日～27日)

テーマ:電気通信と宇宙

出展者数:14 カ国 250 者

入場者総数:7 万人

日本:

-出展面積:1,000 m²

-参加団体:6 団体(電電公社、KDD、NHK、通信機械工業会、電子機械工業会、通信電線線材協会)

ITU世界テレコム1975 (1975年10月2日～8日)

テーマ:電気通信は進歩を目指す

総面積:52,000 m²

出展者数:37 カ国 350 者

入場者総数:10 万人

日本:

-出展面積:140 m²

-参加団体:5 団体(KDD、日本電気、富士通、安立電気、田村電機)

ITU世界テレコム1979 (1979年9月20日～26日)

テーマ:

第1部:電気通信の将来展望とその経済財政の動向

第2部:世界電気通信網の統合—80年代の技術

総面積:70,000 m²

出展者数:42 カ国 600 者

入場者総数:16 万人

日本:

-出展面積:1,369 m²

-参加団体:12 団体(電電公社・KDD・NHK・JTEC・通信線材協会・日本電気・富士通・日立製作所・安立電気・岩崎通信機・三菱電機・東京芝浦電気
(壁面利用:通信機械工業会・日本電子機械工業会))

ITU世界テレコム1983 (1983年10月26日～11月1日)

テーマ:Telecommunications for all (万人のための電気通信)

経済シンポジウム:

技術シンポジウム:

法律シンポジウム:

総面積:69,000 m²(屋内 53,000 m²、屋外 16,000 m²)

出展者数:72 カ国 650 者

入場者総数:20 万人

日本:

-テーマ:Invitation to New Telecom

-出展面積:2,506 m²

-参加団体:19 団体(電電公社・KDD・光産業技術振興協会・通信電線線材協会・日本電気・富士通・日立製作所・安立電気・岩崎通信機・三菱電機・

沖電気工業・日本通信工業・安藤電気・東京芝浦電気・松下通信工業・松下電送・リコー・田村電機製作所・(通信機械工業会・日本電子機械工業会))

ITU世界テレコム1987 (1987年10月19日～27日)

テーマ:Communication Age: Networks and Services for a World of Nations
(世界を一つに結ぶ電気通信サービス)

政策シンポジウム:Communication Age:

Networks and Services for a World of Nations

技術シンポジウム:Telecommunication Services for a World of Nations

法制シンポジウム:Harmonization of Global Telecommunications Systems

経済シンポジウム:The Role of Telecommunications in the Infrastructure
and its Impact on Economic Growth

地域通信網の開発と国際協力シンポジウム:

総面積:88,000 m²(屋内 72,000 m²、屋外 16,000 m²)

出展者数:約 80 カ国 803 者

入場者総数:26.4 万人

日本:

-テーマ:Harmony (調和)

-出展面積:4,558.5 m²

-参加団体:26 団体(NTT・KDD・NHK・日本電気・東芝・キヤノン・ソニー・リコー・沖電気工業・三菱電機・日本無線・藤倉電線・国際電気・大興電機製作所・アンリツ・住友電気工業・光産業技術振興協会・岩崎通信機・東北金属工業・東洋通信機・古河電気工業・田村電機製作所・安藤電気・富士通・松下電器産業・日立製作所)

ITU世界テレコム1991 (1991年10月7日～15日)

テーマ:An Interconnected World: Improving the Quality of Life for All
(世界を結ぶ:人類の豊かな生活のために)

政策シンポジウム:Towards a Global Networked Society

法制シンポジウム:Competition and Cooperation in the Changing
Environment

技術シンポジウム:Integration, Interoperation and Interconnection:
The Way to Global Services

経済シンポジウム:Telecommunications as a Catalyst for Development
and Growth?

ラウンドテーブル:Telecommunications Accessible to Everyone

総面積:91,860 m²

出展者数:37 カ国 850 者

入場者総数:337,336 人

日本:

-テーマ:A World in Touch (ふれあう世界)

-出展面積:4,254.9 m²

-参加団体:29 団体(NTT・KDD・NHK・日本国際通信・リコー・キヤノン・松下電器産業・ソニー・シャープ・安藤電気・田村電機製作所・大興電機製作所・村田機械・日本電気・国際デジタル通信・岩崎通信機・日本無

線・古河電気工業・住友電気工業・日立製作所・三菱電機・アンリ
ツ・東芝・富士通・沖電気工業・藤倉電線・三菱電線工業・光産業技
術新興協会・東洋通信機

I T U世界テレコム1995 (1995年10月3日～11日)

テーマ:Connect!

戦略サミット:Breaking Down Barriers Towards the Global Information
Society

技術サミット:Convergence of Technologies, Services and Applications

総面積:99,000 m²

出展者数:184 カ国 1,066 者

日本:

-テーマ:Link All!

-出展面積:4,476.7 m²

-参加団体:27 団体(NTT・KDD・NHK・日本電気・住友電気・三菱電線工業・シャープ・
古河電気工業・フジクラ・松下電器産業・キヤノン・日本無線・日立製
作所・沖電気工業・リコー・アンリツ・富士通・ジーシーテクノロジー
ー・大井電気・第二電電・東芝・国際電気・日本テレコム・安藤電気・日
本国際通信・国際デジタル通信・日通工)

I T U世界テレコム1999 (1999年10月10日～17日)

テーマ:Join the World!

政策・戦略サミット

インフラストラクチャサミット

インタラクティブサミット

開発サミット:

総面積:100,400 m²

出展者数:47 ヶ国 1,146 者

日本:

-出展面積:6,183.8 m²

-参加団体:26 団体(N T Tグループ・K D D・三洋電機・シャープ・日本サテライ
トシステムズ・住友電気工業・古河電気工業・フジクラ・沖電気工業・
キヤノン・松下電器産業・アンリツ・三菱電機・東芝・国際電気・日本
無線・日本テレコム・第二電電・京セラ・NHK・ナカヨ通信機・ケン
ウッド・安藤電気・日本電気・日立製作所・富士通)

I T U世界テレコム2003 (2003年10月12日～18日)

テーマ:Helping the World Communicate

開催フォーラム:Showcase Presentation

:Final Forum Programme

:Telecom Development Symposium

:Youth Forum Programme

総面積:102,720 m²

出典者数:51 カ国 911 者

入場者数:100,840 人

日本:

-出展面積 : 3,457.2 m²

-参加団体 : 20 団体 (NTTグループ、三菱電機・シャープ、J S A T、三洋電機、ACCESS、日本テレコム、日本無線、日本放送協会、住友電気工業、スタンレー電気、京セラ、ソニー、フジクラ、古河電気工業、東芝、東海大学総合医学研究所、日本電気、松下電器産業、ストロベリーコーポレーション)

I T U世界テレコム2006 (2006年12月4日-8日)

テーマ : Living the Digital World

出展者数 : 37 カ国 695 者

来場者数 : 61,958 人

日本 :

-日本パビリオン面積 1,716 m²

-日本パビリオン参加団体

10 団体 (NTTグループ、沖電気工業、松下電器産業、三菱電機、京セラ、シャープ、アンリツ、KDDI、フジクラ、東海大学)

-単独参加団体 7 団体 (富士通、日立、NEC、東芝、エイベックス、アクセス、ユーディナ・デバイス)

テレコムフォーラム 2006

-約 2,100 人が参加し、Digital Lifestyles, Digital Ecosystems, Digital Society の 3 分野でセッションが行なわれた。

I T U世界テレコム2009 (2009年10月5日-9日)

テーマ : Open Networks-Connected Minds

出展者数 : 49 カ国 456 者

来場者数 : 約 2 万人

日本 :

-日本パビリオン面積 224 m²

-日本パビリオン参加団体

3 団体 (NHK、N I C T、三菱電機)

-単独参加団体 3 団体 (NTTグループ、K D D I、富士通)

テレコムフォーラム 2009

-Technology foresight, ICT and economic growth, Development, New Regulatory Models, Cybersecurity, ICT and climate change の 6 つのセッションが開催予定。

I T U世界テレコム2011 (2011年10月24日~27日)

出展者数 : 41 カ国 237 者

来場者数 : 約 6,500 人

日本 :

-日本パビリオン面積 150 m²

-日本パビリオン参加団体

3 団体 (NICT、NTT、NTT ドコモ)

-単独参加団体 2 団体 (NTT グループ、富士通)

I T U世界テレコム2012 (2012年10月14日～18日)

Dubai International Convention and Exhibition Centreにて開催（アラブ首長国連邦 ドバイ）

テーマ： 1 Conversation that matters

出展者数： 58 カ国 120 者

来場者数： 約 3,000 人

スピーカー：238 人

日本：

-単独参加団体（NTT 103 m²、三菱電機 Sponsored Workshop）

I T U世界テレコム2013 (2013年11月19日～22日)

IMPACT Exhibition & Convention Centerにて開催（タイ バンコク）

テーマ： Embracing Change in a digital world

出展者数： 153 カ国 166 者

来場者数： 約 6,000 人

スピーカー：239 人

日本：

-日本パビリオン参加団体

5 団体（NICT、NTT グループ、NEC、三菱電機、ヤマハ）379 m²

出展協力（NHK、フジテレビ、日本テレビ）

I T U世界テレコム2014 (2012年12月7日～10日)

ドーハ（カタール）にて開催

テーマ： Confronting the Future

出展者数： 111カ国169者

来場者数： 3,500人

スピーカー： 205人

日本：

-単独参加団体（NTT）

I T U世界テレコム2015 (2015年10月12日～15日)

HungExpoにて開催（ハンガリー ブダペスト）

テーマ： Accelerating Innovation for social good

出展者数： 54 カ国 238 者

参加者数： 4,000 人

スピーカー：247 人

日本：

-日本パビリオン面積 250 m²

-日本パビリオン参加団体：5団体

情報通信研究機構（NICT）、富士通、インターネットイニシアティブ（IIJ）、
日本電池再生、NTTグループ

-統一テーマ：安心・安全な社会構築 IoT活用が導く未来

I T U世界テレコム2016 (2016年11月14日～17日)

IMPACT Arena, Exhibition and Convention Centerにて開催（タイ バンコク）

テーマ： Accelerating Innovation for social good

出展者数： 37 カ国 250 者

参加者数： 128 カ国 8,800 人

スピーカー：173 人

日本：

-日本パビリオン参加団体：

NTTコミュニケーションズタイランド、インターネットイニシアティブ
(IIJ)、日本電池再生、ネクステック、スマートイノベーション及び情報通
信研究機構 (NICT) 315m²

総務省ブース105m²

-日本セッションテーマ：経済成長に向けた新価値創造

ITU世界テレコム2017 (2017 年 9 月 25 日～28 日)

Busan Exhibition & Convention Center にて開催 (韓国 釜山)

テーマ： Smart digital transformation, global opportunities

出展者数： 35 カ国 458 者

参加者数： 126 カ国 9,100 人

スピーカー：125 人

日本：

-日本パビリオン参加団体：

Welltool (株)、メロディ・インターナショナル (株) 及び情報通信研究機
構 (NICT) 252m²

ITU世界テレコム2018 (2018 年 9 月 10 日～13 日)

Durban International Convention Centre にて開催 (南アフリカ共和国 ダーバン)

テーマ： Innovation for smarter digital development

出展者数： 約 300 者

参加者数： 94 カ国 3,700 人以上

スピーカー：47 カ国 157 人

ITU世界テレコム2019 (2019 年 9 月 9 日～12 日)

ブダペスト (ハンガリー) にて開催予定

2.7 今後の主な会合予定

Council 2018
Geneva, 17-27 April 2018



Agenda item: PL 2.8

Document C18/37-E
8 February 2018
Original: English

Report by the Secretary-General

SCHEDULE OF FUTURE CONFERENCES, ASSEMBLIES AND MEETINGS OF THE UNION: 2018-2021

Summary

The following planned schedule for the years 2018-2021 is presented for general information.

Action required

The Council is invited **to note** this report.

• <http://www.itu.int/council> •

2
C18/37-E

2018											
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
CWG _s 15-26/1			EG-ITRs 12-13 CWG-SFP 16 C-18 17-27	WTISD 17					Last session of C18 + PP-18 27/10 + 29/10-16/11		
ITU-R***											
		RRB18.1 19-23 RAG 26-29				RRB18.2* 16-20				RRB18.3* 26-30	WRS-18 3-7
ITU-T***											
TSAG 26/02-2/03										ITU Kaleidoscope* *** 26-28	TSAG 10-14
			TDAG 9-11	ITU-D 30/4-11/5	CBS 18-20	GSR 9-12		ITU-D** 17/9-12/10		EGH-EGTI* 16-19/10	WTIS** 3-7
		WSIS Forum 19-23	Girls in ICT 26					ITU Telecom World 10-13			
2019											
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
CWGs* 28/01-8/02				WTISD 17	CWG _s * 5-7 C-19 10-20			CWG _s * 9-20			
ITU-R***											
	CPM19-2 18-28 RRB19.1***		RAG* 15-18		RRB19.2***				RRB19.3*** RA-19 21-25 WRC-19 28/10-22/11 CPM23-1* 25-26/11		
ITU-T***											
		ITU-D* 18-29	TDAG* 2-5			GSR** 8-12		TSAG* 23-27	ITU-D* 23/09-18/10 EGH-EGTI* 16-20		WTIS****
			WSIS Forum* 8-12 Girls in ICT 25					ITU Telecom World 2019**** 1-15			
2020											
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
	CWG _s * 3-14 February or 10-21 February			WTISD 17	CWG _s * 4-5 and 8 C-20* 9-19			CWG _s * 7-18/-09 or 21/09-4/10			
ITU-R***											
	RRB20.1***		RAG***			RRB20.2***			RRB20.3***		WRS-20***
ITU-T***											
	TSAG**					TSAG***				GSS*** WTSa-20*** ITU Kaleidoscope****	
	ITU-D* 17-28	TDAG* 24-27				GSR** 6-10		CBS**** EGH-EGTI* 14-18/09	ITU-D* 21/09-16/10	WTIS** 24-27 RPMs****	
			WSIS Forum* 30/03-3/04 Girls in ICT 23							ITU Telecom World****	

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined
 * Proposed dates to be confirmed
 ** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed
 **** Period/dates and venue to be determined
 ***** Period/dates and precise place to be determined

3
C18/37-E

2021											
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
CWGs* 25/01-5/02 or 1-12/02				WTISD 17	CWGs 3-4 and 7 C-21* 8-18			CWGs*			
ITU-R***											
		RRB21.1*** RAG***				RRB21.2***				RRB21.3***	
ITU-T***											
		TSAG***							ITU-T***		
		RPMs**** ITU-D* 15-26		CM-RPM* 24 TDAG* 25-28		GSR** 1-15		EGH-EGTI* 13-17	ITU Kaleidoscope**** WTDC**** WTIS**** 1-15/12		
			Girls in ICT 22	WSIS Forum***				World Telecom****			

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined
* Proposed dates to be confirmed
** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed
**** Period/dates and venue to be determined
***** Period/dates and precise place to be determined

2018

ITU-R***	Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups: proposed period: January-December
ITU-T***	Telecommunication Standardization Study Groups Meetings and Workshops: proposed period: January-July and September-December
CWGs	Cluster of Council Working Groups: 15-26 January CWG for Strategic and Financial Plans, 15-16 January CWG-LANG, 16 (morning) January Expert Group on ITRs, 17-19 January Open consultation of CWG-Internet, 22 January CWG on FHR, 22-23 January CWG on Child online protection, 23 January CWG on WSIS, 24-25 (morning) January CWG-Internet, 25 (afternoon)-26 January
Fin*****	Meeting of Senior Experts on Financing Information and Communication Technology Projects: date to be determined
TSAG	Telecommunication Standardization Advisory Group: 26 February- 2 March and 10 – 14 December
RRB18.1	Radio Regulations Board: 19-23 March
WSIS Forum	World Summit on the Information Society Forum: 19-23 March
RAG	Radiocommunication Advisory Group: 26-29 March
TDAG	Telecommunication Development Advisory Group: 9-11 April
EG-ITRs	Expert Group on the International Telecommunication Regulations: 12-13 April
CWG SFP	CWG for Strategic and Financial Plans, 16 April
C-18	Council 2018: 17-27 April, and last meeting on 27 October, before PP-18
Girls in ICT	International “Girls in ICT” day: 26 April
ITU-D	Telecommunication Development Study Groups: 30 April-11 May
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
<u>CBS</u>	Capacity Building Symposium: 18-20 June
GSR	Global Symposium for Regulators: 9-12 July
RRB18.2*	Radio Regulations Board: proposed dates: 16-20 July
<u>ITU Telecom World 2018</u>	ITU Telecom World 2018: 10-13 September
ITU-D*	Telecommunication Development Rapporteur Groups: proposed dates: 17 September-12 October
EGH-EGTI*	Meetings of the Expert Group on ICT Household Indicators and of the Expert Group on Telecommunication/ICT Indicators, proposed dates: 16-19 October
<u>ITU Kaleidoscope</u> ****	ITU Kaleidoscope: proposed period: 26-28 November
<u>PP-18</u>	Plenipotentiary Conference: 29 October-16 November

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

RRB18.3*	Radio Regulations Board: proposed dates: 26-30 November
<u>WTIS</u> **	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed dates: 3-7 December
WRS-18	World Radiocommunication Seminar: 3-7 December
2019	
ITU-R***	Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups: proposed period: January-December
ITU-T***	Telecommunication Standardization Study Groups Meetings and Workshops: proposed period: January-July and September-December
CWGs*	Council Working Groups: proposed dates: 28 January-8 February
CPM19-2	Conference Preparatory Meeting: 18-28 February
RRB19.1***	Radio Regulations Board: proposed period: February or March
ITU-D*	Telecommunication Development Study Groups: proposed dates: 18-29 March
TDAG*	Telecommunication Development Advisory Group: proposed period: 2-5 April
RAG*	Radiocommunication Advisory Group: proposed dates: 15-18 April
Girls in ICT	International "Girls in ICT" day: 25 April
WSIS Forum*	World Summit on the Information Society Forum: proposed dates: 8-12 April
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
CWGs*	Council Working Groups: proposed dates: 5-7 June
C-19	Council 2019: 10-20 June
RRB19.2***	Radio Regulations Board: proposed period: June or July
<u>GSR</u> **	Global Symposium for Regulators: proposed dates: 8-12 July
CWGs*	Council Working Groups: proposed dates: 9-20 September
EGH-EGTI*	Meetings of the Expert Group on ICT Household Indicators and of the Expert Group on Telecommunication/ICT Indicators, proposed dates: 16-20 September
TSAG*	Telecommunication Standardization Advisory Group: proposed dates: 23-27 September
ITU-D*	Telecommunication Development Rapporteur Groups: proposed dates: 23 September-18 October
RRB19.3***	Radio Regulations Board: proposed period: October
<u>RA-19</u>	Radiocommunication Assembly: 21-25 October
<u>WRC-19</u>	World Radiocommunication Conference: 28 October-22 November
<u>CPM23-1</u> *	Conference Preparatory Meeting: proposed dates: 25-26 November
<u>WTIS</u> ****	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed period: November-December

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

ITU Telecom World 2019**** ITU Telecom World 2019: proposed period: **1-15 September**

ITU Kaleidoscope**** ITU Kaleidoscope: proposed period: **October-December**

2020

ITU-R*** Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups:
proposed period: **January-December**

TSAG*** Telecommunication Standardization Advisory Group: proposed period:
February and July

GSS*** Global Standard Symposium: proposed period: **October-December**

WTSA-20*** Wold Telecommunication Standardization Assembly: proposed period:
October-December

ITU-T*** Telecommunication Standardization Study Group Meetings and
Workshops: proposed period: **January-July** and **September-December**

CWGs* Council Working Groups: proposed dates: **3-14 February** or **10-21
February**

RRB20.1*** Radio Regulations Board: proposed period: **February-March**

ITU-D* Telecommunication Development Study Groups: proposed dates: **17-28
February**

RAG*** Radiocommunication Advisory Group: proposed period: **March-April**

TDAG* Telecommunication Development Advisory Group: proposed dates:
24-27 March

Girls in ICT International “Girls in ICT” day: **23 April**

WTISD World Telecommunication and Information Society Day: **17 May**

WSIS Forum* World Summit on the Information Society Forum: proposed dates:
30 March-3 April

CWGs* Council Working Groups: proposed dates: **4-5** and **8 June**

C-20* Council 2020: proposed dates: **9-19 June**

RRB20.2*** Radio Regulations Board: proposed period: **July**

GSR** Global Symposium for Regulators: proposed dates: **6-10 July**

CBS**** Capacity Building Symposium: proposed period: **September**

CWGs* Council Working Groups: proposed dates: **7-18 September** or **21
September-4 October**

EGH-EGTI* Meetings of the Expert Group on ICT Household Indicators and of the
Expert Group on Telecommunication/ICT Indicators, proposed dates:
14-18 September

ITU-D* Telecommunication Development Rapporteur Groups: proposed dates:
21 September-16 October

RRB20.3*** Radio Regulations Board: proposed period: **October**

World Telecom**** ITU Telecom World 2019: proposed period: **October-December**

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

WTS-20***	World Telecommunication Standardization Assembly: proposed period October-December
<u>ITU Kaleidoscope</u> ****	ITU Kaleidoscope: proposed period: October-December
WTIS**	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed dates: 24-27 November
WRS-20***	World Radiocommunication Seminar: proposed period: December
RPMs****	Regional Preparatory Meetings for WTDC-21, proposed period: November 2020-April 2021
2021	
<u>RPMs</u> ****	Regional Preparatory Meetings for WTDC-21, proposed period: November 2020-April 2021
ITU-R***	Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups: proposed period: January-December
ITU-T***	Telecommunication Standardization Study Group Meetings and Workshops: proposed period: January-July and September-December
CWGs*	Council Working Groups: proposed dates: 25 January-5 February or 1-12 February
RRB21.1***	Radio Regulations Board: proposed period: March
ITU-D*	Telecommunication Development Study Groups: proposed dates: 15-26 March
RAG***	Radiocommunication Advisory Group: proposed period: March-April
TSAG***	Telecommunication Standardization Advisory Group: proposed period: March-April
Girls in ICT	International “Girls in ICT” day: 22 April
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
WSIS Forum***	World Summit on the Information Society Forum: proposed period: May
CM-RPM*	Coordination Meeting for Regional Preparatory Meetings: proposed dates: 24 May
TDAG*	Telecommunication Development Advisory Group: proposed dates: 25-28 May
CWGs*	Council Working Groups: proposed dates: 3-4 and 7 June
C-21*	Council 2021: proposed dates: 8-18 June
<u>GSR</u> **	Global Symposium for Regulators: proposed period: 1-15 July
RRB21.2***	Radio Regulations Board: proposed period: July
EGH-EGTI*	Meetings of the Expert Group on ICT Household Indicators and of the Expert Group on Telecommunication/ICT Indicators, proposed period: 13-17 September
CWGs*	Council Working Groups: proposed period: September-October
<u>World Telecom</u> ****	ITU Telecom World 2019: proposed period: September-December

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

<u>WTDC</u> ****	World Telecommunication Development Conference: proposed period: October-December
<u>ITU Kaleidoscope</u> ****	ITU Kaleidoscope: proposed period: October-December
RRB21.3***	Radio Regulations Board: proposed period: November
<u>WTIS</u> ****	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed period: 1-15 December

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined
* Proposed dates to be confirmed
** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed
**** Period/dates and venue to be determined
***** Period/dates and precise place to be determined